

欧州統一特許裁判所 手続規則 第 15 次草案  
(日本語仮訳)

2013 年 9 月

独立行政法人 日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、欧州統一特許裁判所準備委員会が発表した草案の原文については、以下の URL よりご参照いただけます。

<http://www.unified-patent-court.org/images/documents/draft-rules-of-procedure.pdf>

統一特許裁判所の手続規則（規則）についての仮の一式の条文

状況
----

1. 2009 年 5 月 29 日付けの第 1 次草案
  - ・ 2009 年 6 月 5 日及び 6 月 19 日の専門家会議において議論された。
2. 2009 年 7 月 9 日付けの第 2 次草案、委員会から送付された調査報告書、理事会の作業文書 11813/09
  - ・ 2009 年 7 月 22 日に知的所有権（特許）について理事会の作業部会で議論された。
3. 2009 年 9 月 25 日付けの第 3 次草案
  - ・ 2009 年 10 月 2 日に専門家会議で議論された。
4. 2009 年 10 月 16 日付けの第 4 次草案
  - ・ 2009 年 10 月 31 日に、第 5 回欧州特許裁判官フォーラムで議論された。
5. 2012 年 1 月 27 日付けの第 5 次草案
  - ・ 2012 年 2 月 3 日に専門家会議で議論された。
6. 2012 年 2 月 22 日付けの第 6 次草案
  - ・ 2012 年 2 月 25 及び 26 日に起草委員会によって議論された。
7. 2012 年 3 月 20 日付けの第 7 次草案
  - ・ 2012 年 3 月 24 及び 25 日の起草委員会によって議論された。
8. 2012 年 3 月 30 日付けの第 8 次草案
  - ・ 技術的協議について
9. 2012 年 5 月 24 日付けの第 9 次草案
10. 2012 年 10 月 16 日付けの第 10 次草案
11. 2012 年 11 月 7 日付けの第 11 次草案
  - ・ 2012 年 11 月 9 及び 10 日に起草委員会によって議論された。
12. 11 月 29 日付けの第 12 次草案
13. 2013 年 1 月 14 日付けの第 13 次草案
  - ・ 番号をつけ直したバージョン

14. 2013年1月31日付けの第14次草案
  - ・ 公開コンサルテーション前の追加の非公式コメント
15. 2013年5月31日付けの第15次草案
  - ・ 公開コンサルテーション用

## 序言

本文書には、統一特許裁判所（本文書において、「UPC」又は「裁判所」という）規則及び裁判所規程（本文書において「規程」という）についての条文一式の草案が含まれる。

手続法の基本原則は、既に UPC の協定（本文書において「協定」という）の第Ⅲ部に、例えば、比例性及び公正性、訴訟の管理、審問を受ける権利、公開性、手続の段階等で規定されている。「協定」は、言語、当事者、代理、証拠方法、鑑定人に関する一般規定をも含み、保全措置（特に仮差し止め）を命じ、証拠保全（*saisie-contrefaçon*）、是正措置を命じる UPC の権限等について定義している。

しかし、協定中の数カ所において、手続の詳細について詳しく説明する規則への参照が設けられている。これは十分に試行された法律上の技術であり：基本原則のみが協定に含まれており、多くの手続の詳細は補助的法律文書に委ねられている。

協定第 41 条(2)の規定に従い、UPC の規則は、全ての利害関係者との広範な協議を基に管理委員会に採択され、規則の欧州連合法との適合性に関する欧州委員会の見解が要請されるものとする。

本協定に署名を行った締約国は、早期確立のための実用的な取り決めを準備し、裁判所の運用に入る準備を担当する準備委員会を設定している。締約国は、裁判所のための適切な規則とそれが一様に適用されることの重要性を認識しており、これは、裁判所の判決が最高品質のものであり、その手続が最も効率的かつ費用対効果の高い方法で体系化されていることを保障することが必要不可欠であると認識している。

この作業をするための専門の裁判官及び法律家からなる小さな起草委員会は、予め 2012 年に選任された。

起草委員会により準備された第 8 の草案は、専門家機関及び企業体による広範な技術的協議の対象であった。この草案にコメントした回答者のリストを以下に示す。

第 14 の草案は、専門家機関及び企業体による追加の技術的意見の対象であった。回答

者の更なるリストを以下に示す。

起草委員会の目的は、依然として、正式な公開協議に続き、規則の草案を完成する準備委員会を補助することである。

規則の第 8 の草案に対するコメントは下記から受領した。

Joachim Feldges	Modiano & Partners
BDI	Association des Praticiens Européens des Brevets
EGA	スウェーデンの知的財産法律事務所協会
Marina Tavassi	知的財産法律事務所協会（イギリス）
Gabriella Muscolo	リサーチインモーション
IP-Federation	デンマークの製薬工業協会
Peter Guntz 博士	Association des Avocats de Propriété Industrielle
ICC-France	オランダ／ベルギーの回答者 I
Confindustria	オランダ／ベルギーの回答者 II
Interpat & EFPIA	欧州特許弁護士協会 I
CCBE European	欧州特許弁護士協会 II
EPA 鑑定人グループ	ライセンス協会（イギリス及びアイルランド）
Thomas Bopp	epi
TEVA	GSMA
Watson/Arrow	スウェーデン企業同盟
EPI-予備コメント	

第 14 の草案に対するコメントは下記から受領した。

D. Musker	Alan Johnson (EPLAW)
W. Tilmann	Graham Burnett-Hall (EPLAW)
Mathias Brandi-Dohrn (EPLAW)	Jochen Buhling (EPLAW)
Christoph Lenz	Cordula Tellmann (EPLAW)
P.V. Plesner (EPLAW)	Christian Gassauer (EPLAW)
Catherine Mateu (EPLAW)	Nicholas Fox
Josef Talas (EPLAW)	Intellect
Nokia	Mateu & Tellmann (EPLAW)

Tankred Thiem (EPLAW) Debré & Cattoor (EPLAW)

Pauline Debré (EPLAW) Blumenroder & Talas (EPLAW)

IPLA Nokia II

Wouter Pors (EPLAW) McCombie & Thiem (EPLAW)

Steven Cattoor (EPLAW)

## 略語

EPC : 欧州特許条約

規則 (EU) No 1257/2012 : 単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する 2012 年 12 月 17 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 1257/2012 (OJEU L 361, 31.12.2012, p. 1)

規則 (EU) No 1260/2012 : 単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語取り決めに関する 2012 年 12 月 17 日の欧州議会の規則 (EU) No 1260/2012 (OJEU L 361, 31.12.2012, p. 89)

規則 (EU) No 1215/2012 : 民事及び商事事件における裁判管轄及び執行に関する 2012 年 12 月 12 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 1215/2012

種々の手続手数料の水準は含まれていない。

この規則で人についての言及は法人並びに自然人に適用するものとする。

男性を示す用語は女性を含むものとし、その逆も含まれるものとする。

全ての訴答書面について、当事者はオンラインで利用可能な様式を使用しなければならない (規則 4 を参照されたい)。規則が訴答の内容を示す場合、記号\*は当事者を案内するための様式が利用可能であることを示す。

## 目次

前文 .....	17
この規則の適用及び解釈 .....	18
規則 1－規則の適用 .....	18
規則 2－補完的保護証明書 .....	18

規則 3	—	登記部の職務を果たす登記部及び下位登記部の職員の権限 .....	19
規則 4	—	文書の提出 .....	19
規則 5	—	適用除外の申請、及び適用除外の取下げの提出 .....	19
規則 6	—	命令、判決、訴答書面及び他の文書の送達及び提供 .....	20
規則 7	—	訴答書面及び証拠書面の言語 .....	21
規則 8	—	当事者及び当事者の代理人 .....	21
規則 9	—	裁判所の権限 .....	21
第 1 部	—	第一審裁判所の手続 .....	22
規則 10	—	手続の段階（当事者間の手続） .....	22
規則 11	—	和解 .....	22
第 1 章	—	書面手続 .....	23
セクション 1	—	侵害訴訟 .....	23
規則 12	—	訴答書面のやりとり（侵害訴訟） .....	23
請求の趣旨		.....	24
規則 13	—	請求の趣旨の内容 .....	24
規則 14	—	請求の趣旨の言語 .....	25
規則 15	—	侵害訴訟のための手数料 .....	25
規則 16	—	請求の趣旨の方式要件についての審査 .....	26
規則 17	—	登記部における記録（第一審裁判所、侵害訴訟） .....	26
規則 18	—	主任判事の指名 .....	27
被告が予備的異議申立を起した場合の手続		.....	27
規則 19	—	予備的異議申立 .....	27
規則 20	—	予備的異議申立における判決又は命令 .....	28
規則 21	—	予備的異議申立に対する決定又は命令に対する控訴 .....	28
侵害訴訟の価額に基づく手数料		.....	28
規則 22	—	侵害訴訟の価額に基づく手数料 .....	28
答弁書		.....	29
規則 23	—	答弁書の提出 .....	29
規則 24	—	答弁書の内容 .....	29

規則 25	—	取消を求める反訴	29
規則 26	—	取消を求める反訴の手数料	30
規則 27	—	答弁書の方式要件についての審査	30
規則 28	—	追加の期日	31
規則 29	—	取消を求める反訴に対する答弁書、答弁書に対する回答書、及びこの回答書に対する再答弁書の提出	31
規則 29a	—	反訴に対する答弁の内容	32
規則 30	—	特許を訂正するための申請	32
規則 31	—	取消を求める反訴を含む紛争の価額に基づく手数料	33
		特許を訂正する申請に対する答弁	33
規則 32	—	特許を訂正する申請に対する答弁書、この答弁に対する回答書、及びこの回答書に対する再答弁書の提出	33
		合議体に技術的判事を割り当てるための申請	34
規則 33	—	技術的判事を割り当てるための当事者による申請	34
規則 34	—	技術的判事を割り当てるための主任判事による請求	34
		書面手続の最終段階	34
規則 35	—	書面手続の終結	34
規則 36	—	訴答書面の更なるやりとり	34
規則 37	—	協定第 33 条(3)の適用	35
		協定第 33 条(3)(b)において中央部に付託された取消を求める反訴	35
規則 38	—	中央部が協定第 33 条(3)(b)における取消を求める反訴を扱う場合の書面手続	35
規則 39	—	中央部の手続言語	36
規則 40	—	中央部の早期手続	36
		協定第 33 条(3)(c)に基づき中央部に付託された訴訟	36
規定 41	—	中央部が協定第 33 条(3)(c)における訴訟を扱う場合の書面手続	36
セクション 2	—	取消訴訟	37
規則 43	—	特許権者に対する訴訟	37
規則 44	—	訴答書面のやりとり（取消訴訟）	37

取消を求める陳述 .....	37
規則 45 ー 取消を求める陳述の内容 .....	37
規則 46 ー 取消を求める陳述の言語 .....	38
規則 47 ー 取消訴訟の手数料 .....	38
規則 48 ー 登記部における記録（第一審裁判所、取消訴訟） .....	39
取消に対する答弁 .....	39
規則 49 ー 取消に対する答弁書の提出 .....	39
規則 50 ー 取消に対する答弁書、及び侵害についての反訴の内容 .....	39
規則 51 ー 取消に対する答弁書に対する回答書 .....	40
規則 52 ー 回答書に対する再答弁 .....	40
規則 53 ー 侵害についての反訴の手数料 .....	40
特許を訂正するための申請書に対する答弁、及び侵害についての反訴に対する答弁 .....	40
規則 56 ー 侵害についての反訴に対する答弁書の提出 .....	40
規則 57 ー 取消訴訟の価額に基づく手数料 .....	41
規則 58 ー 紛争（侵害に対する反訴を含む）の価額に基づく手数料 .....	41
セクション 3 非侵害確認を求める訴訟 .....	41
規則 60 ー 非侵害確認 .....	41
規則 61 ー 訴答書面のやりとり（非侵害確認を求める訴訟） .....	42
規則 62 ー 非侵害確認を求める陳述の内容 .....	42
規則 65 ー 非侵害確認を求める陳述に対する答弁書の提出 .....	43
規則 66 ー 非侵害確認を求める陳述に対する答弁書の内容 .....	43
規則 67 ー 非侵害確認を求める陳述に対する答弁に対する回答書、反訴に対する答弁、 上記回答書に対する再答弁 .....	43
規則 68 ー 非侵害確認訴訟の手数料 .....	43
規則 69 ー 非侵害確認訴訟の価額に基づく手数料 .....	44
セクション 4 ー 協定第 33 条(5)及び(6)における訴訟 .....	44
規則 70 ー 地方部又は地域部での取消訴訟、それに続く侵害訴訟（協定第 33 条(5)） .....	44
規則 71 ー 協定第 33 条(6)における非侵害確認訴訟 .....	45

規則 72	－	非侵害確認のための訴訟及び取消訴訟	45
セクション 5	－	規則(EU) No 1257 第 8 条に基づくライセンスの補償に関する訴訟	45
規則 80	－	ライセンス・オブ・ライトのための補償	45
セクション 6	－	規則(EU) No 1257/2012 第 9 条に規定される業務を行う欧州特許庁の決定に対する訴訟	46
規則 85	－	手続の段階（一方当事者手続）	46
規則 86	－	停止効果	46
規則 87	－	特許庁の決定の破棄又は変更の根拠	46
規則 88	－	特許庁の決定を破棄又は変更する申請	46
規則 89	－	方式要件に関する審査（一方当事者手続）	47
規則 90	－	登記部における記録（一方当事者手続）	48
規則 91	－	欧州特許庁による中間補正	48
規則 92	－	合議体又は単独の判事の指名、主任判事の指名	48
規則 93	－	特許庁の決定を破棄又は変更する申請の審査	49
規則 94	－	欧州特許庁長官へのコメントの要請	49
規則 95	－	中間手続のための特別法（一方当事者手続）	49
規則 96	－	口頭審理のための特別法（一方当事者手続）	49
第 2 章	－	中間手続	49
規則 101	－	主任判事の役割（訴訟の管理）	49
規則 102	－	合議体への付託	50
規則 103	－	中間会議の準備	50
中間会議			50
規則 104	－	中間会議の目的	50
規則 105	－	電話会議及びテレビ会議	51
規則 106	－	中間会議の記録	51
口頭審理の準備			51
規則 108	－	口頭審理の召喚	51
規則 109	－	口頭審理の際の同時通訳	52
規則 110	－	中間手続の終了	52

第 3 章	—	口頭手続 .....	52
規則 111	—	裁判長の役割（訴訟の管理） .....	52
規則 112	—	口頭審理の実施 .....	53
規則 113	—	口頭審理の期間 .....	53
規則 114	—	裁判所が追加の証拠が必要と判断した場合の休廷 .....	53
規則 115	—	口頭審理 .....	53
規則 116	—	当事者の口頭審理の欠席 .....	54
規則 117	—	当事者双方の口頭審理の欠席 .....	54
規則 118	—	本案に関する判決 .....	54
規則 119	—	暫定的な損害賠償 .....	55
第 4 章	—	損害賠償及び補償の決定手続 .....	56
規則 125	—	命じる損害の額を決定するための別個の手続 .....	56
規則 126	—	損害の決定のための手続の開始 .....	56
セクション 1	—	損害の決定のための申請書 .....	56
規則 131	—	損害の決定のための申請書の内容 .....	56
規則 132	—	損害の決定のための申請に関する手数料 .....	57
規則 133	—	損害の決定のための価額に基づく手数料 .....	57
規則 134	—	損害の決定のための申請書の方式要件についての審査 .....	57
規則 135	—	登記簿（損害の決定のための申請書）への記録及び送達 .....	57
規則 136	—	損害の決定のための申請の中止 .....	58
規則 137	—	敗訴当事者の回答書 .....	58
規則 138	—	損害の決定のための申請書に対する答弁書の内容 .....	58
規則 139	—	損害の決定のための答弁に対する回答書 .....	58
規則 140	—	更なる手続（損害の決定のための申請） .....	59
セクション 2	—	情報開示の請求 .....	59
規則 141	—	情報開示の請求の内容 .....	59
規則 142	—	敗訴当事者の答弁書及び答弁書に対する回答書 .....	59
規則 143	—	情報開示の請求についての決定 .....	59
第 5 章	—	費用に関する命令についての手続 .....	60

規則 150	—	費用に関する命令についての別個の手続 .....	60
規則 151	—	費用に関する命令についての手続の開始 .....	60
規則 152	—	本案の決定に関する代理人費用の補償 .....	60
規則 153	—	鑑定人の費用の補償 .....	61
規則 154	—	証人の費用の補償 .....	61
規則 155	—	通訳者及び翻訳者の費用についての補償 .....	61
規則 156	—	追加の手続 .....	61
規則 157	—	費用の決定に対する不服申立 .....	61
第 2 部	—	証拠 .....	62
規則 170	—	証拠方法及び証拠を取得する方法 .....	62
規則 171	—	証拠の提供 .....	62
規則 172	—	証拠提出義務 .....	62
第 1 章	—	当事者の証人及び鑑定人 .....	63
規則 175	—	証人の供述書 .....	63
規則 176	—	直接の証人聴取の申請 .....	63
規則 177	—	口頭審理への証人の召喚 .....	63
規則 178	—	証人の聴取 .....	64
規則 179	—	証人の義務 .....	64
規則 180	—	証人の費用の償還 .....	65
規則 181	—	当事者の鑑定人 .....	65
規則 185	—	裁判所鑑定人の指名 .....	65
規則 186	—	裁判所鑑定人の義務 .....	66
規則 187	—	専門家報告 .....	67
規則 188	—	裁判所鑑定人の聴取 .....	67
第 3 章	—	証拠提出及び情報伝達の命令 .....	67
		証拠の提出命令 .....	67
規則 190	—	証拠の提出命令 .....	67
		情報伝達の命令 .....	68
規則 191	—	情報交換の命令を求める申請 .....	68

証拠保全の命令（差し押さえ）及び査察命令 .....	68
規則 192 ー 証拠保全の申請 .....	68
規則 193 ー 方式要件についての審査、登記簿における記録、合議体の割り当て、主任判事、単独の判事の指名 .....	69
規則 194 ー 証拠保全の申請書の審査 .....	69
規則 195 ー 口頭審理 .....	70
規則 196 ー 証拠保全の申請についての決定 .....	70
規則 197 ー 被告の聴聞なしでの証拠保存の命令 .....	72
規則 198 ー 証拠保全の命令の取り消し .....	72
査察の命令 .....	73
規則 199 ー 査察の命令 .....	73
第 5 章 ー 他の証拠 .....	73
規則 200 ー 資産凍結の命令 .....	73
規則 201 ー 裁判所により命じられる実験 .....	73
規則 202 ー 嘱託書 .....	74
第 3 部 ー 仮処分 .....	75
規則 205 ー 手続の段階（略式手続） .....	75
規則 206 ー 仮処分の申請書 .....	75
規則 207 ー プロテクティブ・レター .....	76
規則 208 ー 方式要件についての審査、登記簿における記録、合議体の割り当て、主任判事、単独の判事の指名 .....	77
規則 209 ー 仮処分の申請の審査 .....	78
規則 210 ー 口頭審理 .....	79
規則 211 ー 仮処分の申請についての決定 .....	79
規則 212 ー 被告の聴聞なしでの仮処分の決定 .....	80
規則 213 ー 仮処分の取消 .....	80
第 4 部 ー 控訴裁判所の手続 .....	81
規則 220 ー 控訴可能な決定 .....	81
規則 221 ー 控訴の許可のための申請書 .....	81

規則 222	— 控訴裁判所の手続の対象 .....	82
規則 223	— 停止効果の申請 .....	82
第 1 章	— 書面手続 .....	82
セクション 1	— 控訴の陳述、控訴の理由の陳述 .....	82
規則 224	— 控訴の陳述及び控訴の理由の陳述の提出期間 .....	82
規則 225	— 控訴の陳述の内容 .....	83
規則 226	— 控訴の理由の陳述の内容 .....	83
規則 227	— 控訴の陳述及び控訴の理由の陳述の言語 .....	83
規則 228	— 控訴の手数料 .....	84
規則 229	— 控訴の陳述の方式要件についての審査 .....	84
規則 230	— 登記簿における記録（控訴裁判所） .....	84
規則 231	— 主任判事の指名 .....	84
規則 232	— ファイルの翻訳 .....	85
規則 233	— 控訴理由の陳述の予備審査 .....	85
規則 234	— 不受理とする控訴を却下する判決に対する異議申立 .....	85
セクション 2	— 回答の陳述 .....	86
規則 235	— 回答の陳述 .....	86
規則 236	— 回答の陳述の内容 .....	86
規則 237	— 交差控訴の陳述 .....	86
セクション 3	— 交差控訴の陳述に対する回答 .....	87
規則 238	— 交差控訴の陳述に対する回答 .....	87
第 2 章	— 中間手続き .....	87
規則 239	— 主任判事の役割 .....	87
第 3 章	— 口頭審理 .....	87
規則 240	— 口頭審理の実施 .....	87
規則 241	— 費用の命令の控訴についての口頭審理の実施 .....	88
第 4 章	— 決定及び決定の効果 .....	88
規則 242	— 控訴裁判所の決定 .....	88
規則 243	— 差し戻し .....	88

第 5 章	—	再審の申請手続 .....	88
規則 245	—	再審の申請の提出 .....	88
規則 246	—	再審の申請の内容 .....	89
規則 247	—	基本的な手続上の不備 .....	89
規則 248	—	異議を提起する義務 .....	90
規則 249	—	刑事犯罪の定義 .....	90
規則 250	—	再審の手数料 .....	90
規則 251	—	停止効果 .....	90
規則 252	—	再審の申請書の方式要件についての審査 .....	90
規則 253	—	再審の申請の合議体への割り当て .....	91
規則 254	—	再審の申請書の審査 .....	91
第 5 部	—	一般条項 .....	92
第 1 章	—	一般的な手続に関する条項 .....	92
規則 260	—	登記部による自身の発議による審査 .....	92
規則 261	—	訴答書面の日時 .....	92
規則 262	—	登記簿の一般公開 .....	92
規則 263	—	主張の修正又は論拠の補正の許可 .....	93
規則 264	—	聴聞の機会 .....	93
規則 265	—	取下 .....	93
規則 266	—	欧州司法連合裁判所への予備的付託 .....	94
第 2 章	—	送達 .....	94
セクション 1	—	締約国内、又は協定による送達 .....	94
規則 270	—	このセクションの範囲 .....	94
規則 271	—	主張の陳述の送達 .....	95
規則 272	—	主張の陳述の送達及び未送達の通知 .....	96
セクション 2	—	締約国以外での送達 .....	96
規則 273	—	このセクションの範囲 .....	96
規則 274	—	締約国外での送達 .....	96
セクション 3	—	代替の方法による送達 .....	97

規則 275	—	代替の方法又は代替の場所における主張の陳述の送達 .....	97
セクション 4	—	命令及び決定の送達 .....	97
規則 276	—	命令及び決定の送達 .....	97
規則 277	—	第 5 部第 11 章における欠席の決定 .....	98
規則 278	—	他の訴答書面の送達 .....	98
規則 279	—	送達のための電子メールアドレスの変更 .....	99
第 3 章	—	代理人の権利及び義務 .....	99
規則 285	—	委任状 .....	99
規則 286	—	代理人が裁判所で活動する資格があることの証明書 .....	99
規則 287	—	代理人－依頼人の秘密特権 .....	99
規則 288	—	訴訟秘密特権 .....	100
規則 289	—	特権、訴追免除及び便宜 .....	100
規則 290	—	代理人に関する裁判所の権限 .....	101
規則 291	—	訴訟からの排除 .....	101
規則 292	—	弁理士が意見を述べる権利 .....	102
規則 293	—	代理人の変更 .....	102
第 4 章	—	訴訟の中止 .....	102
規則 295	—	訴訟の中止 .....	102
規則 296	—	訴訟中止の期間及び効果 .....	103
規則 297	—	訴訟の再開 .....	103
規則 298	—	欧州特許庁における早期手続 .....	103
第 5 章	—	期間 .....	103
規則 300	—	期間の計算 .....	103
規則 301	—	期間の自動延長 .....	104
第 6 章	—	訴訟の当事者 .....	104
セクション 1	—	複数当事者 .....	104
規則 302	—	複数の請求者又は特許 .....	104
規則 303	—	複数の被告 .....	105
規則 304	—	複数当事者の場合についての裁判所手数料 .....	105

セクション 2	— 当事者の変更 .....	105
規則 305	— 当事者の変更 .....	105
規則 306	— 手続の結果 .....	105
セクション 3	— 当事者の死亡、消滅又は破産 .....	106
規則 310	— 当事者の死亡又は消滅 .....	106
規則 311	— 当事者の破産 .....	106
セクション 4	— 特許の移転 .....	107
規則 312	— 訴訟中の特許又は特許出願の移転 .....	107
セクション 5	— 訴訟参加 .....	107
規則 313	— 訴訟参加の申請 .....	107
規則 314	— 訴訟参加の申請についての命令 .....	107
規則 315	— 訴訟参加の陳述 .....	108
規則 316	— 訴訟参加の要請 .....	108
規則 317	— 訴訟参加の申請についての命令に対する控訴 .....	108
セクション 6	— 権利の回復 .....	109
規則 320	— 権利の回復 .....	109
第 7 章	— 言語についてのその他の条項 .....	109
規則 321	— 手続言語として特許が付与された言語を使用するための両当事者による申請 .....	109
規則 322	— 特許が付与された言語を手続言語として使用するための主任判事からの提案 .....	110
規則 323	— 特許が付与された言語を手続言語として使用するための一方の当事者による申請 .....	110
規則 324	— 訴訟中に訴訟の言語が変わる場合の結果 .....	111
第 8 章	— 訴訟管理（訴訟手続の効率化手段） .....	111
規則 331	— 訴訟管理についての責務 .....	111
規則 332	— 訴訟管理の一般原則 .....	111
規則 333	— 訴訟管理の命令の再審理 .....	112
規則 334	— 訴訟管理の権限 .....	112

規則 335	—	命令の変更又は取消	113
規則 336	—	訴訟の管理権限の行使	113
規則 337	—	裁判所の発議による命令	113
規則 340	—	関連性—併合	113
第 9 章	—	裁判所の組織に関する規則	113
規則 341	—	先任順位	113
規則 342	—	裁判所の開廷の日付、時間及び場所	114
規則 343	—	訴訟を取り扱う順序	114
規則 344	—	評議	114
規則 345	—	合議体の構成及び訴訟の割り当て	114
規則 346	—	規程第 7 条の適用に関して生じる困難の解決	115
第 10 章	—	決定及び命令	116
規則 350	—	決定	116
規則 351	—	命令	117
規則 352	—	保証金を条件とする拘束力	117
規則 353	—	決定及び命令の訂正	117
規則 354	—	執行	118
第 11 章	—	欠席による決定	118
規則 355	—	欠席による決定（第一審の裁判所）	118
規則 356	—	欠席による決定を破棄する申請	118
規則 357	—	欠席裁判の判決（控訴裁判所）	119
第 12 章	—	成立しない又は明らかに承認できない訴訟	119
規則 360	—	判決の必要の欠如	119
規則 361	—	明らかに成立しない訴訟	119
規則 362	—	訴訟を進めるのに絶対的な制約	119
規則 363	—	明らかに許容できない主張を棄却する命令	120
第 13 章	—	和解	120
規則 365	—	裁判所による和解の確認	120
第 6 部	—	手数料及び法的扶助	120

裁判所手数料 .....	120
規則 370 ー 裁判所手数料 .....	120
規則 371 ー 裁判所手数料の支払い期限 .....	121
法的支援 .....	122
規則 375 ー 目的及び範囲 .....	122
規則 376 ー 法的扶助の対象となる費用 .....	122
規則 377 ー 法的扶助が供与される条件 .....	123
規則 378 ー 法的扶助の申請 .....	123
規則 379 ー 審査及び決定 .....	124
規則 380 ー 法的扶助の取下 .....	125
規則 381 ー 控訴 .....	125
規則 382 ー 回復 .....	125

## 前文

裁判所は、統一特許裁判所協定（協定）、統一特許裁判所規程（規程）、及びそれらの規則に従い、訴訟を実施する。一方で協定及び／又は規程の定め、他方で規則の定めに矛盾がある場合には、協定及び／又は規程の定めを優先する。

規則は、比例性、柔軟性、公正性及び衡平の原理に基づき、協定第 41 条(3)、第 42 条及び第 52 条(1)に従って適用され解釈される。

比例性は、各訴訟の性質及び複雑さと、その重要性とを考慮することによって保証される。

柔軟性は、裁判官が最も効率的かつ費用対効果の高い方法で訴訟を計画するのに必要なレベルの裁量で、柔軟かつバランスのとれた方法で全ての手続きに関する規則を適用することによって、保証されるものとする。

公正性及び衡平は、全ての当事者の合理的な利益を考慮することによって保証されるものとする。

これらの原則に従って、裁判所は、最高品質の決定を確保するように、規則を適用し解釈する。

これらの原則に従って、訴訟は、複雑な訴訟がより多くの時間と手続手順を必要とし、

簡単な訴訟が少ない時間と手続き手順を必要とする場合があることを認識しつつ、第一審における侵害及び有効性の問題についての最終口頭審理が通常1年以内に行われることを可能とする方法で行なう。費用及び／又は損害賠償額の決定は、その後に同時に、又はできるだけ速やかに実施することができる。訴訟の管理は、これらの目的に合わせて計画するものとする。当事者は裁判所に協力し、訴訟中のできるだけ早期にすべての証拠を提示する。

裁判所は、全ての第一審裁判所及び控訴裁判所によって、これらの規則の一貫した適用及び解釈を確保するよう努める。手続上の命令に対して不服申立する許可に関するいかなる決定においても、この目的を十分に考慮する。

#### この規則の適用及び解釈

##### 規則 1－規則の適用

1. 裁判所は、統一特許裁判所協定（協定）、統一特許裁判所規程（規程）と、これらの規則に従って訴訟を行う。協定及び／又は規程の定めがある一方で、他方で規則の定めとの間に矛盾がある場合には、協定及び／又は規程の定めを優先する。

2. これらの規則により、裁判所合議体、第一審裁判所長官、又は控訴裁判所長官のみに留保される行為以外のなんらかの行為の実施が裁判所に認められる場合には、その行為は、以下の者によって行うことができる。

(a) 訴訟が割り当てられている合議体の裁判長又は主任判事、

(b) 訴訟が単独の判事に割り当てられている場合には一人の法律系判事、

(c) 規則 345 に従って指名された常設の判事。

協定との関係：第 8 条(7)

規程案との関係：第 19 条

##### 規則 2－補完的保護証明書

1. 第 2 項に従うことを条件とし、これらの規則における「特許」及び「特許権者」という表現は、適切な場合には常に、それぞれ、協定の第 2 条(h)に規定され、その特許に付与された補完的保護証明書、及びこのような証明書の所有者を含む。

2. これらの規則における特許が付与された言語についての言及は、その言語を意味し、

その特許の補完的保護証明書が許可された言語を意味しない。

### 規則 3 ー 登記部の職務を果たす登記部及び下位登記部の職員の権限

これらの規則が登記部に言及し、登記部になんらかの行為を実施することを認める場合、その言及は関連する下位登記部を含み、その行為は登記部又は関連する下位登記部の職員によって実施することができる。

### 規則 4 ー 文書の提出

訴答書面及び他の文書は、登記部に電子的形態で提出する。当事者は、オンラインで利用可能な正式な様式を使用する。

協定との関係：第 44 条

### 規則 5 ー 適用除外の申請、及び適用除外の取下げの提出

1. 協定の第 83 条 (3) に従い、裁判所の専属管轄からその特許又は出願を適用除外することを望む欧州特許又は出願の所有者は、規則 5.9 に従い登記部に申請を提出する。特許又は特許出願が複数の所有者によって所有されている場合には、全ての所有者が申請書を提出する。申請書は欧州特許が当該所有者によって所有されている締約国のそれぞれについて行なう。

2. 適用除外の申請には、以下のものが含まれる：

(a) 当該欧州特許又は出願の権利者又は出願人の名称、及び全ての関連する住所、及び該当する場合は電子メールアドレス；及び

(b) 特許及び／又は出願の詳細。これには番号、特許の場合には指定締約国が含まれる。

3. 適用除外を受けるための申請には、第 6 部による手数料を支払う。手数料が支払われるまで、申請書は登録原簿に記載されない。

4. 規則 5.3 に従うことを条件とし、登記部は、可及的速やかに適用除外の申請を登録原簿に記載するものとする。規則 5.5 に従うことを条件とし、適用除外は、登録原簿に記載されたの日から有効であるとみなす。

5. 登録原簿に申請が記録された日の前に、適用除外の申請に含まれている特許又は出願に関して訴訟が開始された場合、登記部は、速やかにそのような訴訟を申請者に通知する。

申請は当該特許及び／又は出願に関して無効とする。

6. この規則に従い適用除外した所有者若しくは特許権者及び／又は出願人は、適用除外した特許又は出願に関して適用除外を取り下げる申請を提出することができる。この申請は、規則 5.2 に従った事項を含み、第 6 部に従って定額手数料を伴う。定額手数料の受領を条件とし、登記部は、可及的速やかに登録原簿に取り下げの申請を記録する。取り下げは、登録原簿に記録の日から有効とみなす。

7. 取り下げの申請がされた特許又は出願は、記録原簿に登録された後は、更に適用除外の申請をすることはできない。

8. 規則 5.4 及び 5.6 に従い、登記部は可及的速やかに記録原簿への記録を欧州特許庁に通知する。

9. 適用除外の申請は、協定の発効前に欧州特許庁によって発表される日以降に欧州特許庁に提出することができる。申請は規則 5.3 に規定された定額手数料を伴い、欧州特許庁によって発行される申請提出のための任意の指示に従う。協定の第 59 条に従って協定が発効した日に、欧州特許庁はこれら全ての申請の詳細及びこれら全ての料金を登記部に移し、申請は、協定の上記発効日日から記録原簿に記録されて有効であったと扱われる。

協定との関係：第 83 条(3)及び(4)

規則 5 についての注釈

\* 起草委員会は、書面で受領されたコメントに応答し、適用除外のための協定の第 83 条の規定が、明確であり以下の事項を規定することを言及したい。

(i) UPC の管轄の完全な除外；

(ii) このような除外は、規則 5.6 に従うことを条件に、関連の特許／出願が有効である間続く；

(iii) 当該所有権者によって所有されている全ての指定をカバーする。

規則 6 一 命令、判決、訴答書面及び他の文書の送達及び提供

1. 登記部は、第 5 部第 2 章に従い、以下のものを可及的速やかに送達する。

(a) 当事者についての裁判所の命令及び判決、

(b) 他の当事者についての当事者の訴答書面。

該当する場合、登記部は、応答若しくは他の適切な手段をとる機会、並びにそれを実施

するための期間を当事者に通知する。

2. また、登記部は、引用された文献、訴答書面及び証拠書面の中で参照されともに提出された文書の複写を当事者に可及的速やかに提供する。

3. これらの規則に従い当事者によって提供された送達のための郵便又は電子アドレスが変更された場合には、当事者は、このような変更の後速やかに、登記部及び他の全ての当事者に書面で通知する。

#### 規則 7 ー 訴答書面及び証拠書面の言語

1. 証拠書面を含む、訴答書面及び他の文書は、裁判所又はこれらの規則が別段の規定をしない限り、手続の言語で提出するものとする。

2. これらの規則又は裁判所によって、訴答書面又は他の文書の翻訳が必要とされる場合、正確さが当事者によって争われるか、又は裁判所により命令されない限り、当該翻訳の正確性に関して正式な証拠を提出することを必要としない。

#### 規則 8 ー 当事者及び当事者の代理人

1. これらの規則[規則 88.5 及び 378.5]により別段の規定がされない限り、協定の第 48 に従い当事者は代理される。

2. 特許に関する全ての手続のために、当事者がなんらかの行為を行うこと、又はなんらかの行為が当事者について行われることをこれらの規則が規定する場合、その行為は、当分の間、当事者の代理人によって、又は当事者の代理人について行われるものとする。

協定との関係：第 48 条

#### 規則 9 ー 裁判所の権限

1. 裁判所は手続の任意の段階で、自らの提案で又は当事者の要請により、当事者に対し、指定した期間内に措置を講じ、質問に回答し、釈明又は証拠を提出するよう命令することができる。

2. 裁判所は、期間内に当事者が提出しなかった措置、事実、証拠又は意見を無視することができる。

3. 第 4 項に従うことを条件とし、当事者の理由を付した要請により、裁判所は、

(a) 裁判所によって課された、又はこれらの規則において規定される期間を、遡及的にさえ延長し；

(b) 上記期間を短縮することができる。

4. 裁判所は、規則 198.1 及び規則 224.1 に規定される期間を延長又は短縮してはならない。

## 第 1 部 ー 第一審裁判所の手続

### 規則 10 ー 手続の段階（当事者間の手続）

第一審裁判所の手続は以下の段階からなる：

(a) 書面手続；

(b) 当事者との中間会議を含み得る中間手続；

(c) 口頭手続（規則 116.7 及び 117 に従うことを条件とし、必要な場合は口頭審理を含む）；

(d) 損害賠償のための手順；

(e) 訴訟費用の命令のための手順。

協定との関係：第 52 条(1)、第 68 条及び第 69 条

### 規則 11 ー 和解

1. 手続の任意の段階で、裁判所は紛争が和解のために適しているという意見であるなら、紛争の和解を探索するために特許和解・仲裁センター（センター）の施設を使用するように当事者に提案することができる。特に、主任判事は、規則 104(d) に従って中間手続の際に、センターの施設を利用する和解及び／又は仲裁を含め、和解の可能性を当事者と探索する。

2. 規則 365 に基づき、裁判所は、判決により、特許を限定し、放棄し、若しくは取消を承諾すること、又は他の当事者及び／又は第三者に対してそれを主張しないことを特許権者に義務づける項を含め、任意の和解の項を確認する。

当事者は、訴訟費用に同意することができる。又は、規則 150～156 を準用して裁定される訴訟費用の決定を裁判所に請求することができる。

3. 任意の者によるそのような和解条項を執行する目的を除き、和解のために表明された

意見，なされた示唆，提起された提案，なされた譲歩又は作成された文書は，当該事項が公開ベースであって当裁判所又は他の裁判所に自由に開示されることが明示されていない限り，当裁判所又は他の裁判所での手続において，裁判所又は当事者によって，証拠として依拠することはできない。

協定との関係：第 35 条、第 52 条(2)及び第 79 条

## 第 1 章 ー 書面手続

### セクション 1 ー 侵害訴訟

#### 規則 12 ー 訴答書面のやりとり（侵害訴訟）

1. 書面手続は以下から構成される：

(a) 請求の趣旨の提出（請求人による）[規則 13]

(b) 答弁書の提出（被告による）[規則 23 及び 24]、及び場合により

(c) 答弁書に対する回答書の提出（請求人による）[規則 29]、並びに

(d) 回答書に対する再答弁書の提出（被告による）[規則 29]

2. 答弁書は取消の反訴を含むことができる[規則 25.1]。

3. 取消の反訴が提出される場合：

(a) 請求人及び規則 25.3 に従って当事者になった任意の権利者（以降、規則 12 及び規則 29～32 において、「権利者」という）は、取消の反訴に対して、権利者による特許の訂正の申請を含むことのできる[規則 30]答弁書を提出する[規則 29]；

(b) 被告は、前記反訴に対する答弁書に対して回答書を提出することができる[規則 51]、

(c) 請求人及び権利者は、前記反訴に対する答弁書に対する回答書に対して再答弁書を提出することができる[規則 52]。

4. 特許を訂正する申請が権利者によって提出された場合、被告は、前記反訴に対する答弁書に対する回答書において、特許を訂正する申請に対しての答弁を提出する。権利者は、訂正の申請に対する答弁書に対して回答書を提出することができ、被告はこの回答書に対して再答弁書を提出することができる[規則 32]。

5. 主任判事は、指定される期間内での追加の訴答書面のやりとりを許可することができる[規則 36]。

## 請求の趣旨

### 規則 13 ー 請求の趣旨の内容

1. 請求人は、自身が選択した部に\*請求の趣旨を提出する（協定第 33 条）、それは以下を含む。

(a) 請求人及び請求人の代理人の名称、

(b) 提示がなされる当事者（被告）の名称、

(c) 請求人への送達のための住所又は電子メールアドレス、並びに送達を受理する権限を有する者の名称、

(d) 被告への送達のための住所、可能であれば電子メールアドレス、並びに送達を受理する権限を有する者の名称、

(e) 請求人が関連する特許の権利者でないか、又は唯一の権利者でない場合、権利者への送達のための住所、可能であれば電子メールアドレス、並びに情報があれば送達を受理する権限を有する者の名称及び住所、

(f) 請求人が、関連する特許の権利者でないか、唯一の権利者でない場合、訴訟を開始する権利を有することを示す証拠[協定の第 47 条(2)及び(3)]、

(g) 番号を含む、関連する特許の詳細、

(h) 該当する場合、当該特許に関する過去又は係属中の訴訟に関する情報（中央部、欧州特許庁、他の任意の裁判所又は機関に係属中の取消又は非侵害確認訴訟、これらの行為の日付を含む）、

(i) その部が管轄を有している理由を備えた、訴訟を審理する部の表示[協定の第 33 条(1)～(6)]; 当事者が協定第 33 条(7)に従って同意した場合、訴訟を審理する部の表示は、被告が同意したという証拠を伴う。

(j) 該当する場合、被告が同意したという証拠を伴う、単独の判事によって審理される旨の表示、

(k) 請求の本質、請求人が求める命令又は救済、

(l) 依拠する事実の表示、特に

(i) それぞれの日付及び場所を特定した、申し立てる侵害又は侵害のおそれについての 1 以上の事実、

(ii) 侵害されていると主張する特許の請求項の同定、

(m) 可能であれば[規則 170.1]による証拠、及び裏付けで提供される予定の追加の証拠の表示、

(n) 法律の議論、及び必要な場合は提案する請求項の解釈の説明を含む、依拠する事実が特許の請求項の侵害を構成することの理由、

(o) 中間手続の間に請求人が求める予定のあらゆる命令の表示、

(p) 請求人が侵害訴訟の価額が[EUR\*\*\*]を超えると評価する場合、その価額の表示、

(q) 請求の趣旨において参照する文書のリスト、並びにこれらの文書の全て又は一部が翻訳の必要のないことの請求。

2. 請求人は、請求の趣旨において参照する各文書の写しを同時に提供する。

3. 主任判事は、規則 13.1(q)に従ってなされた請求について、可及的速やかに決定する。

#### 規則 14 – 請求の趣旨の言語

1. 規則 14.2 に従うことを条件として、請求の趣旨は

(a) 協定第 49 条(1)により手続言語として指定された公用語の 1 つ、又は

(b) 協定の第 49 条(2)により手続言語として指定された公用語の 1 つ

で作成する。ただし、協定第 49 条(3)(4)及び(6)の適用を妨げない。

2. 地方部を設立する締約国又は地域部を共有する締約国が協定第 49 条(1)及び／又は第 49 条(2)に従い 2 以上の手続言語を指定している場合、請求の趣旨は、被告が締約国で通常に事業活動を行う言語で作成する。

3. 第 49 条(5)及び規則 321～323 に従うことを条件とし、請求の趣旨は手続言語である。登記部は手続言語以外の言語で提出されたあらゆる申立書を返還する。ただし、規則 16.5 の適用を妨げない。

協定との関係：第 49 条

#### 規則 15 – 侵害訴訟のための手数料

1. 請求人は、第 6 部に従い、侵害訴訟のために定額手数料を支払う。

2. 請求の趣旨は、他[規則 371]に規定されていない限り、侵害訴訟のための定額手数料が支払われるまでは、提出されたとみなされない。

協定との関係：第 36 条(3)、第 70 条及び第 71 条

規則 16 — 請求の趣旨の方式要件についての審査

1. 登記部は、可及的速やかに、1 以上の関連する特許が協定第 83 条(3)及び規則 5 による適用除外の対象であるかを確認する。適用除外の場合、登記部は、可及的速やかに請求人に通知する。請求人は請求の趣旨を取り下げるか、又は適切に補正する。
2. 関連する特許が適用除外の対象でない場合、登記部は、請求の趣旨の提出後、可及的速やかに規則 13(a)～(j)、14 及び 15.1 の要件に適合しているかを審査する。
3. 請求人が第 2 項に規定されている要件に適合していない場合、登記部は可及的速やかに請求人に、以下の事項を要請する。
  - (a) 14 日以内に不備を補正し；及び
  - (b) 該当する場合、14 日以内に侵害訴訟のための手数料を支払う。
4. 登記部は同時に、請求人が提示された期間内に不備を補正しない場合、規則 355 に従って欠席による決定ができることを請求人に通知する。
5. 請求人が不備を補正せず、又は手数料を支払わない場合、登記部は当該部の判事に通知し、判事は欠席による決定により、不受理として訴訟を却下することができる。判事は、事前に聴聞の機会を請求人に与えることができる。
6. 請求人は、規則 356 に従い、欠席による決定の無効を請求することができる。

規則 17 — 登記部における記録（第一審裁判所、侵害訴訟）

1. 規則 16.2 に規定される要件に適合する場合、登記部は可及的すみやかに
  - (a) 請求の趣旨の受領の日付を記録しファイルに訴訟番号を割り当て、
  - (b) 登記部にファイルを記録し、
  - (c) ファイルの番号及び受領の日付を請求人に通知する。
2. 第一審裁判所長官、又は長官が当該権限を委譲した部の判事は、合議体に訴訟を割り当てる。合議体による別段の合意がない限り、最も上位の判事を裁判長とする。
3. 訴訟は、請求の趣旨に付与された受領日から訴訟に継続するとみなされる。

協定との関係：第 10 条

## 規則 18 – 主任判事の指名

訴訟が割り当てられた[規則 17.2]合議体の裁判長は、主任判事として合議体の一人の法律系判事を指名する。裁判長は、自身を主任判事に指名してもよい。登記部は、可及的速やかに主任判事の身元を請求人及び被告に通知する。

被告が予備的異議申立を起した場合の手続

## 規則 19 – 予備的異議申立

1. 請求の趣旨の送達から 1 ヶ月以内に、被告は以下の事項に関する予備的異議申立を提出することができる。

- (a) 当裁判所の裁判管轄、
- (b) 請求人により示された部の管轄[規則 13.1(i)]、
- (c) 請求の趣旨の言語[規則 14]

2. 予備的異議申立は以下を含む。

- (a) 規則 24.1(a)～(c)による項目、
- (b) 被告が求める決定又は命令、
- (c) 予備的異議申立が基礎とする根拠、
- (d) 適切な場合、依拠する事実及び証拠。

3. 予備的異議申立は

- (a) [規則 14.2]に従う言語、又は

(b) 被告が居所若しくは主たる営業所を有し、又は居所若しくは主たる営業所を有しない場合は事業所を有する締約国の公用語で作成するものとする。

4. 地域部で訴訟が開始された場合、被告は、協定第 33 条(2)に従い、予備的異議申立により、中央部への訴訟の移送を請求することができる。このような場合、予備的異議申立は、3 つ以上の地域部で同じ侵害が存在することを支持する全ての事実及び証拠を含む。

5. 登記部は可及的速やかに、予備的異議申立についてコメントするよう、請求人に要請する。該当する場合、請求人は、予備的異議申立の通知の送達から 14 日以内に、自発的に不備を訂正することができる[規則 19.1(b)又は(c)]。あるいは、請求人は、同じ期間内にコメントを書面で提出することができる。請求人によりなされた訂正又は提出されたコ

メントは、主任判事に通知される。

6. 答弁書の提出期間[規則 23]は、主任判事が別段の決定をしない限り、予備的異議申立の提出によって影響を受けない。

7. 被告が規則 19.1 に規定される期間内に予備的異議申立を提出しない場合、請求人が選択した当裁判所の裁判管轄及び部の管轄を認めたものとして取り扱う。

#### 規則 20 – 予備的異議申立における判決又は命令

1. 規則 19.4 で規定される期間の満了後、可及的速やかに、主任判事は予備的異議申立について決定を行う。主任判事は、当事者に聴聞の機会を与える。決定は、手続の次の段階に関する当事者及び登記部に対する指示を含むものとする。

2. 予備的異議申立が本訴訟において取り扱われる場合、主任判事は当事者に通知する。

#### 規則 21 – 予備的異議申立に対する決定又は命令に対する控訴

1. 主任判事の予備的異議申立を認める決定は、規則 220.1(a)に従って控訴することができる。主任判事の予備的異議申立を却下する命令は、規則 220.2 によってのみ控訴することができる。

2. 控訴がなされると、第一審の手続は、当事者の理由を付した請求により、主任判事又は控訴裁判所によって中止することができる。

3. 規則 19.6 が準用される。

#### 侵害訴訟の価額に基づく手数料

##### 規則 22 – 侵害訴訟の価額に基づく手数料

1. 侵害訴訟の価額は、[EUR\*\*\*]を超えると一方又は両者の当事者によって評価される場合、中間手続の間に主任判事によって決定される。

2. 侵害訴訟の価額が [EUR\*\*\*] を超える場合、請求人は、第 6 部 [規則 370.2(b) 及び 371.4] に従い、侵害訴訟の価額に基づく手数料を支払う。

## 答弁書

### 規則 23 ー 答弁書の提出

被告は、請求の趣旨の送達から 3 ヶ月以内に弁駁書を提出するものとする。期間は、被告の理由を記載した請求により、主任判事によって延長できる。

### 規則 24 ー 答弁書の内容

1. 被告の答弁書は下記を含むものとする。

(a) 被告及び被告の代理人の名称、

(b) 被告への送達のための住所及び電子メールアドレス、並びに送達を受理する権限を有する者の名称及び住所、

(c) ファイルの訴訟番号、

(d) 被告が予備的異議申立[規則 19]を提出しているかどうかの表示、

(e) 請求人が依拠する事実に対する反論を含む、依拠する事実の表示、

(f) 可能な場合は依拠する証拠[規則 170.1]、及び裏付けで提供される予定の追加の証拠の表示、

(g) 訴訟が成立しない理由、関連する特許が無効であるとの主張を含む法的主張、協定第 28 条の規定から起こる主張、及び、適切な場合、請求人が提案したクレーム解釈に対する反論、

(h) 中間手続 [規則 104(e)]の間に侵害訴訟に関して被告が求める命令の表示、

(i) 被告が、侵害訴訟の価額についての請求人の評価について争うかどうかの陳述、及びその根拠、

(j) 答弁書において参照する文書のリスト、並びにこれらの文書の全て又は一部が翻訳の必要のないことの請求

2. 被告は、答弁書において参照する各文書の写しを同時に提出する。

### 規則 25 ー 取消を求める反訴

答弁書が、侵害されていると主張される特許が無効であるとの主張を含む場合、答弁書は、特許の取消を求める反訴を含む。取消を求める反訴は下記を含む：

(a) 特許の取消が請求される範囲の表示、

(b) 1 以上の取消の根拠。これはできる限り法律論により支持され、適切な場合は、被告の提案するクレーム解釈の説明、

(c) 依拠する事実の表示、

(d) 可能な場合は依拠する証拠、及び裏付けで提供される予定の追加の証拠の表示、

(e) 中間手続[規則 104(e)]の間に被告が求める命令の表示、

(f) 被告が、反訴を含む紛争の価額が[EUR\*\*\*]が侵害訴訟の価額を超えると評価する場合、反訴を含む紛争の価額の表示、

(g) もしあれば、協定第 33 条(3)(a)、(b)又は(c)及び規則 37.4 に規定される選択肢についての立場の陳述、

(h) 取消を求める反訴及び他の請求において参照する文書のリスト、及び文書の全て又は一部が翻訳の必要のないことの請求。規則 13.3 が準用される。

2. 被告は、取消を求める反訴において参照する各文書の写しを同時に提出する。

3. 請求人が権利者でないか、又は関連する特許の唯一の権利者でない場合、登記部は、規則 13.1(e)に従い、可及的速やかに、関連する特許権者に取消を求める反訴の写しを送達し、第 2 項に規定する各文書の写しを送達する。当該特許権者は取消手続の当事者になり、請求人により既に提出されていなければ、規則 13.1(e)に規定する詳細を提出する。

#### 規則 26 – 取消を求める反訴の手数料

被告は、第 6 部に従い、取消を求める反訴について手数料を支払う。規則 15.2 が準用される。

#### 規則 27 – 答弁書の方式要件についての審査

1. 登記部は答弁書の提出後、可及的速やかに

(a) 規則 24.1(a)～(d)の要件に適合しているかを審査し、

(b) 答弁書が取消を求める反訴を含む場合、規則 26 に従った手数料の支払い義務に適合しているかを審査する。

2. 登記部が答弁書又は取消を求める反訴が第 1 項に規定される要件のいずれかに適合しないと考える場合、可及的速やかに、被告に

(a) 14 日以内に、指摘された不備を補正し、

(b)該当する場合、14日以内に、取消の反訴のための手数料を支払うよう要請する。

3. 登記部は同時に、指定期間内に被告が不備を補正せず、又は手数料を支払わない場合に、規則 355 に従い欠席による決定ができることを被告に通知する。

4. 14日以内に被告が不備を補正せず、又は必要に応じて取消を求める反訴についての手数を支払わなかった場合、登記部は主任判事に通知する。主任判事は欠席による決定をすることができる。主任判事は、予め聴聞の機会を被告に与えることができる。

5. 被告は規則 356 に従い、欠席による決定を破棄する申請をすることができる。

#### 規則 28 – 追加の期日

答弁書の送達後、可及的速やかに、主任判事は、当事者に相談した後、中間会議の期日を設定し(必要に応じ、規則 101.1)、口頭審理のための期日及び1つの予備日を設定する。

取消を求める反訴に対する答弁書、この答弁書及び特許を訂正するための請求に対する回答書、この回答書に対する再答弁

#### 規則 29 – 取消を求める反訴に対する答弁書、答弁書に対する回答書、及びこの回答書に対する再答弁書の提出

1. (a)取消を求める反訴を含む答弁書の送達から2ヶ月以内に、特許権者は取消を求める反訴に対する答弁書を提出するものとし、請求人は答弁書に対する回答書を提出することができる。

(b)取消を求める反訴を含まない答弁書の送達から1ヶ月以内に、請求人は答弁書に対する回答書を提出することができる。

(c)取消を求める反訴を含まない答弁書に対する回答書の送達から1ヶ月以内に、被告は、答弁書に対する回答書に対する再答弁書を提出することができる。

(d)反訴に対する答弁書の送達から1ヶ月以内に、被告は、反訴に対する答弁書に対する回答書、並びに規則 32 に従った請求項を訂正するための申請書に対する答弁書を提出することができる。

(e)請求人に反訴に対する答弁書に対する回答書の送達から1ヶ月以内に、請求人、特許権者は、該当する場合は規則 32 に従った請求項を訂正するための申請書に対する答弁

書に対する回答と共に、回答書に対する再答弁書を提出することができる。回答書に対する再答弁書は、答弁書に対する回答書において挙げられた内容に対する応答に限定される。

#### 規則 29a – 反訴に対する答弁の内容

1. 取消を求める反訴に対する答弁は下記を含むものとする。

(a) 被告が依拠する事実に対する反論を含む、依拠する事実の表示、

(b) 可能な場合に依拠する証拠[規則 170.1]、及び裏付けにおいて提出される追加の証拠の表示、

(c) 法律論及び特許の任意の従属請求項が独立して有効であることについての主張を含む、取消を求める反訴が成立しない理由、

(d) 中間会議[規則 104(e)]において取消訴訟に関して請求人及び特許権者が求める命令の表示、

(e) もしあれば、協定第 33 条(3)(a)、(b)又は(c)及び規則 37.4 に規定される選択肢についての被告の選択に対する請求人及び特許権者の応答、

(f) 規則 25.1(f)による紛争(反訴を含む)の価額についての被告の評価に対する請求人及び特許権者の応答、

(g) 反訴に対する答弁において参照する文書のリスト、並びにこれらの文書の全て又は一部が翻訳の必要のないことの請求。規則 13.3 が準用される。

2. 請求人及び特許権者は、反訴に対する答弁書において言及する各文書の写しを同時に提出する。

#### 規則 30 – 特許を訂正するための申請

取消を求める反訴に対する答弁は、特許権者による特許を訂正する申請を含むことができる。申請は下記を含む。

(a) 特許が付与された言語で、適切な場合は請求項の 1 以上の予備的請求を含む、関連する特許の請求項及び／又は明細書についての訂正案；[規則 14.2]の手続言語が、特許が付与された言語でない場合、請求人及び特許権者は、手続言語で訂正案の翻訳を提出する。(特許が単一効を有する欧州特許の場合は、被告から要求された場合、被告の居所の言語で提出する。)

(b) 補正が EPC 第 84 条及び 123 条(2)及び(3)の要件を満たすことの説明、並びに訂正案の請求項が有効であることの説明、

(c) 訂正案が条件付きか又は無条件かの表示（条件付きの場合、訂正案は、その事件の状況で数の上で合理的でなければならない。）

2. 特許を訂正するそれ以降の請求は、裁判所の承認を得ることによってのみ手続に入る事が許容される。

#### 規則 31 ー 取消を求める反訴を含む紛争の価額に基づく手数料

1. 紛争（取消を求める反訴を含む）の価額は、主任判事により中間会議での命令によって決定される（価額が侵害訴訟の価額を[EUR\*\*\*]を超えて上回ると当事者の 1 人又は両方によって評価される場合）。

2. 取消を求める反訴を含む紛争の価額が侵害訴訟の価額を超えると合意されるか、又は主任判事により命令された場合は、被告は第 6 部に従い超過のための価額に基づく手数料を支払う。

#### 特許を訂正する申請に対する答弁

規則 32 ー 特許を訂正する申請に対する答弁書、この答弁に対する回答書、及びこの回答書に対する再答弁書の提出

1. 請求項を訂正する申請書の送達から 1 ヶ月以内に、被告は、請求項を訂正する申請書に対する答弁書を提出する。この中で、請求項を訂正する申請に反対するかについて陳述し、反対する場合は、以下の理由を陳述する。

(a) 訂正案は許容されず、

(b) 訂正案によって特許は維持されない。

2. 訂正案を考慮し適切な場合は、請求項を訂正する申請書に対する答弁書は、規則 45(d)～(h)の主張、及び代替的に非侵害の主張を含むことができる。

3. 特許権者は、1 ヶ月以内に請求項を訂正する申請書に対する答弁書に対する回答書を提出することができ、被告は、1 ヶ月以内に回答書に対する再答弁書を提出することができる。再答弁書は、回答書で挙げられた事項に限定される。

合議体に技術的判事を割り当てるための申請

規則 33 ー 技術的判事を割り当てるための当事者による申請

1. 全ての訴訟当事者は、技術系判事を合議体に割り当てる申請書を提出することができる。その申請書には関連する技術分野の表示を含む。

2. 申請書は、書面手続において可能な限り速やかに提出する。書面手続[規則 35]の終了後に提出した申請書は、他の当事者により示された新たな主張等、状況が変化したことを考慮して正当化され、裁判所により許可された場合にのみ承諾される。

3. 第 1 項及び第 2 項の要件に適合する場合は、第一審裁判所長官は、主任判事の意見を聞いた後、技術系判事を合議体に割り当てる。

規則 34 ー 技術的判事を割り当てるための主任判事による請求

1. 主任判事は、書面手続の間はいつでも、裁判長及び当事者の意見を聞いた後、第一審裁判所長官に、技術系判事を合議体に割り当てるよう請求することができる。

2. 技術系判事が合議体に割り当てられた場合、主任判事はいつでも技術系判事の意見を聞くことができる。

書面手続の最終段階

規則 35 ー 書面手続の終結

規則 12.1, 及び該当する場合は規則 12.2 から 12.4 による訴答書面のやりとりの後、主任判事は

(a) 規則 36 に規定される場合を除き、書面手続を終了することを意図する日付を当事者に通知し、

(b) 中間会議が必要な場合（規則 28 及び 101.1）は中間会議[規則 28]のために設定された期日を確認し、又は中間会議が開催されないことを当事者に通知する。

規則 36 ー 訴答書面の更なるやりとり

主任判事が書面手続[規則 35(a)]の終了を意図する日の前に提出された当事者による理由を伴う請求により、主任判事は期間を指定して、訴答書面の更なるやりとりを許可することができる。ただし、規則 10.1 による主任判事の権限を妨げない。訴答書面の更なる

やりとりが許可された場合、書面手続は指定期間の満了により終了するとみなされる。

#### 規則 37 – 協定第 33 条(3)の適用

1. 書面手続の終了後可及的速やかに、合議体は、協定第 33 条(3)の適用についてどのように進めるかについて決定する。当事者は、聴聞の機会を与えられる[規則 264]。

2. 適切な場合には、当事者の主張を考慮し、当事者に聴聞の機会を与えた後[規則 264]、合議体は命令によって、より早い決定をすることができる。

3. 合議体が協定第 33 条(3)(a)に従って手続を進めると決定した場合、規則 33 及び 34 に従って既に割り当てられていない場合には、主任判事は第一審裁判所長官に対し、合議体に技術系判事を割り当てるように請求する。

4. 合議体が協定第 33 条(3)(b)に従って手続を進めると決定した場合、合議体は、取消訴訟の最終判決まで侵害訴訟の手続を中止することができる。特許の関連する請求項が、任意の理由により取消訴訟の最終判決によって無効とされる可能性が高い場合は、侵害訴訟を中止する。

#### 協定第 33 条(3)(b)において中央部に付託された取消を求める反訴

規則 38 – 中央部が協定第 33 条(3)(b)における取消を求める反訴を扱う場合の書面手続

取消を求める反訴が中央部に付託される場合、それは以下のように扱われる：

(a) 規則 17.2 が準用される：第一審裁判所長官は取消を求める反訴を、協定第 7 条(2) 及びその付属書類 II に従い、中央部の合議体に割り当てる。了当事者は、その反訴を一人の法律系判事が審理することを請求できる。

(b) 規則 18 が準用される：反訴が割り当てられた合議体の裁判長は、主任判事としての合議体の一人の法律系判事を指名する。

(c) 主任判事は、中央部での書面手続の更なる実施に必要な全ての追加の指示をする。

(d) 規則 28 が準用される：主任判事は、当事者に意見を求めた後、中間会議の期日を設定し（必要に応じ、規則 28 及び 101）、及び口頭審理の期日及び予備日を設定する。

### 規則 39 – 中央部の手続言語

中央部に取消を求める反訴を付託した地域部又は地方部の手続言語が、特許が付与された言語でない場合、主任判事は、書面手続の間に提出された訴答書面及びその他の文書の、特許が付与された言語で主任判事が指示するとおりの翻訳文を 21 日以内に提出するよう当事者に命令することができる。当事者の理由を伴う請求により、その期間は主任判事によって延長することができる。

2. 適切な場合、主任判事は、命令において、当事者の訴答書面及び他の文書の抜粋のみを翻訳することを指定することができる。

3. 地域部又は地方部の手続の言語が、特許が付与された言語である場合、規則 24、25、29、29a、30 及び 32 により送達された訴答書面は有効である。

### 規則 40 – 中央部の早期手続

主任判事は仮処分申請が提出された場合 [規則 206]、中央部の手続を早める。

### 協定第 33 条(3)(c)に基づき中央部に付託された訴訟

#### 規定 41 – 中央部が協定第 33 条(3)(c)における訴訟を扱う場合の書面手続

協定第 33 条(3)(c)により訴訟が中央部に付託される場合、以下のように扱う：

- (a) 規則 17.2 が準用される：第一審裁判所長官は、中央部の合議体に訴訟を割り当てる。当事者は、訴訟が単独の判事により審理されるように請求することができる。
- (b) 規則 18 が準用される：訴訟が割り当てられた合議体の裁判長は合議体の判事の一人を主任判事として指名する。
- (c) 規則 28 により既に設定された期日は、可能な限り承認する。
- (d) 規則 39 が準用される：主任判事は、書面手続の間に提出された全ての訴答書面の、特許が付与された言語での翻訳文を提出するよう当事者に命令することができる；適切な場合、主任判事は、命令において、当事者の訴答書面及び他の文書の抜粋のみを翻訳することを指定することができる。そうでなければ、書面手続の間に提出された訴答書面は有効である。
- (e) 主任判事は、中央部の書面手続の更なる実施に必要な追加の指示を与えるものとする。

## セクション 2 — 取消訴訟

### 規則 43 — 特許権者に対する訴訟

特許の取消を求める訴訟は、特許の権利者に対して向けられる。

協定との関係：第 47 条(5)

### 規則 44 — 訴答書面のやりとり（取消訴訟）

1. 書面手続は下記からなる：

(a)（請求人による）取消を求める陳述の提出[規則 45]、及び

(b)（被告による）取消に対する答弁書の提出[規則 49]、及び、場合により

(c) 請求人による取消に対する答弁書に対する回答書の提出[規則 51]、

(d) 被告による回答書に対する再答弁書の提出[規則 52]

2. 取消に対する答弁書は下記を含むことができる。

(a) 特許を訂正する申請、及び

(b) 特許権者又は独占的实施権者による侵害についての反訴。

3. 特許を訂正する申請が提出された場合、被告は、特許を訂正する申請に対する答弁書を提出する。

4. 侵害についての反訴が提出された場合、請求人は侵害についての反訴に対する答弁書を提出し[規則 56]、被告は反訴に対する答弁書に対する回答書を提出することができ[規則 56.3]、請求人は回答書に対する再答弁書を提出することができる[規則 56.4]。

5. 規則 12.5 を適用する。

### 取消を求める陳述

#### 規則 45 — 取消を求める陳述の内容

1. 請求人は、(b)に従うことを条件に、協定第 7 条(2)及びその付属書類 II に従い、登記部に取消を求める陳述を提出するものとする。取消を求める陳述は下記を含む。

(a) 規則 13.1(a)～(h)の事項、

(b) 協定第 33 条(7)に従い、当事者が地域部又は地方部で訴訟を起こすことに同意する場合、被告の同意を得たことの証拠を添付した、訴訟を審理する部の表示、

(c) 該当する場合、被告の同意を得たことの証拠を添付した、単独の判事により訴訟が審理されることの表示[協定の第8条(7)]、

(d) 特許の取消を求める範囲の表示

(e) 可能な限り法律の紛争により裏付けられなければならない1以上の取り消しの理由、これは可能な限り法律論による裏付けを伴う。及び適切な場合、請求人により提案された請求項の解釈の説明、

(f) 依拠する事実の表示、

(g) 可能な場合は依拠する証拠、及び裏付けとして提供される予定の更なる証拠の表示、

(h) 中間手続の間に請求人が求める予定の命令の表示[規則104(e)]、

(i) 請求人が、取消訴訟の価額が[EUR\*\*\*]を超えると評価する場合、その価額の表示、

(j) 取消を求める陳述で参照する文書のリスト、並びにこれらの文書の全て又は一部が翻訳の必要のないことの請求。規則13.3が準用される。

2. 請求人は、取消を求める陳述において参照する各文書の写しを同時に提供するものとする。

#### 規則 46 – 取消を求める陳述の言語

1. 第2項に従うことを条件とし、取消を求める陳述は、特許が付与された言語で作成する。

2. 協定第33条(7)に従って、訴訟が地方部又は地域部で行われることに当事者が同意する場合、取消を求める陳述は、規則14.1(a)(ii)、(b)(ii)、(c)又は(d)に規定する言語の1つで作成する。

3. 規則14.5が準用される。

協定との関係：第49条

#### 規則 47 – 取消訴訟の手数料

請求人は、規則57.2及び第6部に従って取消訴訟の手数料を支払う。

協定との関係：第70条及び第71条

請求の趣旨の方式要件についての審査に関する規則16が準用される。

規則 48 — 登記部における記録（第一審裁判所、取消訴訟）

1. 規則 17.1(a)～(c)及び.2 が準用される。
2. 第一審裁判所長官は訴訟を
  - (a) 中央部の合議体、
  - (b) 当事者が単独の判事が訴訟を審理することに同意する場合、単独の判事、又は
  - (c) 協定第 33 条(7)に従い、当事者が地方部又は地域部で訴訟が行われることに同意する場合、関連する地方部又は地域部の合議体に割り当てる。

協定との関係：第 10 条及び第 33 条

主任判事の指名についての規則 18 を適用する。

被告が予備的異議申立を起こした時の手続に関する規則 19、20 及び 21 を準用する。

取消に対する答弁

規則 49 — 取消に対する答弁書の提出

1. 被告は、取消を求める陳述の送達から 3 ヶ月以内に、取消に対する答弁書を提出する。
2. 取消に対する答弁書は下記を含むことができる。
  - (a) 特許を訂正するための申請書、
  - (b) 侵害についての反訴

規則 50 — 取消に対する答弁書、及び侵害についての反訴の内容

1. 取消に対する答弁書は、規則 24.1(a)～(c)に規定する事項を含み、規則 29(a)が適用される。
2. 特許を訂正する申請は、規則 30.1(a)～(c)に規定する事項を含み、規則 30.2 が適用される。
3. 侵害についての反訴は、規則 13.1(k)～(q)に規定する事項を含み、侵害についての反訴を含む紛争の価額が取消訴訟の価額よりも [EUR\*\*\*] を超えて上回ると被告が評価する場合、紛争の価額の評価。規則 13.2 及び.3 が適用される。

規則 51 ー 取消に対する答弁書に対する回答書

請求人は、取消に対する答弁書の送達から 1 ヶ月以内に、取消に対する答弁書に対する回答書を提出することができる。

規則 52 ー 回答書に対する再答弁

被告は、回答書の送達から 1 ヶ月以内に、反訴についての答弁書に対する回答書に対する再答弁書を提出することができる。再答弁書は、回答書において挙げられた内容に対する応答に限定される。

規則 53 ー 侵害についての反訴の手数料

被告は、第 6 部に従い、侵害についての反訴に関する手数料を支払う。規則 15.2 が準用される。

答弁書の方式要件についての審査に関する規則 27 が準用される。

追加の期日に関する規則 28 が準用される。

特許を訂正するための申請書に対する答弁、及び侵害についての反訴に対する答弁  
特許を訂正するための申請に対する答弁書の提出に関する規則 32 が準用される。

規則 56 ー 侵害についての反訴に対する答弁書の提出

1. 侵害についての反訴状の送達から 1 ヶ月以内に、請求人は侵害についての反訴状に対する答弁書を提出する。期間は、請求人の理由を記載した請求により、主任判事によって延長することができる。

2. 反訴状に対する答弁書は、規則 24.1(e)～(h)及び(j)に規定する事項、請求人が、規則 50.3 による紛争（反訴を含む）の価額についての被告の評価について争うかについての陳述、並びに争う理由を含む。規則 24.2 が適用される。

3. 被告は、1 ヶ月以内に侵害についての反訴状に対する答弁書に対する回答書を提出することができる。

4. 請求人は、回答書の送達から 1 ヶ月以内に回答書に対する再答弁書を提出することができる。再答弁書は、回答書において挙げられた内容に限定される。

取消訴訟が地方部又は地域部により審理される場合、技術系判事を割り当てる請求に関する規則 33 及び 34 が適用される。

書面手続の終了に関する規則 35 が準用される。

訴答書面の更なるやりとりに関する規則 36 が適用される。

#### 規則 57 – 取消訴訟の価額に基づく手数料

1. 取消訴訟の価額は、中間会議での命令によって、主任判事によって決定される（紛争の価額が、一方又は双方の当事者によって [EUR\*\*\*] を超えると評価される場合）。
2. 取消訴訟の価額が [EUR\*\*\*] を超える場合、請求人は、第 6 部に従って取消訴訟の価額に基づく手数料を支払う（規則 370.2(b) 及び 371.4）。

#### 規則 58 – 紛争（侵害に対する反訴を含む）の価額に基づく手数料

1. 一方又は双方の当事者によって、侵害の反訴を含む紛争の価額が、取消訴訟の価額より [EUR\*\*\*] を超えて上回ると評価される場合、侵害についての反訴を含む紛争の価額は、中間会議における命令によって主任判事により決定される。
2. 侵害についての反訴を含む紛争の価額が、合意に従って、又は主任判事の命令によって、取消訴訟の価額を超える場合、被告は、第 6 部に従って超過分の価額に基づく手数料を支払うものとする [規則 370、2(b) 及び 371.4]。

### セクション 3 非侵害確認を求める訴訟

#### 規則 60 – 非侵害確認

1. 特定の行為、又は計画された行為の実施が特許の侵害を構成しないことの確認は、以下の場合に、当該行為を実施しているか計画している者と、特許権者又は協定第 47 条に従って侵害訴訟を開始する権利を有する実施権者との間の訴訟において、裁判所が行うことが出来る。

特許権者又は上記実施権者が当該行為が侵害であると主張する場合、

又は特許権者若しくは実施権者によってこのような主張がなされていない場合は、

- (a) 当該者が特許権者又は実施権者に対して、書面により、請求された確認の効果を書面で同意するように申し入れ問題となる行為の完全な詳細を書面で提供し、且つ

(b)特許権者又は実施権者が同意を拒否するか、1ヶ月以内に、同意しない場合

2. 確認訴訟は、侵害を主張する、又は第1項(b)による同意を拒否するか同意しない特許権者又は実施権者に対して行われる。

規則 61 – 訴答書面のやりとり（非侵害確認を求める訴訟）

1. 書面手続は下記を含む。

(a)非侵害確認を求める陳述書の提出（請求人による）[規則 62]、

(b)非侵害確認を求める陳述書に対する答弁書の提出（被告による）[規則 65～66]、

(c)非侵害確認を求める陳述書に対する答弁書に対する回答書の提出 [規則 67]、

(d)回答書に対する再答弁書の提出 [規則 67]。

2. 規則 12.5 が適用される。

規則 62 – 非侵害確認を求める陳述の内容

請求人は、協定第34条(4)、第7条(2)及びその付属書 II に従い、登記部に非侵害確認を求める陳述書を提出し、陳述は下記を含む。

(a)規則 13.1(a)～(h)に規定する事項、

(b)当事者が協定第33条(7)に従い、地域部又は地方部で訴訟を起こすことに同意する場合、被告の同意を得たことの証拠を添付した、訴訟を審理する部の表示、

(c)該当する場合、被告の同意を得たことの証拠を添付した、単独の判事により訴訟が審理されることの表示[協定の第8条(7)]、

(d)請求人が求める確認

(e)特定の行為、計画された行為の実施が、関連する特許の侵害を構成していないことの理由（法律の議論、必要に応じ、請求人により提案された請求項の解釈の説明を含む）、

(f)依拠する事実の表示、

(g)可能な場合、依拠する証拠、及び、裏付けにおいて提供される予定の更なる証拠の表示、

(h)中間会議の際に請求人が求める予定の命令の表示[規則 104(e)]、

(i)請求人が、確認訴訟の価額が[EUR\*\*\*]を超えると評価する場合、その価額の表示、

(j)確認のための陳述で参照する文書のリスト、並びにこれらの文書の全て又は一部が

翻訳の必要のないことの請求。規則 13.3 が準用される。

2. 請求人は、確認を求める陳述において参照する各文書の写しを同時に提供する。

取消を求める陳述に関する規則 46、47 及び 48 が準用される。

請求の趣旨及び登記部での記録の方式要件についての審査に関する規則 16 及び 17 が準用される。

主任判事の指名に関する規則 18 が準用される。

被告が予備的異議申立を起こした場合の手續に関する規則 19、20 及び 21 が準用される。

#### 規則 65 ー 非侵害確認を求める陳述に対する答弁書の提出

被告は、非侵害確認を求める陳述の送達から 2 ヶ月以内に、非侵害確認を求める陳述に対して答弁書を提出する。期間は、被告の理由を付した請求により延長することができる。

#### 規則 66 ー 非侵害確認を求める陳述に対する答弁書の内容

非侵害確認を求める陳述に対する答弁書は、規則 24.1(a)～(h)に規定する事項、確認訴訟の価額の評価について争うかの陳述、及びその理由を含む。

規則 67 ー 非侵害確認を求める陳述に対する答弁に対する回答書、反訴に対する答弁、上記回答書に対する再答弁

1. 請求人は、1 ヶ月以内に、非侵害確認を求める陳述に対する答弁書に対して回答書を提出することができる。

2. 被告は、回答書の送達から 1 ヶ月以内に回答書に対する再答弁書を提出することができる。再答弁書は、回答書に挙げられた事項に限定される。

#### 規則 68 ー 非侵害確認訴訟の手数料

請求人は第 6 部に従い、非侵害確認訴訟の手数料を支払う [EUR\*\*\*]。規則 15.2 が準用される。

被告の答弁書の方式要件についての審査に関する規則 27 が準用される。

追加の期日に関する規則 28 が準用される。

訴訟が地域部又は地方部により審理される場合、技術系判事を割り当てる請求に関する

規則 33 及び 34 が適用される。

書面手続の終了に関する規則 35 が準用される。

訴答書面の更なるやりとりに関する規則 36 が適用される。

#### 規則 69 – 非侵害確認訴訟の価額に基づく手数料

1. 非侵害確認訴訟の価額は、紛争の価額が [EUR\*\*\*] を超えるとして一方又は両者の当事者によって評価される場合、中間会議において主任判事によって決定される。

2. 紛争の価額が [EUR\*\*\*] を超える場合、請求人は、第 6 部 [規則 370.2(b) 及び 371.4] に従い、非侵害確認訴訟の価額に基づく手数料を支払う。

#### セクション 4 – 協定第 33 条(5)及び(6)における訴訟

##### 規則 70 – 地方部又は地域部での取消訴訟、それに続く侵害訴訟（協定第 33 条(5)）

1. 請求人が中央部に取消を求める陳述（規則 45）を提出し、被告又は協定第 47 条により訴訟を開始する権限を有する実施権者が、続いて同一の特許に関して請求人に対し、地方部又は地域部において侵害訴訟を開始した場合、以下の手続を適用する。

2. 地方部又は地域部の登記部は規則 16 及び 17 に従って手続を進める。登記部は、可及的速やかに、中央部の取消訴訟、地方部又は地域部の侵害訴訟、及び侵害訴訟における取消を求める全ての反訴を、第一審裁判所長官に通知する。

3. 当事者による別段の同意がない限り、第一審裁判所長官は、規則 48.2 に従って取消訴訟の審理を行うよう指名された中央部の合議体に対し、協定第 33 条(3)及び規則 37 に従い侵害訴訟の審理を行なう合議体の判決まで、取消訴訟における全ての更なる手続を中止する。

4. 取消を求める陳述を提出した請求人が、規則 70.1 による侵害訴訟において取消を求める反訴を提出しない場合、侵害訴訟の主任判事は、可及的速やかに第一審裁判所長官に通知し、規則 70.3 に規定する中止は解除される。

5. 協定第 33 条(3)の裁量権を行使する場合、侵害訴訟の審理を行う合議体は、規則 70.3 に規定する中止の前に中央部における取消訴訟がどの程度進んだかを考慮する。

6. 侵害訴訟を審理する合議体が協定第 33 条(3)(a)に従って手続を進めると決定した場合、規則 33 及び 34 は侵害訴訟に関して準用される。

7. 侵害訴訟を審理する合議体が協定第 33 条(3) (b)又は(c)に従って手続を進めると決定した場合、規則 37.3、38～41 が準用される。

#### 規則 71 – 協定第 33 条(6)における非侵害確認訴訟

特許権者又は協定第 47 条に従って侵害訴訟を開始する権利を有する実施権者に対し、中央部で非侵害確認訴訟（規則 60）を提起し、被告である特許権者又は実施権者が、続いて請求人に対し、同じ特許及び同じ被疑侵害に対し地方部又は地域部で侵害訴訟を開始した場合、以下の手続が適用される。

2. 登記部は規則 16 及び 17 に従って手続を進める。登記部は、可及的速やかに、当該同時係属の訴訟及びそれに付された日付を第一審裁判所長官に通知する。

3. 規則 17.1(a)に従って侵害訴訟に対して登記部により付された日付が非侵害確認訴訟に付された日付の 3 ヶ月以内である場合、第一審裁判所長官は、中央部の合議体に、確認訴訟のそれ以上の全ての手続を中止することを要求する。侵害訴訟に付された日付が前記 3 花月の期間外である場合、中止はなされないが、関連する中央部、並びに地方部若しくは地域部の裁判長は、規則 295(k)に従う訴訟の中止の可能性を含め、手続のそれ以降の進行に合意するよう協議する。

#### 規則 72 – 非侵害確認のための訴訟及び取消訴訟

非侵害確認訴訟は、当該特許の取消を求める訴訟と一緒に提起することができる。規則 47 及び 57、並びに規則 68 及び 69 の両方に従って手数料を支払う。

### セクション 5 – 規則(EU) No 1257 第 8 条に基づくライセンスの補償に関する訴訟

#### 規則 80 – ライセンス・オブ・ライトのための補償

1. 適切な補償の申請（協定第 32 条(1) (h)）は下記を含む：

(a) 規則 13.1(a)～(d)に規定する事項；

(b) 規則(EU)No1257/2012 の第 8 条(1)に規定する陳述の提出に関する情報；

(c) 規則(EU)No1257/2012 の第 8 条(2)に規定するライセンス契約。

2. 規則 132、135～140 は、適切な補償のための手続に準用する。

3. 当事者は、第 6 部に従って補償のための手数料を支払う。規則 15.2 が準用される。

協定との関係：第 32 条(1) (h)

セクション 6 – 規則(EU) No 1257/2012 第 9 条に規定される業務を行う欧州特許庁の決定に対する訴訟

協定との関係：第 32 条(1) (i)、第 47 条(7)及び第 66 条

規則 85 – 手続の段階（一方当事者手続）

規則(EU) No 1257/2012 第 9 条に規定される業務を行う欧州特許庁の決定（以下「特許庁の決定という）に対する訴訟が提起された場合、第一審裁判所の手続は下記からなる。

- (a) 欧州特許庁による中間報告についての可能性を含む書面手続；
- (b) 中間会議を含むことができる中間手続；
- (c) 請求人の請求又は裁判所の発起による口頭審理を含むことができる、口頭手続。

規則 86 – 停止効果

特許庁の決定に対する訴訟は停止効果を有する。

規則 87 – 特許庁の決定の破棄又は変更の根拠

特許庁の決定に対する訴訟は下記の根拠により提起することができる。

- (a) 規則(EU) No 1257/2012、規則(EU) No 1260/2012、又は適用に関する法規の違反、
- (b) 規則(EU) No 1257/2012 の第 9 条(1)に規定する業務を行う欧州特許庁の実施規則の違反、
- (c) 必須の手続要件の違反、
- (d) 権限の乱用。

規則 88 – 特許庁の決定を破棄又は変更する申請

1. 協定第 7 条(2)及びその付属書類 II に従い、請求人は、特許庁の決定の送達から 2 ヶ月以内に、特許庁の決定を破棄又は変更するための申請書を、その特許が付与された言語で登記部に提出する。

2. 特許庁の決定を破棄又は変更するための申請書は下記を含む。

- (a) 請求人の名称、及び該当する場合は請求人の代理人の名称、
- (b) 請求人が単一効を有する欧州特許の特許権者でない場合、特許庁の決定により悪影響を受け、かつ審理の開始する権利を有することの説明及び証拠、
- (c) 請求人への送達のための住所及び電子メールアドレス、並びに送達を受領する権限を有する人の名称及び住所、
- (d) 異議を申し立てる特許庁の決定への参照；
- (e) 該当する場合、当裁判所、欧州特許庁又は他の裁判所又は機関での関連する特許に関わる過去又は係属中の訴訟に関する情報；
- (f) 訴訟が単独の判事により審理されるかの表示、
- (g) 請求人が求める命令又は救済、
- (h) 規則 87 に従い、紛争中の決定を破棄又は変更する 1 以上の根拠、
- (i) 依拠する事実、証拠及び主張、
- (j) 申請において参照する文書のリスト、並びにこれらの文書の全て又は一部が翻訳の必要のないことの請求。規則 13.3 が準用される。

3. 請求人は、申請において参照する各文書の写しを同時に提出する。

4. 請求人は、第 6 部に従い、特許庁の決定に対する訴訟に関する手数料を支払う。規則 15.2 が準用される。

5. 規則 8 は適用されない。

#### 規則 89 – 方式要件に関する審査（一方当事者手続）

1. 登記部は、特許庁の決定を破棄又は変更するための申請が提出された後、可及的速やかに協定第 47 条(7)及び第 49 条(6)、規則 88.1、2(a)～(d)、及び.4 の要件に適合するかを審査する。

2. 登記部が、第 1 項に規定するいずれかの要件に適合しないと判断する場合、

(a) 14 日以内に不備を補正し、

(b) 該当する場合、14 日以内に特許庁の決定に対する訴訟についての手数料を支払うよう、

請求人に要請する。

3. 登記部は同時に、請求人が提示された期間内に不備を補正しない場合、規則 355 によ

って欠席による決定がなされ得ることを請求人に通知する。

4. 請求人が不備を補正せず、又は特許庁の決定に対する訴訟についての手数料を支払わない場合、登記部は、第一審裁判所長官に通知する。長官は、欠席による決定により、不受理として訴訟を却下できる。長官は、事前に聴聞の機会を請求人に与えることができる。

5. 請求人は、規則 356 に従い、欠席による決定を無効にする申請をすることができる。

#### 規則 90 ー 登記部における記録（一方当事者手続）

規則 89.1 に規定する要件に適合する場合、登記部は、可及的速やかに

(a) 特許庁の決定を破棄又は変更するための申請書の受領の日を記録し、ファイルに対し訴訟番号を与え、

(b) ファイルを登記簿に記録し、

(c) ファイルの訴訟番号及び受領の日を請求人に通知し、

(d) 申請書が受理されたことの表示と共に、欧州特許庁に申請書を送付する。

#### 規則 91 ー 欧州特許庁による中間補正

1. 欧州特許庁が、特許庁の決定を破棄又は変更するための申請が理由があると判断した場合、申請書の受領の日から 1 ヶ月以内に、

(a) 請求人が求める命令又は救済に従い、異議申し立てられた決定を修正し[規則 882(g)]、

(b) 決定が修正されたことを裁判所に通知する。

2. 異議申し立てられた決定が修正されたことを裁判所が欧州特許庁から通知された場合、裁判所は訴訟が終了することを請求人に通知する。第 6 部に従い、特許庁の決定に対する訴訟のための費用の全部又は一部の払い戻しが命令される。

#### 規則 92 ー 合議体又は単独の判事の指名、主任判事の指名

規則 91.2 に従って訴訟が終了しない場合、第一審裁判所長官は、規則 91.1 に規定する期間の満了後可及的速やかに、規則 17.2 に従い中央部の合議体、又は請求人により請求される場合には単独の判事に（規則 88.2(f)）訴訟を割り当てる。規則 18 が適用される。

### 規則 93 ー 特許庁の決定を破棄又は変更する申請の審査

1. 特許庁の決定を破棄又は変更する申請の審査において、主任判事は、指定期間内に追加の訴答書面を提出するよう請求人に要請することができる。
2. 適切な場合、主任判事は、請求人の意見を聞いた後、中間会議の期日を設定することができる。
3. 規則 35 が準用される。

### 規則 94 ー 欧州特許庁長官へのコメントの要請

主任判事は、自発的に又は欧州特許庁長官の請求により、欧州特許庁長官にこのセクションの手続の進行において発生する任意の問題について書面でコメントするよう要請することができる。長官は、手続の当事者とならない。請求人は、長官のコメントについて意見を提出する権利を有する。

### 規則 95 ー 中間手続のための特別法（一方当事者手続）

中間手続の間、主任判事は、口頭審理の開催を望むか述べることを請求人に要請する。主任判事は、自身の発起で口頭審理を開催することができる。規則 111～118 が準用される。

### 規則 96 ー 口頭審理のための特別法（一方当事者手続）

口頭審理が開かれない場合、合議体は規則 117 によって判決を下す。

## 第 2 章 ー 中間手続

### 規則 101 ー 主任判事の役割（訴訟の管理）

1. 中間手続の間、主任判事は、口頭審理のために必要な全ての準備をする。特に、主任判事は、適切な場合、合議体委任を前提とし、複数の機会に開催可能な中間会議を開催することができる。規則 334 に規定する権限を行使することができる。
2. 主任判事は、公正で秩序正しく、効率的な中間手続を確保する義務を負う。
3. 主任判事は、書面による審理の終了から 3 ヶ月以内に中間手続を終了する。ただし、比例性の原則の適用を妨げない。

協定との関係：第 43 条、第 52 条(2)

#### 規則 102 ー 合議体への付託

1. 主任判事は、任意の事項の決定を合議体に付託することができ、合議体は主任判事のあらゆる決定若しくは命令、又は中間手続中の行為の再審理を自発的に行なうことができる。

2. 全ての当事者は、規則 333 に従う早期の再審理のため、主任判事の決定又は命令を合議体に付託することを請求することができる。再審理の間、主任判事の決定又は命令は有効である。

#### 規則 103 ー 中間会議の準備

主任判事が中間会議を開催することを決定するか否かに関わらず、主任判事は当事者に、指定期間内に

- (a) 特定の点について追加の説明を提供し、
- (b) 特定の質問に回答し、
- (c) 証拠を提出し、
- (d) 各当事者が中間会議において求める命令についての概要を含む特定の文書を提出することを命令することができる。

#### 中間会議

#### 規則 104 ー 中間会議の目的

中間会議は、主任判事に以下の事項を可能とする。

- (a) 主要な論点を確認し、関連する事実のどれが争われているか決定する。
- (b) 適切な場合、当該論点及び事実に関する当事者の立場を明瞭にする。
- (c) 手続の更なる進行のための期日を確立する。
- (d) 紛争に和解、又はセンターの設備を使用する可能性を当事者と探索する。
- (e) 適切な場合、更なる訴答書面、文書、鑑定人（裁判所の鑑定人を含む）、実験、調査、更なる証拠書類、供述証拠の対象となる事項、証人に対して問われる質問の範囲の提出に関する命令を出す。

(f)適切な場合、ただし当事者の出席のもとでのみ、口頭審理のために適切に準備することを目的とした証人及び鑑定人との予備的な意見聴取を開催する。

(g) 口頭審理の準備に必要と考える他のあらゆる決定又は命令をする。これには、裁判長との協議の後に、合議体の前での証人と鑑定人の別々の意見聴取の命令を含む。

(h)この規則のポイント(g)に従う別々の意見貼付の日付を設定し、口頭審理のための日付を承認する。

(i)特定の紛争の価額を決定する。例外的な場合、当事者の個別の状況に依存して、価額は当事者によって異なることもある。

協定との関係：第 52 条(2)

#### 規則 105 ー 電話会議及びテレビ会議

1. 中間会議は、電話会議によって、又はテレビ会議によって開催することができる。
2. 当事者の請求及び主任判事の承認によって、中間会議は裁判所で開催することができる。
3. 主任判事は、当事者の代理人が習得している言語により中間会議を開催することができる。

#### 規則 106 ー 中間会議の記録

中間会議が法廷で開催される場合、一般公開され、記録（音声／ビデオ）される。記録は、特定の情報が秘密にされることとする主任判事の命令に従いつつ、審理後に公表される。

協定との関係：第 44 条及び第 45 条

#### 口頭審理の準備

#### 規則 108 ー 口頭審理の召喚

主任判事は、当事者を口頭審理に召喚し、規則 104(h)により設定された期日に開催する。規則 104(h)により期日が設定されていない場合、主任判事は口頭審理の期日を設定する。当事者が短い期間に同意しない限り、少なくとも 2 ヶ月の期間が与えられる。

## 規則 109 ー 口頭審理の際の同時通訳

証人及び鑑定人の別々の意見聴取を含む口頭審理の少なくとも1ヶ月前に、当事者は同時通訳の申請を提出することができる。申請は下記を含む。

- (a) 当事者が口頭審理の際に請求する言語の表示、
- (b) 請求の理由、
- (c) 関連する技術分野、
- (d) 請求に関連する任意の他の情報

2. 主任判事はどの程度の同時通訳が必要であるかを決定し、同時通訳に必要な全ての準備をするよう登記部に指示する。主任判事が同時通訳を命じることを拒絶する場合、当事者は、実質的に可能な範囲で、自らの費用で同時通訳の手配を請求することができる。

3. 主任判事は自発的に同時通訳を命令する決定をすることができ、そのように登記部に指示し、当事者に通知する。

4. 自らの費用で通訳を雇うことを希望する当事者は、口頭審理の少なくとも2週間前に登記部に通知する。

協定との関係：第51条(2)

## 規則 110 ー 中間手続の終了

1. 主任判事はファイルの準備段階が適切であると判断すると、速やかに、口頭審理を考慮して中間審理を終了することを裁判長及び当事者に通知する。

2. 規則103及び104に従って最終日が設定された場合、中間手続は最後に設定された日に終了するとみなされる。

3. 中間手続が終了した直後に、口頭手続が開始する。裁判長は、主任判事と協議の上、訴訟の管理を引き継ぐ。

## 第3章 ー 口頭手続

### 規則 111 ー 裁判長の役割（訴訟の管理）

- (a) 裁判長は、公正で秩序正しく、効率的な口頭審理を確保するための権限を有し、
- (b) 訴訟が口頭審理の終わりに、本案判決のための準備ができることを確保する。

#### 規則 112 ー 口頭審理の実施

1. 口頭審理は合議体によって開催され、裁判長の管理下にある。
2. 口頭審理は下記からなる
  - (a) 当事者の口頭陳述の聴取、
  - (b) 中間手続の際に命令されている場合、裁判長の管理下での証人及び鑑定人の聴取。
3. 合議体の裁判長及び判事は、訴訟に対する予備的導入を提供することができ、当事者、当事者の代理人、及び任意の証人又は鑑定人に質問することができる。
4. 裁判長の管理下、当事者は証人又は鑑定人に質問することができる。裁判長は採用可能な証拠の提示を意図しない質問を禁止することができる。
5. 裁判所の同意を得て、証人は手続言語以外の言語で証言することができる。

#### 規則 113 ー 口頭審理の期間

1. 裁判長は口頭審理を1日で終了するように努める。ただし比例性の原則の適用を妨げない。裁判長は、口頭審理に先立って、当事者の口頭陳述のための制限時間を設定することができる。
2. 口頭審理又は別個の聴取における口頭証言は、主任判事又は裁判長が、供述証拠に基づいて決定されなければならないと特定する論点に限定される。
3. 合議体の意見を聞いた後、合議体が十分に情報を有している場合は、裁判長は当事者の口頭陳述を制限することができる。

#### 規則 114 ー 裁判所が追加の証拠が必要と判断した場合の休廷

例外的なケースにおいて、当事者の口頭陳述を聞いた後、裁判所は休廷し、追加の証拠を求めることを決定することができる。

#### 規則 115 ー 口頭審理

口頭審理及び別個の証人の聴取は、裁判所が、一方若しくは双方の当事者又は第三者の利益、公正の一般的利益、又は公共の秩序において、必要な範囲で審理を秘密にすることを決定しない限り、一般に公開される。審問は、記録（音声／テレビ）される。規則 106 が準用される。

## 協定との関係：第 45 条

### 規則 116 ー 当事者の口頭審理の欠席

1. 口頭審理に出席することを希望しない当事者は、余裕を持って登記部に通知する。双方の当事者が、口頭審理に出席することを望まないことを登記部に通知した場合、裁判所は、規則 117 に従って判決を下すことができる。
2. 裁判所は、当事者が口頭審理に欠席するという理由のみで、手続のいかなる段階の遅延（本案の判決を含む）を強いられない
3. 口頭審理を欠席した当事者は、書面による証拠のみに依拠し、他の当事者が口頭審理で陳述が許可されるいかなる新規な主張も争うことを希望しないとみなされる。
4. 当事者が口頭審理に出席することができない例外的な事態が発生した場合には、裁判所は、その当事者の請求により口頭審理を一時中止する。

### 規則 117 ー 当事者双方の口頭審理の欠席

当事者双方が、口頭審理に出席することを希望しないことを登記部に通知した場合、裁判所は、当事者及び該当する場合は法廷鑑定人により提出された訴答及び証拠を基礎とし、それ以外の場合は規則 118 及び 350～354 に従い、本案を判決する。

### 規則 118 ー 本案に関する判決

この規則の以下の規定に従うことを条件に、更に協定の第 63 条、第 64 条、第 66 条、第 67 及び第 80 条に規定する命令及び措置に加えて、要請があれば、裁判所は協定の第 68 条及び第 32 条(1)(f)に従い、損害及び補償の支払いを命じることができる。損害額及び補償額は、別の手続（規則 125～143）において、命令の中で述べるか、又は決定することができる。裁判所は、規則 352 に従って裁判所が決定した通り、勝訴当事者から敗訴当事者に対して与えられる保証金に関する命令又は措置を行うことができる。

2. 適切な場合及び第 1 項で行われた命令及び措置の責任を負う当事者の要請で、当該者が故意及び過失なく行動し、問題となる命令及び措置の履行がこれらの当事者に不均衡な損害を起し、且つ損害を受けた当事者に対する損害及び／又は補償が裁判所にとって合理的に納得のいくものと思われる場合には、裁判所は、命令及び措置を行わず、損害を受

けた当事者に損害及び／又は補償を支払うことを命ずることができる。

3. 取消訴訟が中央部に係属中の場合、地方部及び地域部は：

(a) 事後に協定第 56 条(1)に従い、取消訴訟又は欧州特許庁の最終決定で、特許が全体として又は部分的に無効になると判断されないという条件で、又はその他の条件で、命令を含め、侵害の主張についての本案の判決を下すことができ、又は

(b) 取消訴訟の判決又は欧州特許庁の決定まで侵害訴訟を中止することができ、特許の関連する請求項が取消訴訟又は欧州特許庁における最終決定において、何らかの理由により無効とされる可能性が高いという見解の場合は、侵害訴訟を中止する。

4. 直接訴訟又は取消のための反訴についての判決において、特許が全体として又は部分的に無効であると認められる場合、裁判所は協定第 65 条に従い特許を全体として又は部分的に無効にする。

5. 裁判所が第 3 項(a)に従って命令を行った場合、全ての当事者は、中央部、控訴裁判所又は欧州特許庁の最終判決から 2 ヶ月以内に、地方部又は地域部に、事件が当該最終判決について必然である旨の申請をすることができる。

6. 裁判所は、協定第 69 条に従い、原則として裁判費用の負担を決定する。

7. 裁判所は、口頭審理の終了後、可能な限り速やかに本案について判決する。裁判所は、口頭審理から 6 週間以内に書面で本案の判決を発行するよう努める。

8. 例外的なケースでは、裁判所は口頭審理の終了直後に判決を下し、理由を後日示すことができる。

9. 第 1 項及び第 3 項に規定する裁判所の命令は、請求人が命令のどの部分を執行することを意図するかを請求人が裁判所に通知し、その通知が登記部によって被告に送達された後にのみ、被告について執行される。

#### 規則 119 — 暫定的な損害賠償

裁判所は、裁判所が命ずることができる任意の条件に従って、本案に関する判決において、勝訴当事者への暫定的な損害賠償を命ずることができる。この損害賠償は少なくとも、損害賠償の手續に予想される費用と、勝訴当事者側の補償を包含する。

## 第4章 ー 損害賠償及び補償の決定手続

### 規則 125 ー 命じる損害の額を決定するための別個の手続

勝訴当事者のために命令される損害の額の決定は、別個の手続の主題とすることができる。その決定は、もしあれば、公開された欧州特許出願により効果がもたらされる仮保護の結果として与えられる補償の額（協定第 32 条(1)(f)、EPC 第 67 条）、及び規則 198.2、118.5、213.2 及び 354.4 に従って支払われるべき補償の額の決定を含む。第4章で用いられる「損害」という表現は、このような補償と、裁判所が決定する利率及び期間における利子とを含むとみなす。

### 規則 126 ー 損害の決定のための手続の開始

勝訴当事者（以下、「申請者」という）が損害額の決定を望む場合、侵害及び有効性の両方についての本案の最終決定（控訴を含む）の送達から（又は規則 198.2、118.5、213.2 又は 354.4 の評価の場合には、その評価の命令の日から）1年以内に、情報開示命令の請求を含む損害の決定のための申請書を提出する。

協定との関係：第 68 条

## セクション 1 ー 損害の決定のための申請書

### 規則 131 ー 損害の決定のための申請書の内容

1. 損害の決定のための申請書は下記を含む。

(a) 規則 13.1(a)～(d)に従う事項、

(b) 本案の判決の日付及びファイルの訴訟番号、

(c) 必要な場合、情報開示命令の請求（規則 141～143）。この場合、申請者は規則 141(b)～(e)に明示する事項を提出する。

2. 情報開示の手続が完了した後、又は請求されなかった場合、申請者は下記を表示する。

(a) 申請者が請求する救済（損害、実施料、利益）及びその利子、

(b) 依拠する事実の表示、特に逸失利益又は敗訴当事者の利益に関する計算、

(c) 依拠する証拠、

(d) 本案の判決が控訴の対象であるかについての陳述、

(e) 損害額の決定についての自身の評価。

規則 132 ー 損害の決定のための申請に関する手数料

申請者は第 6 部に従い、損害の決定 [EUR\*\*\*] に関する手数料を支払う。規則 15.2 が準用される。

規則 133 ー 損害の決定のための価額に基づく手数料

申請者により評価される損害の決定の価額が [EUR\*\*\*] を超えている場合、申請者は第 6 部 [規則 370.2(b)及び 371.4] に従い、損害の決定のための価額に基づく手数料を支払うものとする。

規則 134 ー 損害の決定のための申請書の方式要件についての審査

1. 登記部は、損害の決定のための申請書の提出後、可及的速やかに規則 126、131.1 及び 132 の要件に適合しているかを審査する。
2. 損害の決定のための申請書が第 1 項に規定する要件に適合していない場合、登記部は、指定期間内に指摘された不備を補正するように申請者に要請する。
3. 規則 16.4～.6 が準用される。

規則 135 ー 登記簿（損害の決定のための申請書）への記録及び送達

規則 131.1 に規定する要件に適合する場合、登記部は、可能な限り速やかに

- (a) 損害の決定のための申請書の受領の日を記録し、
  - (b) 登記簿に申請書を記録し、
  - (c) 受領の日を申請者に通知し、
  - (d) 本案について判決を下した合議体に、損害の決定のための申請書が提出されたことを通知し、
  - (e) 敗訴当事者に申請書を送達する。
2. 可能でないか実際的でない理由でない限り、本案について判決を下した合議体が、なんらかの理由で可能でないか実際的でない限り、損害の決定に関する合議体となる。可能でないか実際的でない場合は、第一審裁判所長官、又は裁判所長官がこの職務を委任した当該部の判事が、新しい合議体を任命する。規則 17.2 及び 18 が準用される。

規則 136 ー 損害の決定のための申請の中止

敗訴当事者による理由を付した請求により、規則 295(g)に従う本案に関する控訴に係属する間、損害の決定に関する申請を停止することができる。申請者は聴聞の機会を与えられるものとする。裁判所が申請の手続を継続する場合、規則 352 に従って保証金を供託することを申請者に命令することができる。

規則 137 ー 敗訴当事者の回答書

敗訴当事者が、損害の決定のための申請書においてなされた請求を認諾する場合、2 ヶ月以内に登記部に通知する。主任判事は損害の決定のための申請書に従い、損害の決定を命令する。

2. 敗訴当事者が、損害の決定のための申請書においてなされた請求に対して争う場合、損害の決定のための申請書の送達から 2 ヶ月以内に、損害の決定のための申請書に対する答弁書を提出する。

規則 138 ー 損害の決定のための申請書に対する答弁書の内容

損害の決定に関する申請書に対する答弁書は下記を含む。

- (a) 敗訴当事者及び当事者の代理人の名称、
- (b) 敗訴当事者への送達のための住所及び電子メールアドレス、及び送達を受理する権限を有する者の名称及び住所、
- (c) ファイルに割り当てられた訴訟番号、
- (d) 損害賠償の申請に対して争う理由、
- (e) 依拠する事実の表示、
- (f) 依拠する証拠。

規則 139 ー 損害の決定のための答弁に対する回答書

申請者は、1 ヶ月以内に、答弁書に挙げられた事項に限定して、損害の決定のための答弁書に対して回答書を提出することができる。

規則 140 ー 更なる手続（損害の決定のための申請）

1. 主任判事は、指定期間内に、訴答書面の更なるやりとりを命令することができる。
2. 第 1 部、第 2 章（中間手続）及び第 3 章（口頭審理）の規定が準用されるが、主任判事は期間の短縮を命令することができる。主任判事は、協定第 69 条に従い、損害の決定に関する手続の訴訟費用の負担を決定する。

セクション 2 ー 情報開示の請求

規則 141 ー 情報開示の請求の内容

申請者が、規則 131.1(c)の請求をしている場合、規則 134～136 が準用される。請求は下記を含む。

- (a) 規則 131.1(a)及び(b)の事項、
- (b) 申請者が開示を請求する、敗訴当事者により保持される情報の説明。特に口座、銀行書類及び侵害についての任意の関連文書
- (c) 申請者がこの情報の開示を必要とする理由、
- (d) 裏付けとして提出される証拠。

規則 142 ー 敗訴当事者の答弁書及び答弁書に対する回答書

1. 敗訴当事者が情報開示の請求を認諾する場合、登記部に通知する。主任判事は、情報開示の請求に従い、情報開示を命令する。
2. 敗訴当事者が情報開示の請求に対して争う場合、情報開示の請求書の送達から 2 ヶ月以内に、情報開示の請求書に対して答弁書を提出する。
3. 申請者は、14 日以内に情報開示の請求書に対する答弁書に対する回答書を提出することができる。

損害の決定のための申請書に対する答弁書の内容に関する規則 138 が準用される。

規則 139ー損害の決定のための答弁書に対する回答書が準用される。

更なる手続（損害の決定のための申請）に関する規則 140 が準用される。

規則 143 ー 情報開示の請求についての決定

1. 裁判所は、

(a)敗訴当事者に対し、指定期間内に、及び特に協定第 58 条及び規則 190.1 を考慮して適切であると裁判所が考える条件で、情報開示を命令することができ、

(b)申請者に通知し、損害賠償のための手続が継続する期間を指定することができる。

2. 情報開示の請求が認められない場合、裁判所は申請者に通知し、損害賠償のための手続が継続する期間を指定する。

## 第 5 章 ー 費用に関する命令についての手続

### 規則 150 ー 費用に関する命令についての別個の手続

1. 費用に関する命令は、本案の判決、及び該当する場合、損害の決定のための判決に続き、別個の手続の対象となる。費用に関する命令は、例えば同時通訳の費用等の裁判所による手続で発生した費用、規則 180.3、188、201 及び 202 に従って発生した費用、及び規則 152～156 に従うことを条件に、勝訴当事者の費用を含む。

2. 裁判所は、裁判所が決定することができる任意の条件に従うことを条件とし、本案の判決において、又は損害の決定に関する判決において、勝訴当事者への費用の暫定的支払いを命令することができる。

### 規則 151 ー 費用に関する命令についての手続の開始

勝訴当事者（以下、「申請者」という）が費用に関する命令を求めることを希望する場合、判決の送達から 1 ヶ月以内に、費用に関する命令のための申請書を提出する。申請は下記を含む。

(a)規則 13.1(a)～(d)に規定する事項、

(b)判決の日及びファイルの訴訟番号、

(c)申請の日に情報があれば、本案の判決が控訴の対象であるかどうかの陳述、

(d)裁判手数料費用の回収、代理人、証人、鑑定人の費用、及びその他の費用を含む、補償が請求される費用の表示。

### 規則 152 ー 本案の決定に関する代理人費用の補償

1. 勝訴当事者は、代理人のための合理的かつ相応の費用を回収する権利を有する。

2. 管理委員会は、回収可能な費用の基準を採択する。この基準は、紛争の価額を参照す

ることにより、上記費用の限度額を設定する。

#### 規則 153 ー 鑑定人の費用の補償

鑑定人の費用の補償は、必要とする専門知識、争点の複雑さ、及びなされた用務について鑑定人により費やされた時間を十分に考慮して、各業界で慣習となっている料金に基づく。

#### 規則 154 ー 証人の費用の補償

裁判所が規則 180 に従って十分な合計の補償金の供託を命じた場合、証人によって発生した費用に対して登記部によりなされた支払いに対して補償を請求することができる。

#### 規則 155 ー 通訳者及び翻訳者の費用についての補償

1. 通訳者の費用の補償は、通訳者の訓練及び職業実績に依存し、問題となる部の国で慣習となっている料金とする。

2. 翻訳者の費用の補償は、翻訳者の訓練及び職業実績に依存し、問題となる部の国で慣習となっている料金とする。

#### 規則 156 ー 追加の手続

1. 主任判事は、規則 151(d)で請求する全ての費用の証拠を書面で提出するよう申請者に要求することができる。主任判事は、協定第 69 条(1)～(3)に従って各当事者に割り当てられ又は負担されるべき費用のあらゆる項目を含む、請求された費用に対して、書面でコメントする機会を、成功しなかった当事者に許可する。

2. 主任判事は、協定の第 69 条(1)～(3)に従って負担又は割り当てられる費用を、書面で決定する。

3. 費用は、主任判事により命令された期間内に支払われる。

#### 規則 157 ー 費用の決定に対する不服申立

協定との関係：第 69 条

費用に関する主任判事の決定は、規則 221 に従って控訴裁判所に対してのみ不服申立す

ることができる。

## 第 2 部 一 証拠

### 規則 170 一 証拠方法及び証拠を取得する方法

1. 裁判所での手続において、証拠方法は特に下記を含む。

(a) 印刷されているか、手書き又は手描きである証拠書類。特に書類、証人の書面による陳述、図面、描画、写真；

(b) 訴訟の目的のために実施した専門家報告及び実験報告書；

(c) 物理的な物体。特に装置、製品、具体物、展示品、モデル；

(d) 電子ファイル及び音声／ビデオによる記録。

2. 証拠を入手する方法は、特に下記を含む：

(a) 当事者の聴取；

(b) 証人の喚問、聴取及び尋問；

(c) 鑑定人の選任及び聴取；

(d) 証拠を提出するよう、当事者及び第三者への命令；

(e) 場所又は物理的物体の査察の命令、

(f) 証拠を保全する措置の命令。

### 規則 171 一 証拠の提供

1. 他の当事者によって争われる、又は争われる可能性の高い事実の陳述を行う当事者は、事実を証明するための証拠方法を示す。争われる事実に関する証拠方法を示さない場合、裁判所は、問題となる争点について決定する場合に証拠を提出しなかったことを考慮する。

2. 明示的に当事者により争われない事実の陳述は、当事者の間では真実であるとみなされる。

### 規則 172 一 証拠提出義務

1. 他の当事者により争われる、又は争われる可能性の高い事実の陳述に関して、当事者に利用可能な証拠は、事実の陳述を行う当事者によって提出される。

2. 裁判所は、手続の間はいつでも、事実の陳述を行う当事者に対し、当事者が把握する

証拠の提出を命令することができる。当事者が証拠を提出しない場合、裁判所は、問題となる争点を決定する場合に証拠を提出しなかったことを考慮する。

協定との関係：第 53 条

## 第 1 章 ー 当事者の証人及び鑑定人

### 規則 175 ー 証人の供述書

1. 証人の証拠の提出を求める当事者は、書面による証人の陳述を提出することができる。

2. 書面による証人の陳述には証人が署名する。また、真実を述べる義務、及びこの義務に違反した場合の適用される国内法令の下での法的責任を承知しているという証人の陳述を含む。陳述は、必要な場合に証人が口頭により証言する言語で、記載される。

### 規則 176 ー 直接の証人聴取の申請

証人の証拠の提出を求める当事者が、書面による証人の陳述を得ることができない場合、直接の証人聴取の申請をする。下記が提示される。

- (a) 直接証人を聴取する理由、
- (b) 当事者が、証人により確認されることを期待する事実、
- (c) 証人が証言する言語。

### 規則 177 ー 口頭審理への証人の召喚

1. (a) 書面による証人の陳述が他の当事者により争われているか、又は

(b) 直接の証人聴取が申請された場合 [規則 176] に、

裁判所は、直接証人を聴取することを自発的に命令することができる。

2. 口頭審理に証人を召喚する裁判所の命令は、特に下記を表示する。

- (a) 証人の名称、住所及び記述、
- (b) 口頭審理の期日及び場所、
- (c) 証人が尋問される訴訟の事実の表示、
- (d) 証人に発生する費用の償還に関する情報、
- (e) 証人の欠席に課される可能性のある制裁に関する情報 [規則 179]、
- (f) 証人が裁判所及び当事者によって質問されるかどうかについての陳述。

## 規則 178 ー 証人の聴取

証人の身元が確認された後、証拠の聴取の前に、裁判長は下記の宣誓をするように証人に求める：

「私は、厳粛に、心から、本当に、私証言は真実であり、全て真実であり、真実だけであると宣言し、認める。」

2. 証人は、裁判所に証言する。

3. 書面による証人の陳述に署名をした証人の聴取は、提出された証拠の確認から開始する。証人は書面による自身の陳述に含まれる証拠について詳細に述べることができる。

4. 裁判長及び合議体の判事は証人に質問することができる。

5. 裁判長の管理下、当事者は証人に質問することができる。裁判長は、採用可能な証拠の提示を意図しないいかなる質問をも禁止することができる。

6. 裁判所は、電子的手段、例えばテレビ会議により証言することを証人に許可することができる。第1項～第5項及び第7項が適用される。

7. 裁判所の同意を得て、証人は手続言語以外の言語で証言することができる。

## 規則 179 ー 証人の義務

1. 正式に召喚された証人は、召喚に従い、口頭審理に出席する。

2. 正式に召喚された証人が法廷に出頭せず、証言を拒否し、又は規則 178.1 に規定する宣誓を拒否する場合、裁判所は [EUR\*\*\*] を超えない罰金を証人に課すことができ、証人自身の費用で追加の召喚を命令することができる。裁判所は、規則 202 に従い、管轄権を有する国内の裁判所に嘱託書を送付することができる。ただし、第3項の適用を妨げない。

3. 何人も、彼／彼女が当事者の配偶者、適用される国内法令の下で配偶者と同等のパートナー、子孫、兄弟姉妹又は両親である場合、証人の書面による陳述に署名し、又は口頭審理で証言する義務を負わない。証人は、質問に回答することが、職業上の秘密特権、又は証人に適用される国内法令によって課される他の守秘義務に違反し、あるいは、彼又は彼女の配偶者、適用される国内法令の下で配偶者と同等のパートナー、子孫、兄弟姉妹又は両親を適用される国内法令の下で刑事訴追にさらす場合、証人は質問に回答することを拒否することができる

4. 裁判所は、証人の一部の証拠が虚偽である場合、刑事上の司法権を有する締約国の所轄官庁に報告することを決定することができる。

#### 規則 180 – 証人の費用の償還

1. 証人は、

(a) 移動及び滞在のための費用、及び

(b) 自らの直接の聴取によって発生した収入の損失

の償還の権利を有する。

証人が用務を終えた後、証人の申請により、登記部は発生した費用を証人に支払う。

2. 当事者が、直接の証人聴取の申請書を提出した場合、裁判所は、第1項に規定する費用をカバーするのに十分な金額の供託を条件として、証人を喚問する。

3. 裁判所が自らの発議で直接の証人聴取を命令した場合、必要な資金は裁判所によって供給される。

#### 規則 181 – 当事者の鑑定人

規則 104(e) 及び 112.2(b) に規定する裁判所の命令を条件として、当事者は、必要と考る任意の鑑定人の証拠を提出することができる。規則 175~180 は、当事者の鑑定人に対して準用される。

#### 規則 185 – 裁判所鑑定人の指名

1. 裁判所が、訴訟に関する特定の技術的問題を解決しなければならない場合、自身の提案で（当事者の聴取後）裁判所鑑定人を指名する。

2. 当事者は、裁判所鑑定人の身元、鑑定人の技術的背景及び鑑定人に課される質問に関し、提案することができる。

3. 裁判所鑑定人は裁判所に対して責任を負い、裁判所鑑定人として指名されるのに必要な専門知識、独立性及び公平性を有する。

4. 裁判所は、特に下記を特定した命令によって裁判所鑑定人を指名する。

(a) 指名した鑑定人の指名及び住所、

(b) 訴訟の事実の簡単な説明、

(c) 技術的な問題に関する当事者により提出された証拠、

(d) 適切な場合には、実施すべき実験に関する提案を含む、適度に詳細な、鑑定人に課される質問、

(e) いつ、どのような条件で鑑定人が他の関連情報を得ることができるか、

(f) 専門家報告の提示のための期限、

(g) 専門家に発生する費用の償還に関する情報、

(h) 違反した鑑定人に課され得る制裁に関する情報。

5. 鑑定人は、裁判所が鑑定人の任務を実施するのに必要と考える文書及び他の証拠と一緒に、命令の写しを受領する。

6. 命令の受領後、鑑定人は、裁判所に指定された期間内に鑑定人報告を提示することを書面で確認することを要する。

7. 鑑定人が、裁判所により指定された期間内に鑑定人報告を提出しなかった場合、又は鑑定人報告が鑑定人に期待された質を備えていない場合には、裁判所は、鑑定人が同意した費用から、公正な額だけ減額することができる。

8. 指名された裁判所鑑定人が、指定期間内に、又は鑑定人の要請により延長した場合は延長した期間内に、鑑定人報告を提出しない場合、裁判所は代わりに他の鑑定人を指名することができる。裁判所は、他の鑑定人の指名及び補償費用の全て又は一部を、鑑定人に負担させることができる。

9. 登記部は、指標となる鑑定人リストを保持する。

#### 規則 186 – 裁判所鑑定人の義務

1. 裁判所鑑定人は、裁判所により指定された期間内 [規則 185.4(f)] に文書で鑑定人報告を提出する。

2. 裁判所鑑定人は、裁判所の管理下にあるものとし、鑑定人の職務の実施の進行について裁判所に通知する。

3. 裁判所鑑定人は、鑑定人に課されている質問についてのみ専門家の助言を与える。

4. 裁判所鑑定人は、他方の当事者の同席なしの場合、又は他の当事者の同意を得ることなく、一方の当事者と連絡してはならない。

5. 裁判所鑑定人は、鑑定人報告の内容を第三者に伝えてはならない。

6. 裁判所鑑定人は口頭審理に出席し、裁判所及び当事者からの質問に答える。

#### 規則 187 ー 専門家報告

裁判所鑑定人の最終報告が、いったん裁判所に提出されると、裁判所は当事者に、書面で又は口頭審理の間にコメントすることを要請する。

#### 規則 188 ー 裁判所鑑定人の聴取

規則 178～180 は、裁判所鑑定人に対して準用される。

協定との関係：第 57 条

### 第 3 章 ー 証拠提出及び情報伝達の命令

#### 証拠の提出命令

#### 規則 190 ー 証拠の提出命令

1. 当事者が、自身の主張を支持するのに合理的に利用可能で妥当な証拠を提出し、それらの主張を立証する上で、他の当事者又は第三者の管理下にある証拠を特定した場合、当該証拠を特定した当事者の理由を記載した要請により、裁判所は上記証拠を提出するよう当該当事者に命令することができる。秘密の情報を保護するため、裁判所は、証拠を、指定された者のみに開示し、適切な非開示条件の対象とすることを命令することができる。
2. 書面及び中間手続の間、当事者は、証拠を提出命令を請求することができる。
3. 主任判事は、他の当事者／第三者に聴聞の機会を与えた上で、書面手続き又は中間手続において当該命令をすることができる。
4. 証拠の提出命令は特に下記を特定する。
  - (a) どのような条件下で、どのような形式で、及びどの期間内に証拠を提出しなければならないか、
  - (b) 命令に従って証拠が提出されなかった場合に課される可能性のある制裁。
5. 裁判所が第三者に証拠の提出を命令する場合、第三者の利益が正当に考慮される。
6. 証拠の提出命令は、規則 179.3、287 及び 288 の規定に従う。
7. 当事者が証拠の提出命令に従わない場合、裁判所は、問題となる争点を決定する場合に、従わなかったことを考慮する。

協定との関係：第 59 条

#### 情報伝達の命令

##### 規則 191 ー 情報交換の命令を求める申請

1. 裁判所は、当事者の理由の記載した要請により、他の当事者又は第三者に、その管理下にある協定第 67 条に規定するような情報、又は当事者の事件を前進させる目的に合理的に必要な他の情報について伝達するよう命令することができる。

協定との関係：第 67 条

#### 証拠保全の命令（差し押さえ）及び査察命令

##### 規則 192 ー 証拠保全の申請

証拠保全の申請書は、当事者（協定第 47 条の意味において）（以下、申請者という）が、申請者が侵害の本案手続を開始した部に提出することができる。申請書は、本案の手続の開始前に提出する場合、申請者が本案手続を開始することを意図する部に提出する。

2. 証拠保全の申請書は下記を含む。

(a) 規則 13.1(a)～(i)に規定する事項、

(b) 保全すべき証拠の正確な所在地を含む、求める措置の明瞭な表示 [規則 196.1]、

(c) 関連のある証拠の保全のために、迅速な措置が必要な理由、

(d) 申請書の裏付けにおいて依拠する事実及び証拠。

問題となる本案の主要な手続が裁判所で開始していない場合、申請書は、訴訟で開始される予定の訴訟の簡潔な説明（裏付けにおいて依拠する予定の事実及び証拠を含む）を更に含む。

3. 申請者が、他の当事者（以下、被告という）に聴聞せずに証拠保全する措置が命令されることを請求する場合、証拠保全の申請書は、更に、特に規則 197 を考慮して、被告を聴聞しない理由を提示する。申請者は、被告を聴聞せずに命令をするかどうかを決定する際に裁判所に影響を及ぼす可能性のある、自身が知るあらゆる重要な事実を開示する義務を負う。申請書は、規則 197.2 に従い、被告に通知されるまで登記簿に入力されない。

4. 証拠保全の申請書が、問題となる本案の主要な手続が裁判所で開始された後に提出される場合、申請書は、手続言語で作成する。問題となる本案の手続が裁判所で開始される

前に申請書が提出される場合、規則 14 が準用される。

5. 申請者は、第 6 部に従って、証拠保全の申請書のための手数料を支払う [EUR\*\*\*]。  
規則 15.2 が準用される。

協定との関係；第 60 条

[指令 2004/48/EC 第 7 条]

規則 193 — 方式要件についての審査、登記簿における記録、合議体の割り当て、主任判事、単独の判事の指名

1. 問題となる本案の主要な手続が裁判所でまだ開始されていない場合、証拠保全の申請書は、規則 16（登記部による方式審査）、規則 17.1(a)～(c)及び.2（記録の日付、登記簿での記録、訴訟番号、合議体への割り当て）及び規則 18（裁判長による主任判事の指名）に従って扱われる。

2. 問題となる本案の主要な手続が既に裁判所で開始されている場合、証拠保全の申請書は、規則 16 に従い直ちに登記部により審査され、訴訟が割り当てられた合議体又は単独の判事に送付される [規則 17.2 及び 194.3 及び.4]。

3. 証拠保全の申請書について決定する主任判事又は単独の判事は、裁判所の必要な全ての権限を有する。

規則 194 — 証拠保全の申請書の審査

1. 裁判所は、以下の裁量権を有する。

(a) 申請書に関して被告に通知し、指定期間内に、被告に証拠保全の申請書に対する異議申立を提出するよう被告に要請する。異議申立は以下を含む。

(i) 申請が成立しない理由、

(ii) 依拠する事実及び証拠、特に申請者が依拠する事実及び証拠に対する異議、

(iii) 問題となる本案の主要な手続が裁判所でまだ開始されていない場合には、裁判所で開始する予定の訴訟が成立しない理由、及び裏付けにおいて依拠する事実及び証拠の表示、

(b) 当事者を口頭審理に召喚する。

(c) 申請者を、被告の同席なしで口頭審理に召喚する。

(d) 被告の聴聞なしで申請について決定する。

2. この裁量権の行使において、裁判所は下記を考慮するものとする。

(a) 訴訟の緊急性、

(b) 被告を聴聞しない理由 [規則 192.3 及び規則 197] が十分に根拠に基づいているか、

(c) 証拠が破壊されるか、又は利用できなくなる蓋然性。

3. 裁判長は、自身、主任判事、他の単独の判事又は常設判事が申請書についての決定をすることを決定することができる。

4. 非常に緊急の場合、申請者は、規則 345.5 に従って指名された常設判事に、様式なしに、証拠保全を命令を求める申請をすることができる。常設判事は、申請が従う手続きを決定する。

5. 裁判所が申請について被告に通知することを決定する場合、裁判所は、最初に申請者に申請の取り下げの可能性を与える。このような取り下げの場合、申請者は、申請及びその内容を秘密に保つことを裁判所が命令するよう請求することができる。

6. 申請書の対象の特許が規則 207 に従うプロテクティブ・レターの対象でもある場合、申請者は第 5 項に従って申請を取り下げることができる。

#### 規則 195 — 口頭審理

1. 裁判所が当事者を口頭審理に召喚する場合、口頭審理の日程は、証拠保全の申請書の受理の日の後可能な限り速やかに設定する。

2. 規則 111～116 が準用される。申請者が合理的な釈明なしに口頭審理を欠席する場合、裁判所は証拠保全の申請を却下する。

3. 証拠保全の申請についての裁判所の決定は、口頭審理の終了後可能な限り速やかに文書でなされる。裁判所が適切であると判断する場合、判決は口頭審理の最後に当事者に対して口頭で伝えることができるが、その後可及的速やかに文書で伝えられる。

協定との関係：第 60 条

#### 規則 196 — 証拠保全の申請についての決定

1. 裁判所は以下の事項を命令することができる：

(a) 見本を入手し又は入手しないで、詳細な記述により証拠を保全する；

(b)被疑侵害商品を物理的に押収する；

(c)これらの商品の製造及び／又は流通に用いられる材料や装置、及び関連文書を物理的に押収する

秘密情報の保護のため、裁判所は、上記の任意の事項を、特定の指名された人にものみ、適切な不開示条件で開示するよう命令することができる。

2. 証拠保全の命令は、裁判所が別段の命令をしない限り、証拠保全の措置の結果は、事件の本案訴訟手続のみで使用することができることを明示する。

3. 裁判所が別段の決定をしない限り、証拠保全の命令はただちに執行可能となる。裁判所は、特に下記を特定し、命令の執行のための条件を設定することができる。

(a) 証拠保全の措置を実施する際に誰が申請者を代理し、及びいつ、どのような条件で実行するか、

(b) 申請者により提供されるあらゆる補償。

必要な場合、裁判所はこれらの条件が遵守されない場合、申請者に対して適用される罰則を設定することができる。

4. 証拠保全の命令は、措置が実施される国の国内法に従い、第1項に規定する措置を実施し、証拠を保全する措置の報告書を指定期間内に裁判所に対して示す者を特定する。

5. 第4項に規定する者は、専門知識、独立性及び公正性が補償される専門識者又は専門家である。適用される国内法の下で適切かつ許容される場合、上記の者は執行人であっても、又は執行人により補助されてもよい。いかなる状況であっても、措置の執行において申請者の従業員又は取締役が同席してはならない。

6. 裁判所は、裁判費用、他の費用、及び申請者に負担の責任がある、被告に発生する又は発生する可能性が高いあらゆる損害についての補償について、十分な保障を提供するよう申請者に命令することができる。証拠保全の命令が、被告に聴聞せずになされる場合、裁判所はそのように命令する。裁判所は、供託又は銀行保証による保障を命令することが適切かどうかを決定する。

7. 証拠保全の命令は、協定第73条に従って控訴が提出できることを示す。

協定との関係：第60条(1)～(4)

[指令 2004/48/EC 第7条]

## 規則 197 – 被告の聴聞なしでの証拠保全の命令

1. 裁判所は、特に遅延が申請者に取り返しのつかない損害を起し得る場合、又は証拠の破壊、そうでなければ利用できなくなるもののリスクが立証できる場合、被告に聴聞しないで証拠保全の手段を命令することができる（規則 196.1）。

2. 証拠保全の手段が、被告の聴聞なしで命令される場合、被告の不在下での口頭審理に対して、規則 195 が準用される。このような場合には、被告は、遅滞なく、遅くとも措置の執行後速やかに通知が与えら。

3. 措置の執行後 10 日以内に、被告は証拠保全の命令の再審理を請求することができる。再審理の請求要請は下記を示すものとする。

(a) 証拠保全の命令が取り消され、又は変更されるべき理由、

(b) 依拠する事実及び証拠。

4. 裁判所は、遅滞なく命令を再審理するための口頭審理を命令する。規則 195 が適用される。裁判所は、命令を変更、取り消し又は承認することができる。命令を変更又は取り消す場合、裁判所は、秘密の情報が開示された者に、この情報を秘密に維持することを義務づける [規則 196.1]。

協定との関係：第 60 条(6)

[指令 2004/48/EC 第 7 条]

## 規則 198 – 証拠保全の命令の取り消し

1. 命令の日から暦日 31 日又は 20 営業日のいずれか長いほうを超えない期間内に、申請者が裁判所で本案の訴訟を開始しない場合、裁判所は、被告の要請により、証拠保全の命令が取り消され、そうでなければ効果が中断されることを確保する。ただし、損害賠償の請求を妨げない。

2. 証拠保全の措置が取り消される場合、申請者によるあらゆる行為若しくは不作為のために失効する場合、又はその後の特許の侵害若しくは侵害のおそれがないことがわかった場合、裁判所は被告の要請により、これらの措置によって発生したあらゆる損害を被告に適切に補償するよう申請者に命令することができる [規則 354.4]。

協定との関係：第 60 条(8)及び(9)

## 査察の命令

### 規則 199 – 査察の命令

1. 自らの発議により（ただし当事者を聴聞した後に限る）、又は当事者により理由を付して要請された場合、裁判所は、そのままの状態での製品、装置、方法、施設又は現地事情の査察を命令することができる。秘密情報の保護のため、裁判所は、協定第 58 条に従い、上記の全てを、特定の指名された者にのみ、適切な非開示条件で開示するよう命令することができる。

2. 規則 192～197 及び規則 198.2 が準用される。

協定との関係：第 60 条

## 第 5 章 – 他の証拠

### 規則 200 – 資産凍結の命令

1. 特許が侵害されてきており、又はされるところであることに関する合理的に入手可能かつ妥当な証拠を、その主張の裏付けにおいて示した場合、訴訟開始の前後にかかわらず、裁判所は本裁判所の管轄区域に存在するいかなる資産又は特定の資産の管轄区域外への移転について、又は、本裁判所の管轄区域に所在するか否かを問わずいかなる資産の取引について、禁止することができる。

2. 規則 192～197 及び 198.2 が準用される。

協定との関係：第 61 条

### 規則 201 – 裁判所により命じられる実験

1. 裁判所は自らの提案で（しかし、当事者の審問の後にのみ）、又は当事者の理由を付した請求により、裁判所での手続の目的の事実の陳述を証明するための実験を命令することができる。ただし、当事者又は当事者の鑑定人が実験を実施する可能性を妨げない。

2. 実験によって事実の陳述を証明する許可を求める当事者は、実験を実施するための要請書を、書面手続又は中間手続において可能な限り速やかに提出する。要請書は、

(a) 実験によって証明することを意図する事実を特定し、提案された実験の詳細及び提

案された実験を実施する理由を記述し、

(b)このような実験を実施する専門家を提案し、

(c)同様の実験を実施した以前の試みを開示する。

3. 他の訴訟当事者は、実験によって証明することを意図する事実について、争うか陳述することが要請される。他の当事者は、提案された専門家の身元及び実験の説明を含め、要請についてコメントすることも要請される。

4. 裁判所によって別段の命令がされない限り、実験を請求した当事者は、当初、実験の費用を負担する。

5. 実験を許可する裁判所の命令は、詳細な実験を明記し、

(a)実験を実施し実験報告書を作成する専門家の名称及び住所を明記し、

(b)実験を実施する期間、並びに適切な場合、実験を実施する正確な時期及び場所を明記し、

(c)必要であれば、実験を実施するための他の条件を明記し、

(d)実験報告書を提出する期間、及び適切な場合、報告書の内容に関する指示を明記する。

6. 適切な場合、裁判所は、当事者及びその鑑定人の同席の下に実験を実施するよう命令することができる。

7. 実験報告書が裁判所に提出された後、裁判所は当事者に、報告書に対して書面で又は口頭審理でのいずれかでコメントするよう要請する。

## 規則 202 – 嘱託書

1. 裁判所は、自らの発議で（しかし、当事者の審問の後にのみ）、又は当事者の理由を付した請求により、他の管轄裁判所又は官庁による証人尋問についての嘱託書を発行することができる。

2. 裁判所は、管轄裁判所又は官庁の言語で嘱託書を作成するか、又はこの嘱託書にその言語への翻訳文を添付する。

3. 第4項に従うことを条件とし、管轄裁判所又は官庁は、そのような請求の実行に従う手続きに関して、及び特に適切な強制措置に関して、国内法を適用する。

4. 当裁判所は、審理又は他の法的措置を実施する時間、場所を通知される。当裁判所は、

当事者、証人、及び関連する鑑定人に通知することができる。

[民事又は商事事件における証拠の採用における締約国の裁判所間の協力に関する 2001年 5月 28日の理事会規則 No 1206/2001]

### 第 3 部 ー 仮処分

#### 規則 205 ー 手続の段階（略式手続）

第一審裁判所での略式手続は以下の段階からなる：

- (a) 書面手続；
- (b) 当事者又は一方当事者の口頭審理を含んでもよい口頭手続。

#### 規則 206 ー 仮処分の申請書

1. 仮処分の申請書は、裁判所で本案の主要な手続が開始された前又は後に、当事者（以下、「申請者」という）が提出することができる。

2. 仮処分の申請書は下記を含むものとする。

- (a) 規則 13.1(a)～(i)に規定する事項、
- (b) 請求する仮処分の表示 [規則 211.1]
- (c) 仮処分が、差し迫った侵害を防ぐため、被疑侵害の継続を禁じるため、又はそのような侵害の継続を保証の預入の対象とするために必要な理由、
- (d) 規則 211.2 及び.3 で参照する事項を含む、仮処分が必要であることの主張を裏付ける証拠を含む、申請書の裏付けにおいて依拠する事実及び証拠、
- (e) 本案訴訟における主要な手続の裏付けにおいて依拠する予定の事実及び証拠の表示を含む、裁判所で開始する予定の訴訟の簡潔な説明。

3. 申請者が、他の当事者（以下、「被告」という）の聴聞なしで仮処分を命令することを請求する場合、仮処分の申請書は更に下記を含む。

- (a) 特に規則 197 を考慮した、被告の聴聞をしない理由、
- (b) 被疑侵害に関する当事者間の以前のあらゆる通信に関する情報。

4. 申請者は、被告を聴聞せず命令するかどうかの決定について裁判所に影響を及ぼす可能性のある、自身に既知のあらゆる重要な事実（本特許に関して、係属中のあらゆる訴訟及び／又は仮処分を得るための過去の成功しなかったあらゆる試みを含む）を開示する義

務を負う。

5. 規則 14 が準用される。申請者は、第 6 部に従い、暫定的措置のための申請書についての手数料を支払うものとする [EUR\*\*\*]。規則 15.2 が準用される。

協定との関係：第 32 条(1)(c)及び第 62 条

#### 規則 207 – プロテクティブ・レター

1. 協定第 47 条による手続を開始する権利を有する者が、自身を被告として仮処分の申請が近い将来に裁判所に提出される可能性が高いと考えるなら、プロテクティブ・レターを提出することができる。

2. プロテクティブ・レターは、特許の言語で登記部に提出され、下記を含む。

(a) プロテクティブ・レターを提出する被告及び被告の代理人の名称、

(b) 推定される仮処分の申請者の名称、

(c) プロテクティブ・レターを提出する被告への送達のための住所及び電子メールアドレス、並びに送達を受領する権限を有する者の名称、

(d) 推定される仮処分申請者への送達のための住所、利用可能であれば電子メールアドレス、並びに知っている場合は送達を受領する権限を有する者の名称、

(e) 可能であれば関連する特許の番号、及び、該当する場合は規則 13.1(h)に参照される以前の又は係属中のあらゆる訴訟に関する情報、

(f) 手紙がプロテクティブ・レターであることの陳述。

プロテクティブ・レターは下記を含む。

(g) 推定される申請者が依拠すると想定される事実に対する反論、及び／又は、該当する場合、特許が無効であるとの主張及びその主張の根拠を含む、依拠する事実の表示、

(h) 依拠する任意の利用可能な証拠書面、

(i) 仮処分の申請を却下すべき理由を含む、法的主張。

3. プロテクティブ・レターを提出する被告は、第 6 部に従いプロテクティブ・レターについての手数料 [EUR\*\*\*] を支払う。規則 15.2 が準用される。

4. 登記部は、第 2 項(a)～(f)及び第 3 項に適合するか可及的速やかに審査する。これらの要件に適合している場合、登記部は、可及的速やかに

(a) 受理の日を記録し、プロテクティブ・レターに番号を割り当て、

(b) 規則 207.6 に従うことを条件とし、登記簿にプロテクティブ・レターを記録し、  
(c) プロテクティブ・レターの詳細を、全ての地方部及び地域部に提供し、  
(d) 仮処分の申請が既に提出されている場合、プロテクティブ・レターの提出を、当該申請を扱う合議体又は単独の判事に通知する。

5. 被告が第 2 項の要件に適合しない場合、登記部は可及的速やかに、被告に

(a) 14 日以内に不備を補正し；及び

(b) 該当する場合、第 3 項に規定する手数料を支払うよう要請する。

6. プロテクティブ・レターは、規則 207.7 に従って申請者に送付されるまでは、登記部において公的に入手可能でない。

7. 続いて仮処分の申請書が提出された場合、登記部は規則 208 によって指名された合議体又は単独の判事に、プロテクティブ・レターのコピーを仮処分の申請書と共に送付し、可及的速やかに申請者に写しを送付する。

8. プロテクティブ・レターの受領の日から 6 ヶ月以内に仮処分の申請書が提出されない場合、プロテクティブ・レターを提出した者が、期間の満了の前に 6 ヶ月の延長を申請し、第 6 部に従って延長手数料 [EUR\*\*\*] を支払わない限り、プロテクティブ・レターは登記部から削除される。さらなる手数料の支払いにより、さらなる延長が可能となる。

8. 規則 15.2 が準用される。

規則 208 – 方式要件についての審査、登記簿における記録、合議体の割り当て、主任判事、単独の判事の指名

1. 仮処分の申請は規則 16 に従って登記部によって審査される。登記部は更に、申請書に関連のあるプロテクティブ・レターが登記簿に記録されているかを審査する。

2. 本案訴訟の主要な手続が裁判所においてまだ開始していない場合、規則 17 (受領の日、登記簿での記録、訴訟番号、合議体への割り当て) 及び規則 18 (裁判長による主任判事の指名) が準用される。緊急の場合には、裁判長は、自身又は経験豊かな判事が単独の判事として行動し、縮小されたタイムテーブルで規則 209~213 に従って申請書について決定することができることを決定できる。

3. 本案訴訟の主要な手続が裁判所において既に開始している場合、仮処分の申請書は、訴訟が割り当てられている合議体又は単独の判事に直ちに送付される。緊急の場合には

(訴訟が単独の判事に割り当てられていない場合)、裁判長は、彼自身は主任判事が、単独の判事として行動し、縮小されたタイムテーブルで規則 209～213 に従って申請書について決定することができることを決定できる。

4. 仮処分の申請について決定する単独の判事は、必要な全ての裁判所の権限を有する。

規程の草案との関係：第 19 条

#### 規則 209 – 仮処分の申請の審査

1. 裁判所は以下の裁量権を有する。ただし、仮処分の申請についての裁判所の決定を妨げない。

(a) 申請書に関して被告に通知し、指定期間内に、仮処分の申請に対する、下記を含む異議申立を提出するよう被告に要請する。

(i) 申請が成立しない理由、

(ii) 依拠する事実及び証拠、特に申請者が依拠する事実及び証拠に対する反論、

(iii) 問題となる本案訴訟の主要な手続が裁判所でまだ開始されていない場合には、裁判所で開始する予定の訴訟が成立しない理由、及び裏付けにおいて依拠する事実及び証拠、

(b) 当事者を口頭審理に召喚する。

(c) 被告の同席なしで申請者を口頭審理に召喚し、

(d) 被告の聴聞なしで申請について決定する。

2. 規則 209 に従って、この裁量権の行使において、裁判所は下記を考慮する。

(a) 特許が欧州特許庁で異議手続において維持されているか、又は他の任意の裁判所で訴訟の対象であるか

(b) 訴訟の緊急性、

(c) 申請者が被告の聴聞なしで仮処分を請求しているか、及び被告を聴聞しない理由が十分に根拠に基づいているか、

(d) 被告により提出されたプロテクティブ・レター；特に、裁判所は関連するプロテクティブ・レターが被告によって提出されている場合には、口頭審理へ当事者を召喚を検討する。

3. 非常に緊急の場合、規則 345.5 に従って指名された常設の判事は、仮処分について直ちに決定し、引き続く申請に関する手続を決定することができる。

4. 申請者が被告の聴聞なしで仮処分を申請し、裁判所が被告に聴聞せずに仮処分を許可しないと決定した場合、申請者は申請を取り下げ、申請及び申請書の内容を秘密に維持する裁判所の命令を請求することができる。

#### 規則 210 ー 口頭審理

1. 裁判所が当事者を口頭審理に召喚する場合、仮処分の申請書の受理の日の後、可能な限り速やかに口頭審理の期日を設定する。

2. 裁判所は、口頭審理の前又は最中に、更なる情報、文献及び他の証拠（規則 211 に従って裁判所が決定することを可能にする証拠を含む）を提出するよう当事者に命令することができる。証拠についてのこれらの規則の第 2 部は、裁判所により決定された範囲でのみ適用される。

3. 規則 111～116 が準用される。申請者が合理的な釈明なしで口頭審理を欠席する場合、裁判所は仮処分の申請を却下する。

4. 仮処分の申請についての裁判所の決定は、口頭審理の終了後可能な限り速やかに文書で示される。裁判所が適切であると判断する場合、判決は口頭審理の最後に当事者に対して口頭で伝えることができる。

#### 規則 211 ー 仮処分の申請についての決定

1. 裁判所は、特に以下の仮処分を命令することができる：

(a) 被告に対する差止；

(b) 商業ルートに入り又は移動することを阻止するための、特許権の侵害の疑いのある商品の差し押さえ又は引き渡し；

(c) 損害賠償の回収が危うくなりそうな状況を申請者が証明する場合、銀行預金口座及びその他の資産の凍結を含む、被告の動産及び不動産の予防的差し押さえ、

(d) 費用の中間決定。

2. その判決において裁判所は、申請者が第 47 条に従い手続を開始する権限を有すること、問題の特許が有効であること、及び自身の権利が侵害されているか又はこのような侵害が差し迫っていることの、十分に確かな程度で裁判所の要求を満たす合理的な証拠を提供することを申請者に要求することができる。

3. 仮処分の決定において、裁判所は当事者の利益を比較衡量する裁量権を有する。

4. 裁判所は、裁判所が仮処分の命令を取り消した場合に申請者が責任を負う、被告に生じる可能性が高い損害の適切な補償のために十分な保障を提供するよう、申請者に命令することができる。

5. 仮処分の決定は、協定第 73 条に従って控訴できることを示す。

協定との関係：第 62 条(2)及び(4)

#### 規則 212 ー 被告の聴聞なしでの仮処分の決定

1. 裁判所は、遅延が申請者に取り返しのつかない損害を与える可能性が高い場合にのみ、被告に聴聞しないで仮処分の命令をすることができる。規則 197 が準用される。

2. 仮処分が被告の聴聞なしで命令される場合、被告の不在での口頭審理に対する規則 210 が準用される。このような場合には、被告は遅滞なく、遅くとも措置の執行時に仮処分の通知が与えられる。

3. 被告は再審理を請求することができる。規則 197.3 及び.4 が準用される。

協定との関係：第 60 条(5)及び(6)

#### 規則 213 ー 仮処分の取消

1. 裁判所の命令において与えられる、命令の日から暦日 31 日又は 20 営業日のいずれか長い期間を超えない期間内に、申請者が裁判所で本案の手続を開始しない場合、裁判所は、被告の要請により、仮処分が取り消され、そうでなければ効果が中断されることを確保する。ただし損害賠償の請求を妨げない。

2. 仮処分が取り消される場合、申請者による任意の行為若しくは不作為のために仮処分が失効する場合、又はその後に特許の侵害若しくは侵害のおそれがないことがわかった場合、裁判所は被告の請求により、これらの措置によって発生したあらゆる損害を被告に適切に補償するよう申請者に命令することができる [規則 354.4]。

協定との関係：第 60 条(9)

#### 第 4 部 一 控訴裁判所の手続

##### 規則 220 一 控訴可能な決定

1. 不利な影響を受けた当事者は、以下のものに対して控訴できる。

(a) 第一審裁判所の最終決定、

(b) 一方の当事者に関し手続を終結する決定、

(c) 協定第 49 条(5)、第 59 条、第 60 条、第 61 条、第 62 条又は第 67 条に規定する決定又は命令。

2. 手続に関する決定又は命令に対しては、裁判所の許可を受けて控訴することができる。

3. 控訴裁判所は、侵害訴訟及び有効性手続での個別の本案判決に対する控訴を、一緒に審理することができる。

協定との関係：第 73 条

[第一審裁判所の最終決定の例：規則 118（本案判決）、規則 140（損害賠償の決定）、規則 157（費用の決定）]

\* 規則 220.2 への付言

起草委員会の一部のメンバーは、「裁判所」の適切な意味に関して、第 73 条(2)(b)(ii)に明瞭性が欠如していると考えている。したがって委員会は、規則 220.2 に協定の用語を単に再現した。

##### 規則 221 一 控訴の許可のための申請書

1. 規則 157 に参照する判決又は命令により不利な影響を受ける当事者は、控訴の許可を拒否する裁判所の決定又は命令の送達から 15 暦日以内に、控訴の許可のための申請書を控訴裁判所に提出することができる

2. 控訴の許可のための申請書は下記を示すものとする。

(a) 控訴が審理されるべき理由、

(b) 必要であれば、依拠する事実、証拠及び議論。

3. 控訴裁判所長官は、控訴の許可のための申請書を単独の判事に割り当てる。

## 規則 222 ー 控訴裁判所の手続の対象

1. 規則 225、226、236 及び 238 により当事者によって提出された請求、事実、証拠及び議論は、第 2 項に従うことを条件とし、控訴裁判所における手続の対象を構成する。

控訴裁判所は、第一審裁判所の手続のファイルを参考にするものとする。

2. 第一審裁判所の手続の間に当事者によって提出されなかった請求、事実、証拠及び議論は、控訴裁判所に無視される可能性がある。裁量権の行使において、裁判所は特に下記を考慮する。

(a) 新しい主張を提出しようとする当事者が、新しい主張が合理的に第一審裁判所の審理中に提出できなかったことを正当化できるか、

(b) 新しい主張が、控訴における決定に高度に関連するか、

(c) 新しい主張の提出に関しての他の当事者の見解。

協定との関係：第 73 条(4)

[EPC 第 114 条(2)]

## 規則 223 ー 停止効果の申請

1. 当事者は、協定第 74 条に従い、停止効果の申請書を提出することができる。

2. 停止効果の申請書は下記を示すものとする。

(a) 控訴の提出が停止効果を有するべき理由、

(b) 依拠する事実、証拠及び議論。

3. 規則 221.3 が準用される。裁判所は、遅滞なく申請書について決定する。

4. 非常に緊急の場合、申請者はいつでも、様式なしで常設の判事に停止効果の命令を申請することができる [規則 345.8]。常設の判事は、控訴裁判所の全ての権限を有し、申請に引き続く手続を決定する。

協定との関係：第 74 条

## 第 1 章 ー 書面手続

### セクション 1 ー 控訴の陳述、控訴の理由の陳述

#### 規則 224 ー 控訴の陳述及び控訴の理由の陳述の提出期間

1. 控訴の陳述は、

(a)規則 220.1(a)及び(b)に規定する決定の送達から2ヶ月以内、又は  
(b)規則 220.1(c)及び.2に規定する決定又は命令の送達から15暦日以内  
に控訴人により提出される。

2. 控訴の理由の陳述は、

(a)規則 220.1(a)及び(b)に規定する判決の送達から4ヶ月以内、又は  
(b)規則 220.1(c)及び.2に規定する決定又は命令の送達から15暦日以内  
に控訴人により提出される。

協定との関係：第73条(1)及び(2)

#### 規則 225 – 控訴の陳述の内容

控訴の陳述は下記を含むものとする。

- (a)控訴人及び控訴人の代理人の名称、
- (b)被控訴人及び被控訴人の代理人の名称、
- (c)控訴人及び被控訴人への送達のための住所及び電子メールアドレス、並びに送達を受領する権限を有する人の名称、
- (d)控訴する決定又は命令の日付、第一審裁判所の手続におけるファイルに割り当てられた訴訟番号、
- (e)控訴人が求める命令又は救済。

#### 規則 226 – 控訴の理由の陳述の内容

控訴の理由の陳述は下記を含むものとする。

- (a) 判決又は命令のどの部分を争うかの表示、
- (b)争われる決定又は命令が取り消されるべき理由、
- (c)規則 222.1 及び.2 に従い、控訴が基礎付けられる事実及び証拠の表示。

[EPC 規則 99]

#### 規則 227 – 控訴の陳述及び控訴の理由の陳述の言語

1. 控訴の陳述及び控訴の理由の陳述は下記で作成されるものとする。

- (a)第一審裁判所の手続言語、ただし協定第50条(3)の適用を妨げない、又は

(b)当事者が協定第 50 条(2)に同意する場合、特許が付与された言語。当事者が協定第 50 条(2)に同意する場合、被控訴人が同意することの証拠は、控訴の陳述と一緒に控訴人により提出される。

協定との関係：第 50 条

規則 228 – 控訴の手数料

控訴人は、第 6 部に従い控訴の手数料を支払う [EUR\*\*\*]。規則 15.2 が準用される。

[EPC 第 108 条及び規則 101.2]

規則 229 – 控訴の陳述の方式要件についての審査

1. 登記部は控訴の陳述の提出後、可及的速やかに規則 224.1、225、227 及び 228 の要件に適合するかを審査する。

2. 控訴人が規則 225、227 及び 228 の要件に適合していない場合、登記部は控訴人に

(a) 14 日以内に不備を補正し、

(b) 該当する場合、14 日以内に控訴のための手数料を支払うよう要請するものとする。

控訴人が第 1 項の要件に適合しない場合、又は控訴人が不備を補正せず、又は手数料を支払わない場合、登記部は控訴裁判所長官に通知し、長官は欠席による決定によって不受理として控訴を却下する。長官、事前に聴聞の機会を控訴人に与えることができる。

規則 230 – 登記簿における記録（控訴裁判所）

1. 控訴の陳述が規則 229.1 に規定される要件に適合するなら、登記部は

(a) 控訴の陳述の日付及び控訴ファイルに対する訴訟番号を記録し、

(b) 登記簿に控訴ファイルを記録し、

(c) 訴訟番号及び受領の日付を控訴人に通知する。

2. 控訴裁判所長官は、合議体に対して訴訟を割り当てる。合議体による別段の合意がない限り、最も上位の判事を裁判長とする。

規則 231 – 主任判事の指名

訴訟が割り当てられた合議体の裁判長は、主任判事として合議体の一人の法律系判事を

指名する。裁判長は、自身を主任判事に指名できる。登記部は、可及的速やかに主任判事の身元を控訴人及び被控訴人に通知する。

#### 規則 232 – ファイルの翻訳

1. 控訴裁判所の手続言語が第一審裁判所の手続言語でない場合、主任判事は控訴人に、下記について指定期間内に控訴裁判所の手続言語への翻訳文を提出するよう命令することができる。

(a) 主任判事により指定された、第一審裁判所において当事者により提出された訴答書面及び他の文書、

(b) 第一審裁判所の判決又は命令。

2. 控訴人が、指定期間内に第 1 項の翻訳文を提出しない場合、裁判所は、規則 357 に従い、欠席による決定によって、控訴を却下することができる。合議体は、事前に聴聞の機会を控訴人に与えることができる。

3. 控訴人は、裁判所が第 1 部第 5 章に従い費用の額を決定する場合、翻訳文の費用を考慮するよう請求することができる。

協定との関係：第 50 条(2)及び(3)

#### 規則 233 – 控訴理由の陳述の予備審査

1. 主任判事は、控訴の理由の陳述が規則 226 の要件を満たしているかを審査する。

2. 請求の理由の陳述が規則 226 の要件に適合していない場合、主任判事は、期間を定めて、控訴の理由の陳述を補正することを請求人に許可する。控訴人が期間内に陳述を補正しない場合、控訴裁判所は不受理として控訴を却下することができる。合議体は、事前に聴聞の機会を控訴人に与えることができる。

3. 規則 224.2 における控訴の理由の陳述のための指定期間内に挙げられなかった控訴理由は、許容されない。

#### 規則 234 – 不受理とする控訴を却下する判決に対する異議申立

1. 控訴人は、規則 224.1、229.2 又は 223.2 における不受理とする控訴を却下する決定に対し、新しい控訴の理由を提出せずに、決定の送達から 1 ヶ月以内に異議を申し立てる

ことができる。

2. 規則 230.2 により訴訟が割り当てられた合議体は、第 1 項の異議について決定する。
3. 不受理とする控訴の却下の決定が破棄される場合、控訴は正常なコースをとる。

## セクション 2 – 回答の陳述

### 規則 235 – 回答の陳述

1. 規則 224.2(a)に従う控訴の理由の陳述の送達から 3 ヶ月以内に、第一審の訴訟の他の当事者は回答の陳述を提出することができる。

15. 規則 224.2(b)に従う控訴の理由の陳述の送達から 15 暦日以内に、第一審の訴訟の他の当事者は回答の陳述を提出することができる。

### 規則 236 – 回答の陳述の内容

1. 回答の陳述は下記を含むものとする。

(a) 被控訴人及び被控訴人の代理人の名称、

(b) 被控訴人の送達の住所及び電子メールアドレス、並びに送達を受領する権限を有する人の名称及び住所、

(c) 控訴ファイルの訴訟番号、

(d) 控訴の理由に対する回答。

2. 被控訴人は、第一審の判決を、その判決において示された以外の理由で支持することができる。

### 規則 237 – 交差控訴の陳述

1. 規則 224.1 に規定する期間内に控訴の陳述を提出しない当事者は、他の当事者の一人が控訴の陳述書を提出する場合、規則 235 に規定する期間内に交差控訴によって控訴を提起することができる。

2. 交差控訴の陳述は、回答の陳述に含める。それは規則 225 及び 226 の要件に適合する。交差控訴の陳述に対し規則 229 及び 233 が準用される。

3. 交差控訴の陳述は、他のいかなる方法でもいかなる時点でも受け入れられない。

4. 控訴についての手数料に関する限り、交差控訴は控訴として取り扱われる。規則 228

が準用されるものとする。

5. 控訴の陳述が取り下げられると、交差控訴の陳述は取り下げられたものとみなされる。追加の期日についての規則 28 が準用される。

### セクション 3 – 交差控訴の陳述に対する回答

#### 規則 238 – 交差控訴の陳述に対する回答

1. 規則 235.1 に従って送達された回答の陳述が交差控訴の陳述を含んでいる場合、控訴人は、回答の陳述の送達から 2 ヶ月以内に、交差控訴の陳述に対する回答を提出することができる。回答は、交差控訴の陳述に挙げられた控訴理由に対する回答を含む。

2. 規則 235.2 に従って送達された回答の陳述が交差控訴の陳述を含んでいる場合、控訴人は、回答の陳述の送達から 15 日以内に、交差控訴の陳述に対する回答を提出することができる。回答は、交差控訴の陳述に挙げられた控訴理由に対する回答を含む。

### 第 2 章 – 中間手続き

#### 規則 239 – 主任判事の役割

1. 規則 224～228 で指定された期間の満了後、主任判事は口頭審理に必要な全ての準備をする。規則 222 の規定を常に前提とし、主任判事は、適切な範囲で権限を有し、準用する規則 101～110 で示される職務を行使する。

2. 控訴が口頭審理の準備が整っていると主任判事が判断するとすぐに、主任判事は当事者を口頭審理に召喚する。当事者が、より短い期間に同意しない限り、少なくとも 2 ヶ月の通知期間が与えられる。上記召喚後、中間手続きは終了したとみなされ、すぐに口頭手続きが開始される。裁判長は、主任判事と協議し、訴訟の管理を引き継ぐ。

### 第 3 章 – 口頭審理

#### 規則 240 – 口頭審理の実施

規則 241 に従うことを条件とし、合議体において口頭審理が実施され、裁判長が指揮する。常に規則 222 に従うことを条件とし、規則 111、112、115、116 及び 117 が準用される。

## 規則 241 ー 費用の命令の控訴についての口頭審理の実施

規則 157 に従い、費用の命令の控訴についての口頭審理は、控訴裁判所の権限を全て有する常設の判事[規則 345.5]単独により審理される

## 第 4 章 ー 決定及び決定の効果

### 規則 242 ー 控訴裁判所の決定

1. 決定は、控訴を棄却するか、又は第一審及び控訴審の両方の手続についての費用の命令を含む決定若しくは命令の全体又は一部を取り消し、その決定又は命令を置き換える。
2. 控訴裁判所は、
  - (a) 第一審裁判所の管轄の中で権限を行使することができ、
  - (b) 第一審裁判所に訴訟を差し戻すことができる[規則 243]。

協定との関係：第 75 条

### 規則 243 ー 差し戻し

1. 特別な事情においては、控訴裁判所は、決定又は再審のために第一審裁判所に訴訟を差し戻すことができる。
2. 第一審裁判所に訴訟を差し戻す決定は、以前の決定又は命令が取り消された同じ合議体が更に訴訟を扱うべきか、又は第一審裁判所長官によって他の合議体を指名すべきかを指定する。
3. 第一審裁判所に訴訟が差し戻される場合、裁判所は控訴裁判所の決定及びその決定理由に拘束される。

協定との関係：第 75 条

## 第 5 章 ー 再審の申請手続

### 規則 245 ー 再審の申請の提出

再審の申請は、控訴の提出期限が満了した第一審裁判所の最終決定、又は控訴裁判所の最終決定（以下、「最終決定」という）により不利な影響をうける任意の当事者（以下、「申立人」という）が提出することができる。

2. 再審査の申請は、以下の期間内に控訴裁判所に提出する：

(a)再審査の申請が基本的な手続の不備の理由に基づく場合、基本的手続の不備を発見してから、又は最終決定の送達から2ヶ月のいずれか遅い方、

(b)再審査の申請が、裁判所の最終決定によって刑事犯罪を構成すると判断された行為に基づく場合、刑事犯罪と判断された時点又は最終決定の送達から2ヶ月のいずれか遅い方。

(c)しかし、最終決定の送達から10年を超えない

協定との関係：第81条

[EPLA RoP §175+200+202、EPC 協定第112条 a(4)]

#### 規則 246 – 再審の申請の内容

再審の申請は下記を含む。

(a)申立人及び申立人の代理人の名称、

(b)申立人の送達のための住所及び電子メールアドレス、並びに送達を受領する権限を有する人の名称及び住所、

(c)再審理すべき決定の表示。

2. 再審の申請書は、最終判決を破棄する理由、並びに申請が基礎とする事実及び証拠を表示する。

#### 規則 247 – 基本的な手続上の不備

協定第81条(1)の基本的な手続上の不備は、例えば下記で発生する場合がある。

(a)控訴裁判所の判事が協定第17条又は規程第7条に違反して決定に参加した場合、

(b)控訴裁判所の判事として指名されていない者が最終決定を下した合議体で審理した場合、

(c)最終判決に至る手続で発生した、協定第76条の基本的違反、

(d)判決と関連する請求の決定をせずに控訴裁判所が控訴を判決した場合、及び

(e)人権及び基本的自由の保護に関する条約第6条の違反が発生している場合。

[EPC 第112条 a(2)及びEPC 規則104]

#### 規則 248 – 異議を提起する義務

1. 基本的な手続上の不備の理由に基づく再審の申請は、手続上の不備に関する異議が第一審裁判所又は控訴裁判所の手続の間に挙げられ、裁判所に却下された場合にのみ、認められる。ただし、このような異議を第一審裁判所又は控訴裁判所の手続の間に挙げる事ができなかった場合を除く。

2. 基本的な手続上の不備に基づく再審の申請は、当事者が不備に関する控訴を提起することができたにもかかわらず提起しなかった場合には、認められない。

[EPC 規則 106]

#### 規則 249 – 刑事犯罪の定義

刑事犯罪は、それが最終的に管轄裁判所又は官庁によりそのような犯罪であると判断された場合にのみ、発生したとみなされる。有罪判決は必要ない。

[EPC 規則 105]

#### 規則 250 – 再審の手数料

申立人は、第 6 部に従い、再審の手数料を支払う [EUR\*\*\*]。規則 15.2 が準用される。裁判所は、規則 245.2(a)又は(b)により予想される事情において、手数料の支払を免除することができる。

登記簿における記録（控訴裁判所）についての規則 230.1 が準用されるものとする。

#### 規則 251 – 停止効果

再審の申請の提出は、控訴裁判所が別段の決定しない限り停止効果を有しない。

協定との関係：第 81 条(2)

#### 規則 252 – 再審の申請書の方式要件についての審査

1. 登記部は、再審の申請書の提出後、可及的速やかに規則 245、246 及び 250 の要件に適合しているかを審査する。

2. 申立人が第 1 項の要件に適合していない場合、登記部は申立人に

(a) 14 日以内に不備を補正し、及び

(b)該当する場合、14日以内に再審のための手数料を支払うよう要請する。

申立人が不備を補正しないか、手数料を支払わない場合、登記部は控訴裁判所長官に通知し、長官は不受理として再審の申請を却下することができる。長官は事前に申立人に聴聞の機会を与えることができる。

#### 規則 253 ー 再審の申請の合議体への割り当て

1. 登記簿において再審の申請書が記録されるとすぐに、登記部は他の全ての当事者に最新の申請書の写しを送達し、再審の申請が提出されたことを控訴裁判所長官に通知する。

2. 裁判所長官は、3名の法律系判事から構成される合議体に訴訟を割り当てる。裁判所長官は、再審理される決定を下すことに参加した裁判所の判事が合議体に加わらないことを命令することができる。

#### 規則 254 ー 再審の申請書の審査

1. 当事者に聴聞した後、合議体は、

(a)再審の申請を許容できないとして却下する決定をすることができる；

この決定は合議体の判事の多数決により；それにはいかなる理由も含まれない；

(b)再審の申請を許容すると判決し；この決定は、再審対象の決定の全体若しくは一部を破棄又は停止し、新たな審理及び決定のために手続を再開する。手続が再開される場合、合議体は控訴裁判所の今後の手続の指示を与える。

協定との関係：第81条(3)

## 第 5 部 ー 一般条項

### 第 1 章 ー 一般的な手続に関する条項

#### 規則 260 ー 登記部による自身の発議による審査

1. 裁判所でのあらゆる手続において、登記部は、可及的すみやかに、自身の発議関連する特許について適用除外の効果を有するかを審査する。

2. 同一の当事者間で同一の特許に関連して 2 以上の訴訟が複数の部で開始されたことに登記部が気づく場合、可及的速やかに関連する部に通知する。

協定との関係：第 83 条(3)及び(4)

規程の草案との関係：第 23 条及び第 24 条

#### 規則 261 ー 訴答書面の日時

全ての訴答書面、及び訴答書面と共に提出する文書には、登記部における電子形態の訴答書面の受領の日時が付与される。登記部は、日時の付与に対して責任を負う。

#### 規則 262 ー 登記簿の一般公開

1. 裁判所に提出され、登記簿に記録された訴答書面、証拠書面、判決及び命令は、当事者が特定の情報を秘密に維持することを請求して裁判所がそのような命令をしない限り、オンラインでの協議のために一般に公開されるものとする。ただし規則 207.6 の適用を妨げない。

2. 当事者は、協定第 58 条に従い、特定の情報を一般公開から除外し、又は特定の指名された人に制限する命令の申請を裁判所に提出することができる。

3. 申請は下記を含むものとする。

(a) 秘密にすべき又は制限すべき情報の詳細、

(b) 申請者が上記情報を制限すべきと主張する理由、及び

(c) 情報の利用を禁止する、又は逆に利用を許可する人の詳細。

4. 裁判所は、いかなる命令をする前に、他の当事者に書面でコメントするよう要請する。

5. 申請について裁判所の決定まで、秘密とすべきと主張された情報は、登記簿上で一般公開されない。

6. 登記官は、この規則の下で裁判所の命令を有効とするのに必要な登記簿の公開に関し、

可及的速やかにこのような全ての措置をとる。

協定との関係：第 10 条、第 45 条及び第 58 条

規定の草案との関係：第 24 条(2)

#### 規則 263 ー 主張の修正又は論拠の補正の許可

1. 手続きの任意の段階で、当事者は、反訴を加えることを含む、主張の修正又は論拠の補正を許可するよう裁判所に申請することができる。その申請は、その修正又は補正が当初の訴答に含まれなかった理由を説明する。

2. 全ての状況を考慮し、補正を求める当事者が裁判所に以下のことを納得させることができない場合、許可は認められない。

(a) 問題の補正が早い段階で合理的な努力によっても出来なかったこと：及び

(b) 訴訟の実施において、補正が他の当事者を不当に妨害しないこと

3. 無条件に主張を制限するための許可は常に認められる。

#### 規則 264 ー 聴聞の機会

これらの規則が、裁判所が命令をするか又はなんらかの行為を行う前に、当事者に聴聞する機会を与える又は与えることができると規定する場合は、当事者に指定された期間以内で書面での提出を要請するか又は（場合により）要請することができ、及び／又は、裁判所によって指定された期日に口頭審理への出席を当事者を要請するか又は要請することができる。裁判所は、聴聞を電話又はテレビ会議で実施するよう命令することもできる。

#### 規則 265 ー 取下

1. 訴訟において最終判決がなされるまでの間、請求人は訴訟を取り下げる申請をすることができる。裁判所は、他の当事者の聴聞をした後にその申請について決定する。取下の申請は、他の当事者が裁判所により訴訟に判決が下されることに正当な利益を有する場合には、許可されない。

2. 取下が許可されると、裁判所は、

(a) 訴訟の終了の宣言を決定し、

(b) 決定を登記簿に記録するよう命令し、

(c) 第 1 部第 5 章に従って費用の命令を下す。

#### 規則 266 – 欧州司法連合裁判所への予備的付託

1. 裁判所で問題が提起され、判断を下す前にこの問題についての欧州司法連合裁判所 (CJEU) による判決が必要であると裁判所が考える場合、第一審裁判所は CJEU に判決を下すよう請求することができ、控訴裁判所は CJEU に判決を下すよう請求する。
2. 裁判所は、判決を請求するのに、CJEU の規則に定める手続きに従う。
3. 裁判所が、CJEU に早期手続を適用するよう請求する場合、命令は更に
  - (a) 緊急性を証明する事実及び法律事項、
  - (b) 早期の判決が適切である理由。
4. 登記官は、可及的速やかに、命令、及び早期手続の適用の請求を CJEU の登記官に送付する。
5. 裁判所により別段決定された場合を除き、CJEU が問題において判決を下すまで手続は中止する。

## 第 2 章 – 送達

### セクション 1 – 締約国内、又は協定による送達

#### 規則 270 – このセクションの範囲

1. 被告が規則 271.1 又は .2 の手続の送達のための電子メールアドレスを提供し、又はここで提供される送達形態のいずれかの目的のための送達のための住所を締約国の領域内に有しているときはいつでも、このセクションに示す、主張の陳述の送達のための規則が適用される。
2. 主張の陳述は、どこで提出されたかに関係なく、締約国のいずれかの領域内の被告に関して、ここに提供される方法で送達され得る。
3. 規則 270～275 の目的のため、主張の陳述という用語は、適切な場合、取消の陳述 (規則 45)、非侵害の宣言の陳述 (規則 60)、証拠保全の申請 (規則 192) 及び仮処分 (規則 206) を含む。

## 規則 271 – 主張の陳述の送達

1. 登記部は、主張の陳述を、被告に対し、被告が手続の送達のために提供した電子メールアドレスに送達することができる。

2. (a) 被告が主張の陳述が送達される住所として代理人の電子メールアドレスを提供し、又は

(b) 被告の代理をする代理人が、被告の代理として電子メールアドレスによる主張の陳述の送達を受け入れることを登記部又は請求人に通知した場合、登記部はその代理人の電子メールアドレスに主張の陳述を送達することができ、

(c) 取消の陳述（規則 41）の送達、又は非侵害確認の陳述（規則 60）の送達の目的において、(a) 又は (b) の代理人への言及は、単一特許保護の登記簿において、手続きの主題の、単一効を有する欧州特許の指定代理人として記録されている EPC 第 134 条に定義する職業上の代理人及び弁護士（規則 (EU) No 1257/2012、第 2 条(e)）をさらに含む。

3. 電子通信を用いる送達が達成されない場合、登記部は被告に対し、主張の陳述を

(a) 配達確認を伴う書留郵便、

(b) ファックス、又は

(c) 規則 275 において裁判所により許可されているいずれかの方法

によって送達する。

4. 規則 271.3(a) の送達は下記の場所で達成することができる：

(a) 被告が企業又は他の法人である場合、締約国内の登記地、中央管理地又は主たる営業所、又は企業又は法人が営業所を有する締約国内のいずれかの場所、

(b) 被告が個人である場合：締約国内の被告の通常住所又は判明している最後の住所、

(c) 取消の陳述（規則 41）の送達、又は非侵害確認の陳述（規則 60）の送達の目的では、単一特許保護の登記簿において、手続きの主題の、単一効を有する欧州特許の指定代理人として記録されている EPC 第 134 条に定義する職業上の代理人及び弁護士の営業所（規則 (EU) No 1257/2012、第 2 条(e)）。

5. 規則 272.2 及び規則 272.3 に従うことを条件に、第 1 項、第 2 項及び第 3 項に従って送達された主張の陳述は

(a) 電子通信又はファックスにより送達された場合、電子メッセージが送付され、又はファックスの送信が完了した日（GMT+1）に被告に送達されたとみなされ、

(b)配達確認を伴う書留郵便により送達された場合、このような書簡は、その住所に到着しない、又は実際に遅い日に被告に到着した場合を除き、発送から 10 営業日目に送達されたとみなされる。このような送達は、受取が拒絶された場合でも送達されたとみなされる。

#### 規則 272 – 主張の陳述の送達及び未送達の通知

1. 登記部は、主張の陳述が規則 271.5 により送達されたとみなされる日付を請求人に通知する。
2. 登記部が、配達確認を伴う書留郵便により主張の陳述を送達し、主張の陳述が登記部に返送された場合、登記部は請求人に通知する。
3. 登記部がファックスにより主張の陳述を送達し、ファックスが受信されていないと思われる場合、第 2 項が準用される。

#### セクション 2 – 締約国以外での送達

##### 規則 273 – このセクションの範囲

このセクションは、被告が手続きの送達のための電子メールアドレスを提供しない場合、又はそうでなければ、セクション 1 又はセクション 3 に規定する方法のいずれかに示される方法で締約国の領域内で送達を受けることができないケースにおける主張の陳述の送達に適用される。

##### 規則 274 – 締約国外での送達

1. 主張の陳述が締約国外で送達される場合、登記部により送達することができる。

(a) 下記のいずれかの方法により。

(i) 適用される場合、民事及び商事問題における裁判文書及び司法管轄外の文書の締約国における送達に関する規則 (EC) No 1393/2007 (EU 送達規則)、ただし規則により認められる受取人の権利が尊重される

(ii) 民事又は商事問題における裁判文書及び司法管轄外の文書の外国での送達に関するハーグ条約 1965 (ハーグ条約)、又は適用される場合は他のいずれかの該当する条約；  
又は

(iii)送達が行われる国家の法律により許可されたいずれかの方法。

(b) 送達が達成される国の法律で認められる方法で。

2. 主張の陳述は、送達が行われる国の法律に反する方法で送達することはできない。

3. 登記部は、主張の陳述が規則 274.1 により送達されたとみなされる日付を請求人に通知する。

4. 登記部は、何らかの理由で規則 274.1 に従う送達が達成できない場合、請求人に通知する。

### セクション 3 – 代替の方法による送達

#### 規則 275 – 代替の方法又は代替の場所における主張の陳述の送達

1. 請求人による申請により、この章で許可されていない方法又は場所で送達する権限を与える理由があると裁判所が考える場合、裁判所は命令により、代替の方法により、又は代替の場所での送達を許可することができる。

2. 請求人によって理由を記載された要求により、代替の方法により、又は代替の場所で被告宛に主張の陳述を送るために既にとられた手段が、有効な送達であると命令することができる。

3. この規則における命令は

(a)送達の方法又は場所、

(b)主張の陳述が送達されたとみなされる日、及び

(c)被告の答弁の提出期間

を規定する。

4. 締約国以外でのこの規則による代替の送達に関する命令は、送達が達成された国の法律に反する方法で送達されることを許容しない。

### セクション 4 – 命令及び決定の送達

#### 規則 276 – 命令及び決定の送達

1. 裁判所のいかなる命令又は決定は、場合によってセクション 1、2 又は 3 の規定に従い、各当事者に送達される。

2. 規則により又は裁判所により設定された期限内に、取消に対する答弁書を被告が提

出しなかった（規則 50）、又は非侵害確認に対する答弁書を被告が提出しなかった（規則 65）ことに由来する規則 355 による欠席による決定は、単一特許保護の登記簿において、手続きの主題の、単一効を有する欧州特許の指定代理人として記録されている EPC 第 134 条に定義する職業上の代理人及び弁護士の営業所に送達することができる（(EU) No 1257/2012、第 2 条(e)）。

#### 規則 277 – 第 5 部第 11 章における欠席の決定

裁判所が下記のいずれかに納得しない限り、欠席による決定は第 5 部第 11 章のもとで下されない：

(a) 主張の陳述が、その領域内の者に対する国内訴訟における文書の送達のために述べられた国内法で規定する方法により送達された、又は

(b) 主張の陳述が、第 2 章に規定する他の方法によって、被告に、又は被告の居所若しくは被告の営業所に実際に送達された。

#### 規則 278 – 他の訴答書面の送達

1. 登記部は、訴答書面が到達した後可及的速やかに、訴答書面及び訴答書面と一緒に提出された書類を、他方の当事者に電子通信による手段によって送達する。

2. 電子通信を用いる送達が達成されない場合、登記部は当事者に対し、訴答書面を

(a) 配達確認を伴う書留郵便、

(b) ファックス、又は

(c) 規則 275 において裁判所により許可されているいずれかの方法によって送達する。

3. 第 2 項 (a) の送達は下記の場所で達成されてもよいものとする：

(a) 被告が企業又は他の法人である場合：締約国内の登記地、中央管理地又は主たる営業所、又は企業又は法人が営業所を有する締約国内のいずれかの場所

(b) 被告が個人である場合：締約国内の被告の通常の居所又は判明している最後の居所。

4. 規則 271.5 及び規則 272 が準用される。

## 規則 279 ー 送達のための電子メールアドレスの変更

当事者の送達のための電子メールアドレスが変更された場合、当事者は変更された後できるだけ速やかに、登記部及び他の各当事者に書面で通知しなければならない。

## 第 3 章 ー 代理人の権利及び義務

### 規則 285 ー 委任状

1. 当事者を代理することを主張する代理人は、そのように承認されるが、代理人の権限について異議申立された場合、裁判所は委任状を作成するよう代理人に命令することができる。

### 規則 286 ー 代理人が裁判所で活動する資格があることの証明書

1. 協定第 48 条(1)に規定する代理人は、締約国の裁判所で活動する資格を有する弁護士である証明書を登記部に提出する。協定第 48 条(1)の意味における弁護士は、スウェーデン弁理士委員会により資格を与えられた法律の学位を有する者（法律専門家）又は締約国における同等の者でもある。

2. 協定第 48 条(2)に規定する代理人は、管理委員会によって定義された欧州特許訴訟証明、又は裁判所において当事者を代理する適切な資格を有することを証明する証明書を登記部に提出する。以降の訴訟において、このような代理人は既に提出した証明書又は適切な資格を有する他の証拠を参照することができる。

### 規則 287 ー 代理人－依頼人の秘密特権

1. 裁判所の手続きに関するものであろうとなかろうと、依頼人が弁護士の助言を求め、弁護士が職業専門家の資格で助言した場合には、裁判所における任意の手続き又はセンターにおける仲裁又は調停手続きで、助言の求め又はその助言に関連するあらゆる秘密の通信（書面又は口頭による）は、開示から免除され、秘密の状態に維持される。

2. この秘密特権は、依頼人と、依頼人により採用され職業専門家の資格で行動するように支持されている弁護士との間の、及び依頼人と職業専門家の資格で特許に関する問題について助言するよう指示されている弁理士（依頼人により採用されている弁理士を含む）との間の通信にも適用される。

3. この秘密特権は、弁護士又は弁理士の作業成果物（同じ法律事務所若しくは法人に雇用されている弁護士及び／又は弁理士、又は同じ依頼人に採用されている弁護士及び／又は弁理士の通信を含む）、及び秘密とされる通信のいかなる記録にも拡張される。

4. この秘密特権は、弁護士、弁理士及び依頼人が、彼らの通信の内容又は性質に関して質問され又は審理されることを防止する。

5. この機密特権は、依頼人が明示的に放棄することができる。

6. 「弁護士」という表現は、活動する国の法律の下、弁護士として活動し法律上の助言を与える資格を有し、このような助言を与えることを職業上指示されている者を意味する。これは、スウェーデン弁理士委員会により資格を与えられた法律の学位を有する人（法律専門家）又は締約国における同等の者を含み、「弁理士」という表現は、活動する国の法律の下、あらゆる発明の保護又はあらゆる特許又は特許出願の審査又は訴訟に関して助言を与える資格を有すると認識されている者を意味する。

7. 「弁理士」という表現は、欧州特許条約第 134 条(1)に規定する欧州特許庁に対する職業上の代理人をも含む。

協定との関係：第 48 条(4)

#### 規則 288 — 訴訟秘密特権

依頼人、又は職業上の資格において依頼人に指示された規則 287.1、287.2、287.6 及び 287.7 に規定する弁護士又は弁理士が、欧州特許庁での手続きを含む任意の訴訟の目的又はその使用のために、任意の性質の情報又は証拠を得るため、第三者と秘密で通信する場合、このような通信は、同様の方法で開示から免責される。

協定との関係：第 48 条(5)

#### 規則 289 — 特権、訴追免除及び便宜

裁判所又は司法当局に出頭する、囑託書[規則 202]が宛てられた代理人は、訴訟又は当事者に関して話した又は書いた言葉に関して、訴追免除を享受する。

2. 代理人は、更に下記特権及び便宜を享受する。

(a) 訴訟に関する文書及び書類は、搜索及び差し押さえの両方から除外される；

(b) 訴訟に関連する被疑侵害製品又は装置は、訴訟の目的で裁判所に持って行く場合に

は、捜索及び差し押さえの両方から除外される。

紛争の場合、税関検査官又は警察は、文書、書類又は被疑侵害製品又は装置を密封することができる。次いで、それらは直ちに裁判所に送付され、登記官及び関連する者の立ち会いの下で検査される。

3. 代理人は、職務執行中に支障なく移動する権利を有する。

4. 第1項～第3項で規定する特権、訴追免除及び便宜は、訴訟の適正な実施の利益のためだけに付与される。

5. 裁判所は、代理人が訴訟の適正な実施に反する行為について罪を犯したと考える場合は、訴追免除を撤回することができる

協定との関係：第48条

#### 規則 290 ー 代理人に関する裁判所の権限

1. 裁判所に出頭する代理人に関し、裁判所は規則 291 に規定する条件で裁判所に通常に認められる権限を有する。

2. 裁判所に出頭する代理人は、裁判所によってこのような代理人に採用されるあらゆる行動規範に厳密に適合する。

#### 規則 291 ー 訴訟からの排除

裁判所、裁判所の任意の判事、又は登記部の職員の任意のメンバーに対する当事者の代理人の行為が、裁判所の尊厳に又は司法の適切な管理要件に適合しない、又は、このような代理人が許可された以外の目的のために自身の権利を使用している、又はそうでなければ、このような代理人が規則 290.2 に適合する行為のいずれかの行動規範の違反すると裁判所が考える場合、関連する者にそのように通知する。同じ理由で、裁判所は関連する者に審問する機会を与えた後、いつでも命令によって訴訟からその者を排除することができる。この命令は直ちに有効となる。

2. 当事者の代理人が手続きから排除された場合、当事者が他の代理人を指名することが可能となるように、裁判長によって訴訟は一定期間中止する。

#### 規則 292 ー 弁理士が意見を述べる権利

1. 協定第 48 条(4)の目的のため、協定第 48 条(1)に規定する代理人を補佐する「弁理士」という用語は、規則 287.6 又は規則 287.7 の要件に適合する者を意味する。

2. このような弁理士は、裁判所の裁量において、裁判所の審理において話すことが許可され、当事者のケースの提示を調整するの代理人の責務に従う。

3. 規則 287～291 が準用される。

協定との関係：第 48 条(4)

#### 規則 293 ー 代理人の変更

代理人の変更は、新しい代理人が今後当事者を代理するとの通知を登記部が受領してから効力を生ずる。このような文書が受領されるまで、前の代理人は、訴訟の遂行のために裁判所と当事者との間の通信のために責任を負う。

#### 第 4 章 ー 訴訟の中止

##### 規則 295 ー 訴訟の中止

裁判所は以下の場合に訴訟を中止することができる。

(a) 欧州特許庁又は国内当局での異議手続き又は限定手続きの対象でもある特許に関する訴訟が差し押さえられた場合；

(b) 国内裁判所又は当局での手続きの対象でもある補完的保護証明書に関する訴訟が差し押さえられた場合；

(c) (i) 実体的争点を一部のみ判断した、

(ii) 手続的争点又は予備的異議申立を判断した、

(iii) 第三者の参加の申請 [規則 313] を却下した、

第一審裁判所の決定又は命令に対して、控訴裁判所に控訴が提起された場合；

(d) 当事者の共同の請求により；

(e) 規則 37 に従い；

(f) 規則 118 に従い；

(g) 規則 136 に従い；

(h) 規則 266 に従い；

(i) 規則 310 及び 311 に従い；

(j) 規則 1215/2012 の規定及びルガーノ条約に効果を与えるため；

(k) 司法の適切な管理がそれを必要とする他のあらゆる場合に

#### 規則 296 – 訴訟中止の期間及び効果

1. 中止の効果は、中止の命令に表示された日、又はそのような表示のない場合には命令の日に、効力を生ずる。裁判所は、中止が既存の命令に与える効果を明記する。

2. 中止命令が中止の長さを確定していない場合、中止は、命令中で訴訟を再開する日と表示された日に終了し、そのような表示がない場合、再開の命令の日に終了する。

3. 訴訟が中止する間、手続期間の目的で、時間の経過は停止する。時間の経過は、は手続期間の目的で、中止が終了する日から新たに開始する。

#### 規則 297 – 訴訟の再開

規則 296.2 に規定する決定、又は中止の終了前の訴訟の再開の命令は、当事者の聴聞後に主任判事の命令によってなされる。主任判事は、合議体に問題を付託することができる。

#### 規則 298 – 欧州特許庁における早期手続

裁判所は自らの発議で、又は当事者の請求により、欧州特許庁での異議申立手続又は限定手続（それに続く控訴手続を含む）を、欧州特許庁の手続に従って加速するよう請求することができる。裁判所は、そのような請求及びそれに続く早期手続の結果が出るまで、規則 295 に従って訴訟を中止することができる。

### 第 5 章 – 期間

#### 規則 300 – 期間の計算

協定、規程、それらの規則、及び任意の手続段階をとるための裁判所の命令に規定する全ての期間は、完全な日、週、月又は年単位で規定されるものとし、下記のように計算される：

(a) 計算は関連のある事象が発生した翌日に開始する；

(b) 期間が 1 年又はある数の年として表される場合、期間は、関連する後続の年の、上

記事象が発生した月と同じ名前を有する月の、上記記事象が発生した日と同じ数字を有する日に満了する。関連する後続の月が同じ数字の日を有しない場合、期間はその月の末日に満了する。

(c) 期間が 1 ヶ月又はある数の月で表わされる場合、期間は、関連する後続の月の、上記記事象が生じた日と同じ数字を有する日に満了する。関連する後続の月が同じ数字の日を有しない場合、期間はその月の末日に満了する。

(d) 期間が 1 週間又はある数の週で表される場合、期間は、関連する後続の週の、上記記事象が発生し日と同じ名前を有する日に満了する。

(e) 営業日として表現しない限り、日は暦日を意味する。

(f) 暦日は、関連する部又は控訴裁判所が設置されている締約国の法定の休日、日曜日及び土曜日を含む。

(g) 営業日は、関連する部又は控訴裁判所が設置されている締約国の法定の休日、日曜日及び土曜日を含まない。

(h) 期間は、裁判所の休日の間、停止しない。

[EPC 規則 131]

### 規則 301 ー 期間の自動延長

1. 期間が、日曜日、土曜日、又は関連する部若しくは中央部のセクション、又は控訴裁判所が設置されている締約国の法定の休日に満了する場合、次の最初の営業日まで延長される。

2. 電子形態で提出された書類が裁判所で受領できない場合、第 1 項が準用される。

## 第 6 章 ー 訴訟の当事者

### セクション 1 ー 複数当事者

#### 規則 302 ー 複数の請求者又は特許

1. 裁判所は、複数の請求者によって開始された、又は複数の特許に関する訴訟を、別個の訴訟で審理するように命令することができる。

2. 裁判所が別個の訴訟を命令する場合、裁判所は第 6 部に従い、新しい裁判所手数料の支払いを決定する。

3. そうすることで正当な利益がある場合、裁判所は、同じ地方部若しくは地域部又は中央部又は控訴裁判所で実施されている、同じ特許に関する並行する侵害訴訟又は取消訴訟を、一緒に審理するよう命令することができる。

#### 規則 303 – 複数の被告

1. 裁判所が複数の被告の全てについて管轄を有する場合、当該複数の被告に対して訴訟を開始することができる。

2. 裁判所は、異なる被告について、訴訟を 2 以上の訴訟に分割することができる。

3. 裁判所が第 2 項の訴訟の分割を命令する場合、新しい訴訟の請求者は、裁判所が別段の決定をしない限り、第 6 部に従い、新しい裁判所手数料を支払う。

#### 規則 304 – 複数当事者の場合についての裁判所手数料

訴訟で複数当事者が 1 人の同じ代理人により代理されており、同じ立場をとる限り、裁判所手数料の支払いに関する限り一の当事者とみなす。

#### セクション 2 – 当事者の変更

##### 規則 305 – 当事者の変更

1. 裁判所は、当事者の申請により、者に

(b) 当事者として参加すること、

(b) 当事者であることをやめること、

(c) 当事者と交代すること

を命令することができる。

2. 裁判所は申請の送達後可及的速やかに、申請についてコメントするよう、他の当事者に要請する。

3. 当事者になる、又は当事者をやめるよう命令する場合、裁判所は、裁判所手数料及びこの当事者に関する費用について適切な命令をすることができる。

#### 規則 306 – 手続の結果

1. 裁判所が、規則 305.1 により当事者に参加、除外又は交代を命令する場合、訴訟の管

理についての結果を調整するための指示を与える。

2. 裁判所は、その後に構成されるように、新しい当事者が訴訟に拘束される範囲をも決定する。

### セクション 3 – 当事者の死亡、消滅又は破産

#### 規則 310 – 当事者の死亡又は消滅

1. 訴訟の最中に当事者が死亡又は消滅した場合、当事者が相続人に変更になるまで、訴訟は中止する。裁判所は、この点について期間を指定することができる。

2. 訴訟に 2 人を越えた当事者がいる場合、裁判所は、

(a) 残りの当事者間の手続きを別個継続し、

(b) 中止が、もはや存在しない当事者に関する訴訟にのみ関することを決定することができる。

3. 死亡又は消滅した当事者の相続人が、裁判所により規定された期間内に自らの発議で訴訟を継続しない場合、他の全ての当事者は、相続人が当事者に加わるか交代するよう申請することができる。

4. 裁判所は規則 305 に従い、当事者として誰が参加し又は交代するかを決定し、規則 306 が準用される。

#### 規則 311 – 当事者の破産

1. 当事者が破産手続に適用される法律の下で破産宣告される場合、管轄の国内当局又は破産を扱う者が訴訟を継続するかを決定するまで、訴訟を中止することができる。

2. 請求者は、規則 265 に従い、破産した被告に対する訴訟を取り下げることができ、被告は、破産した請求者に対する取消の反訴を取り下げることができる。このような取り下げは、他の当事者に対する訴訟を妨げない。

3. 規則 156 における破産した当事者に有利な費用の命令は、管轄国内当局又は破産を扱う者に支払われるものとする。

4. 訴訟が継続する場合、訴訟における破産した当事者についての裁判の判決の効果は、前記法律により決定される。

#### セクション 4 – 特許の移転

##### 規則 312 – 訴訟中の特許又は特許出願の移転

裁判所での訴訟が開始した後に、1 以上の締約国について特許又は特許出願が他の権利者に譲渡される場合、裁判所は、特許及び訴訟中の主張が新しい権利者に譲渡される範囲で、規則 305 に従い、新しい権利者に当事者として参加し、又は当事者に交代することを許可することができる。

2. 新しい権利者が訴訟を引き継ぐ場合、新しい権利者が新しい代理人により代理される場合であっても、新たに裁判所手数料を支払う必要はない。

3. 新しい権利者が手続きを引き継ぐことを選択しない場合、登記簿に記録されている訴訟のいかなる決定にも拘束される。

#### セクション 5 – 訴訟参加

##### 規則 313 – 訴訟参加の申請

1. 訴訟参加の申請は、裁判所に提起されている訴訟の結果に法的利益を立証する任意の者によって、第一審裁判所又は控訴裁判所の訴訟のいかなる段階でも提出することができる

2. 第一審裁判所又は控訴裁判所が別段の命令をしない限り、一方の当事者が求める主張、命令又は救済の全て又は一部を支持し、書面手続の終了の前になされる場合のみ、訴訟参加の申請は許可される。

3. 参加人は、協定第 48 条に従って代理される。

4. 訴訟参加の申請書は下記を含む。

(a) ファイルの訴訟番号の参照、

(b) 参加人及び参加人の代理人の名称、並びに送達のための住所及び電子メールアドレス、並びに送達を受領する権限を有する人の名称、

(c) 訴訟参加を求める際に参加人が支持する主張、命令、又は救済、

(d) 第 1 項及び第 2 項のもとで訴訟参加する権利を証明する事実の陳述。

##### 規則 314 – 訴訟参加の申請についての命令

主任判事は命令によって、訴訟参加の申請の許可について決定する。他の当事者は、事

前に聴聞の機会を与えられる。

#### 規則 315 ー 訴訟参加の陳述

1. 訴訟参加の申請が許可されると、主任判事又は裁判長は

(a) 訴訟当事者に通知し、

(b) 参加人が訴訟参加の陳述を提出できる期間を指定する。

2. 登記部は、可及的速やかに当事者により送達された全ての訴答書面を参加人に送達する。当事者の請求により、裁判所は秘密情報保護のため、訴答書面又は訴答書面の一部を、指定された者にのみ、適切な非開示条件で開示することを命令することができる。

3. 訴訟参加の陳述は下記を含む。

(a) 参加人と 1 以上の当事者が関与する論点、及びその紛争中の事項との関係についての陳述、

(b) 法律の主張、

(c) 依拠する事実及び証拠。

4. 裁判所が別段の命令をしない限り、参加人は当事者として扱われる。

#### 規則 316 ー 訴訟参加の要請

1. 主任判事又は裁判長は、自らの発議で又は当事者の要請により（しかし、当事者の聴聞の後のみ）、紛争の結果に関連する任意の者に対し、指定期間内に訴訟参加を望むかどうか裁判所に通知するように要請する。

2. 上記の者は、訴訟参加を希望する場合、要請の送達から 1 ヶ月以内に訴訟参加の申請を提出し、主任判事又は裁判長により指定された更なる期間内に訴訟参加の陳述を提出する。規則 313.3 及び.4 並びに規則 315 が準用される。

3. 参加人は、訴訟の判決に拘束される。

#### 規則 317 ー 訴訟参加の申請についての命令に対する控訴

訴訟参加の申請を却下する命令について控訴する権利はない。

## セクション 6 – 権利の回復

### 規則 320 – 権利の回復

1. 当事者による相当な注意にもかかわらず、自身の制御の範囲外の原因で、この規則による又は裁判所により設定された控訴のための期限を遵守できず、期限が遵守できないことが権利又は救済手段の喪失を直接引き起こした場合、裁判所の関連する合議体は、当事者の請求により、権利又は救済手段を回復することができる。

2. 権利の回復のための申請は、期限を遵守できなかった原因が排除されてから 1 ヶ月以内、しかし遵守されなかった期限の 3 ヶ月以内に、関連する合議体についての登記官に提出する。

3. 申請書は、

(a) 基礎とする理由を陳述し、依拠する事実を示す、

(b) 期限を遵守できなかったことに関与する全ての者、及びこのような不履行のケースを回避するためにとられた相当な注意の予防手段を証明することに関与する者からの宣誓供述書の形態の、依拠する証拠を含む。

4. 出来なかった行為は、第 2 項に記載した期限内に回復のための申請と一緒に実施し完了する。

5. この規則の第 2 項及び第 4 項に記載した期限を遵守しなかったことに関しては、権利の回復は許可されない。

6. 合議体は、命令をもって権利の回復の申請について決定する。他の当事者は、事前に聴聞の機会を与えられる。

7. 権利の回復の申請を却下する命令に控訴する権利はない。

## 第 7 章 – 言語についてのその他の条項

規則 321 – 手続言語として特許が付与された言語を使用するための両当事者による申請

1. 協定第 49 条 (3) に従い、いずれの当事者も、書面手続の間はいつでも、手続言語として特許が付与された言語を使用するための両当事者による申請を提出することができる。この申請は、両当事者が特許が付与された言語を手続言語として使用することに合意したことを述べる。

2. 可及的速やかに、登記部は申請を合議体を送付する。

3. 合議体は、可及的速やかに、特許が付与された言語を手続言語として使用するための両当事者による申請を承認するかの決定をする。合議体が申請を承認しない場合、登記部は、可及的速やかに当事者に通知し、当事者は 10 営業日以内に訴訟を他の部又は中央部に付託することを請求することができ、訴訟はそのように移送される。10 営業日の期間は、当事者の一人の請求により主任判事が延長することができる。

4. 訴訟が中央部に移送される場合、規則 41 が準用される。

5. (a) 請求の趣旨が、規則 14.1(b)(ii)に従い、特許が付与された言語で作成され、

(b) 特許が付与された言語を手続言語として使用することの両当事者による申請が許可されず、

(c) 当事者が、訴訟を中央部に付託することを請求しない場合、

請求者は 10 営業日以内に規則 14.1(a)、(c)又は(d)に規定された言語で請求の趣旨を提出する。10 営業日の期間は、請求者の請求により主任判事が延長することができる。

6. 主任判事は、当事者の請求により、他の訴答書面又は文書を翻訳するかどうか、及び誰の費用で翻訳するかを指定する。

規則 322 — 特許が付与された言語を手続言語として使用するための主任判事からの提案

書面手続及び中間手続の間はいつでも、主任判事は、自らの発議により又は当事者の請求により、合議体の意見を聞いた後、協定第 49 条(4)に従い、手続言語（規則 14.5）を特許が付与された言語に変更することを当事者に提案することができる。当事者及び合議体が合意する場合、手続言語が変更される。

協定との関係：第 49 条(4)

規則 323 — 特許が付与された言語を手続言語として使用するための一方の当事者による申請

協定第 49 条(5)に従い、特許が付与された言語を手続言語として使用することを当事者が望む場合、当事者が請求者の場合には請求の趣旨に、被告の場合には答弁書に、当該申請を含める。主任判事は、第一審裁判所長官に申請書を送付する。

2. 長官は、特許が付与された言語を手続言語として使用することについての見解を 10 日以内に示すように、他の当事者に要請する。

3. 部の合議体に意見を聞いた上で、長官は、特許が付与された言語が手続言語であると命令する。特定の翻訳又は通訳の手配を条件とすることができる。

協定との関係：第 49 条(5)

規則 324 ー 訴訟中に訴訟の言語が変わる場合の結果

規則 321.1 又は 323.1 の申請は、それまでの訴答書面及び他の文書を翻訳すべきか、及び誰の費用で翻訳するかを規定する。当事者が合意しない場合、主任判事又は第一審裁判所長官は、場合によっては規則 321.6 又は規則 323.3 に従って決定する。

第 8 章 ー 訴訟管理（訴訟手続の効率化手段）

[協定の第 43 条、CST RoP 第 2 部、第 3 章]

規則 331 ー 訴訟管理についての責務

1. 書面手続及び中間手続の間、訴訟管理は、規則 102 及び 333 に従い、主任判事の責務である。

2. 主任判事は、提案した命令を合議体に付託することができる。

3. 中間会議の終了後、訴訟管理は、主任判事と協議して裁判長の責務となる。

4. 登記部は、主任判事、裁判長又は合議体の決定の後、可及的速やかに、当事者に訴訟管理の命令を送達する。

規則 332 ー 訴訟管理の一般原則

積極的な訴訟管理は下記を含む。

(a) 訴訟の間、お互いに協力するように当事者を促すこと；

(b) 初期段階での争点の特定；

(c) どの争点を十分に調査し、他の論点を略式で処理するかの迅速な決定；

(d) 争点を解決する順番の決定；

(e) センターを利用するように当事者を促し、センターの使用を促進すること；

(f) 訴訟の全て又は一部を和解するための当事者の援助；

- (g) 予定表の確定、または訴訟の進行の管理；
- (h) 特定の手順をとることの利益の可能性が、それを採用することの費用を正当化するかを検討すること；
- (i) 同じ場面で、できるだけ多くの訴訟の側面を扱うこと；
- (j) 当事者が出席する必要のないように訴訟を扱うこと；
- (k) 利用できる技術手段を使用すること；及び
- (l) 訴訟の審理が迅速かつ効果的に進むことを確保するための指示を与えること。

#### 規則 333 ー 訴訟管理の命令の再審理

1. 主任判事又は裁判長によりなされる訴訟管理の決定又は命令は、当事者による理由を付した申請により、合議体により再審理される。
2. 訴訟管理の命令の再審理についての申請は、命令の送達から 2 週間以内に提出する。申請書は、再審理の理由、及びもしあれば、理由を裏付ける証拠を提示する。他の当事者は聴聞を受ける機会を与えられる。
3. 再審理を求める当事者は、第 6 部に従い、訴訟管理の命令の再審理の手数料を支払う。規則 15.2 が準用されるものとする。
4. 合議体は、可及的速やかに、再審理の申請について決定し、必要な修正された訴訟管理の命令を決定する。
5. 再審理の申請についての合議体の決定は、規則 220.2 の目的における手続に関する決定である。

#### 規則 334 ー 訴訟管理の権限

協定、規程又はこれらの規則が別段の規定を置く場合を除き、主任判事、裁判長又は合議体は、以下のことが出来る。

- (a) いずれかの規則、実務的な指示又は命令を遵守するための期間を延長又は短縮し；
- (b) 中間会議又は口頭審理を休止又は延期し；
- (c) 裁判所の希望又は要求に関して説示するために当事者と連絡し；
- (d) いずれかの論点の別々の審理を指示し；
- (e) 決定する論点の順番を決定し；

(f) 考慮すべき事項から論点を除外し；

(g) 訴訟の結果と無関係な追加の論点について決定する予備的論点の決定後に主張を却下又は決定し；

(h) 成功の見込みがない場合に申立を即座に却下し；

(i) いずれかの事項又は争点を併合し、又はそれらを一緒に審理するよう命令し；

(j) 規則 103～109 に従って命令する。

#### 規則 335 ー 命令の変更又は取消

訴訟管理の命令をする裁判所の権限は、命令を変更又は取り消す権限を含む。

#### 規則 336 ー 訴訟の管理権限の行使

別段の定めのない限り、裁判所は、当事者の申請により又は自らの発議で、訴訟管理の権限を行使することができる。

#### 規則 337 ー 裁判所の発議による命令

裁判所が自らの発議で命令することを提案する場合、当事者に聴聞した後にのみ、そのようにすることができる。

#### 規則 340 ー 関連性－併合

司法の適切な管理の利益のため、訴訟が係属している場合は裁判長（他の関連する裁判長と協議をした後）、訴訟が異なる部にある場合は第一審裁判所長官、又は訴訟が係属している場合は控訴裁判所長官は、当事者に聴聞した後いつでも、関連性の理由で、2 以上の訴訟を一緒に審理することを命令することができる。

### 第 9 章 ー 裁判所の組織に関する規則

#### 規則 341 ー 先任順位

1. 控訴裁判所長官及び第一審裁判所長官を除き、判事は裁判所での年功に応じて先任順にランク付けされる。

2. 裁判所での年功が同等である場合、先任順位は年齢により決定される。

3. 退職し再任される判事は、元の先任順位を維持する。
4. 合議体の別段の合意がない限り、最先任の判事が裁判長となる。

#### 規則 342 ー 裁判所の開廷の日付、時間及び場所

1. 裁判所の休暇の期間は、理事会からの提案によって控訴裁判所長官により決定される。裁判所の開廷期の日付及び時間は、問題となる地方部又は地域部の裁判長により決定される。
2. 裁判所は、所在地以外の場所での 1 以上の特定の開廷地を保持すことを選択することができる。

草案との関係：第 17 条

#### 規則 343 ー 訴訟を取り扱う順序

1. 裁判所は、規則 108 に従う審理の準備ができた順序で訴訟を取り扱う。
2. 地方部又は地域部の裁判長、第一審裁判所長官又は控訴裁判所長官は、当事者を聴取（規則 264）した後、
  - (a) 特定の訴訟を優先し、規則に規定されている期限を短縮するように指示することができ；
  - (b) 特に紛争の友好的な和解を促進するという観点から、扱うべき訴訟を後に延期することができる。

[CST RoP 第 47 条]

#### 規則 344 ー 評議

1. 裁判所は、非公開で評議する。
2. 裁判長は評議の間、議長を務める。口頭審理に出席した判事のみが判決についての評議に参加することができる。
3. 裁判所の評議は、口頭審理の終了後、可能な限り速やかに開催される。

#### 規則 345 ー 合議体の構成及び訴訟の割り当て

1. 各地方部又は地域部の裁判長（部の裁判長として長官に指名された部の判事）は、自

身の部に割り当てられた法律系判事を1年間の任期で合議体に割り当てる。裁判長は、部の全ての判事に前もって意見を聞く。割り当ては、第一審裁判所長官の承認を得ることを条件とする。

2. 割り当ては、協定第8条に適合する。

3. 部に係属している訴訟は、部の裁判長によって確立された1暦年の間の訴訟－分配－スキームに従って、好ましくは部での訴訟の受理日に従って、登記官によって合議体に割り当てられる。第1項の第2文及び第3文は、訴訟－分配－スキームの確立に準用される。

4. 各合議体は、合議体の1人以上の判事に下記の権限を委任することができる。

(a) 単独の判事として行動する機能

(b) 第1部第4章（情報開示の手続を含む、損害及び補償の決定）及び第5章（費用に関する命令の手続）の手続で合議体のために行動する機能。これらの機能は、口頭審理のために訴訟の準備をした主任判事に権限委譲することができる。

5. 部の裁判長は、緊急の訴訟のための常設の判事として、自身の部に割り当てられている判事を指名する。指名は一定の期間に限定することができる。

6. 単独の判事によって訴訟が審理されることに全ての当事者が合意した場合、訴訟が割り当てられた合議体の裁判長は、合議体の法律系判事を訴訟に割り当てる。

7. 第1項～第6項は中央部に対して準用される。部の裁判長への全ての言及は、中央部に関しては、第一審裁判所長官を意味する。

8. 第1項～第6項は控訴裁判所に対して準用される。部の裁判長への全ての言及は、控訴裁判所に関しては、控訴裁判所長官を意味する。

規程案との関係：第19条

#### 規則 346 — 規程第7条の適用に関して生じる困難の解決

1. 任期の間、第一審裁判所の判事が規程第7条(1)及び(s)に従う職務から生じる義務を遵守しない場合、第一審裁判所長官は、判事の聴聞の後、正式に書面によりその不遵守を判事に通知することができる。判事が職務の義務を十分に遵守しないことが続く場合、第一審裁判所長官は、その不遵守の結果についての決定を理事会に求める。

2. 第1項は、控訴裁判所の判事に適用する。控訴裁判所長官は、第1項で第一審裁判所長官に帰するとされた役割を果たす。

3. 裁判所の判事が、職務を辞した後、指名の承諾又は利益に関して誠実かつ慎重に行動しない場合、第一審裁判所長官又は控訴裁判所長官は、このような行動の結果についての決定を理事会に求めることができる。

4. 当事者が、規程第 7 条(4)の規定に従って、訴訟に判事が参加することに異議を申し立てた場合、判事が割り当てられている地方部又は地域部の裁判長、又は、訴訟が中央部に係属している場合第一審裁判所長官は、関連する判事に聴聞した後、規定第 7 条(2)を考慮し、異議申立が認められるかどうかを決定する。

5. 異議申立が認められる場合、場合によっては、部の裁判長又は第一審裁判所長官は、訴訟を理事会に付託する。理事会は、当該判事を聴聞し、異議申立が成立するか否かを決定する。

6. 第 4 項及び第 6 項は、控訴裁判所の判事に適用する。控訴裁判所長官は、これらの規則で第一審裁判所長官に帰するとされた役割を果たす。

規程草案との関係：第 7 条

## 第 10 章 ー 決定及び命令

### 規則 350 ー 決定

1. いずれの決定も下記を含む。

- (a) 裁判所の決定であるという記載、
- (b) 決定の発送の日付、
- (c) 決定に参加した裁判長、主任判事及び他の判事の氏名、
- (d) 当事者及び当事者の代理人の氏名、
- (e) 当事者が求める請求、命令又は救済、
- (f) 事実の概要、
- (g) 決定の理由。

2. 差止に即時効果を付与するいかなる命令を含む、決定（費用以外）に引き続く裁判所の命令が、決定に付加される。

3. 反対意見は裁判所の決定に添付される。

4. 第一審裁判所の決定は、当事者が提出した請求及び事実の概要、並びに裁判所が判決の基礎とした事実の陳述及び主張を含む。

5. 決定は登録簿に記録される。

規程草案との関係：第 35 条(4)

#### 規則 351 ー 命令

1. あらゆる命令は下記を含む。

(a) 命令が主任判事、裁判長、裁判所長官又は裁判所の命令であるという記載、

(b) 命令の採択の日付、

(c) 命令の採択に参加した全ての判事の氏名、

(d) 当事者及び当事者の代理人の氏名、

(e) 命令の本文。

2. 上記規則に従い、裁判所が命令に対する控訴を許可する場合、命令は更に下記を含む：

(a) 当事者が求める命令の形態についての記載、

(b) 事実の概要、

(c) 命令の理由。

3. 全ての命令は登録簿に記録される。

#### 規則 352 ー 保証金を条件とする拘束力

1. 判決及び命令は、決定及び命令が執行された後に取り消された場合に、当事者から他の当事者に対、裁判費用及び他の費用、並びに他の当事者が受ける損害又は受ける可能性の高いあらゆる損害についての保証金（預入又は銀行保証により、又は他の方法のいずれかによる）の提出を条件とすることができる。

2. 裁判所は、当事者の申請により、命令によって担保を解除することができる。

#### 規則 353 ー 決定及び命令の訂正

裁判所は命令によって、自らの発議又は当事者の申請により、訂正すべき決定又は命令の送達から 1 ヶ月以内に、当事者の聴聞の後、決定又は命令の事務的誤記、計算ミス及び明らかな誤りを訂正することができる。

## 規則 354 – 執行

1. 規則 118.9 及び規則 352 に従うことを条件に、裁判所の決定及び命令は、執行が行われる特定の締約国の法律に支配される執行手続及び条件に従い、各締約国において送付の日から直接執行可能である。

2. 裁判所の決定及び命令は、場合に応じて、規則 (EU) 1215/2012 の加盟国又はルガーノ条約の加盟国である非締約国で、規則又は条約の規定に従い執行される。

3. 裁判所の決定及び命令は、第 2 項に規定する規則又は条約の締約国又は加盟国でない国では、その国の法律に従い執行される。

4. 執行可能な裁判所の決定又は命令が、その後変更され又は取り消された場合、裁判所は、判決又は命令が執行された当事者の請求により、執行により生じたあらゆる損害について適切な補償を提供するよう、このような決定又は命令を執行した当事者に命令することができる。規則 125 が準用される。

5. 当事者が命令又は以前の命令の条件に従わない場合、裁判所の決定及び命令は、裁判所に対する定期的な罰金を命じることができる。

## 第 11 章 – 欠席による決定

### 規則 355 – 欠席による決定（第一審の裁判所）

1. 当事者が、これらの規則に従う又は裁判所により設定された期限内に手続をとらなかった場合、第一審裁判所は欠席による決定を下すことができる。

2. 欠席による決定は執行可能である。しかし、裁判所は、

(a) 規則 356 による申請に決定がなされるまで、執行の中止を許可することができ、

(b) 執行を保証金の提供を条件とすることができる；申請がなされないか、申請書に不備があった場合、この保証金は解除される。

### 規則 356 – 欠席による決定を破棄する申請

1. 欠席により決定がなされた当事者は、決定の送達から 1 ヶ月以内に、その決定を破棄する申請を提出することができる。

2. 欠席による決定を破棄する申請は、場合によって欠席についての当事者の説明と共に、規則 24 又は規則 29a の要件に適合する。更に、欠席による決定の日付及び番号を記載す

る。当事者は、欠席による決定を破棄する申請についての手数料を支払う [EUR\*\*\*]

3. 規則 356.2 の規定に適合する場合、申請は許可される。許可の記録は、欠席による決定のあらゆる公表に含まれる。

規程草案との関係：第 37 条

#### 規則 357 — 欠席裁判の判決（控訴裁判所）

1. 控訴の陳述及び控訴理由の陳述に対して、被控訴人が回答の陳述を期日通りに提出しなかった場合、又は当事者が交差控訴の陳述に対する回答又は主任判事が命令した翻訳文を提出しなかった場合には、規則 355 及び 356 が準用される。

2. 被控訴人が回答の陳述を提出せず、又は規則 356 に従って破棄するための申請を提出しない場合、控訴裁判所は控訴の実体面を考慮し、控訴が十分に根拠に基づいている場合、理由を付して決定を行う。

3. 当事者が規則 224.1 に規定する期限を遵守しない場合、疑念を回避するため、規則 355 及び 356 は準用しない。

#### 第 12 章 — 成立しない又は明らかに承認できない訴訟

##### 規則 360 — 判決の必要の欠如

訴訟が目的を失い、判決を下す必要がもはやない場合、裁判所は、当事者の申請により、又は自らの発議により、当事者に聴聞の機会を与えた後、いつでも命令により訴訟を打ち切ることができる。

##### 規則 361 — 明らかに成立しない訴訟

裁判所が、訴訟若しくは特定の主張を審理する権限を有しないことが明らかな場合、又は訴訟若しくは抗弁が、全て若しくは一部において明らかに承認しがたいか又は法律の根拠をいずれも明らかに欠く場合、裁判所は当事者に聴聞の機会を与えた後、命令により決定を下すことができる。

##### 規則 362 — 訴訟を進めるのに絶対的な制約

裁判所は、当事者の申請により又は自らの発議により、当事者に聴聞の機会を与えた後

はいつでも、例えば、既判事項の原則の適用により、訴訟を進めるのに絶対的制約が存在すると決定することができる。規則 363.2 が準用される。

#### 規則 363 – 明らかに許容できない主張を棄却する命令

1. 規則 360、361 及び 362 による命令は、主任判事の勧告により、合議体により行われる。

2. 規則 360、361 及び 362 に従い、第一審裁判所により決定が下される場合、規則 220.1(a) の意味における最終判決である。

### 第 13 章 – 和解

#### 規則 365 – 裁判所による和解の確認

1. 当事者が和解により訴訟に結論を下す場合、当事者は主任判事に通知する。裁判所は、裁判所の決定により和解を承認し [規則 11.2]、決定は裁判所の最終判決として執行できる。

2. 当事者の要請により、裁判所は和解の詳細を秘密にするよう命令することができる

3. 規則 365.2 に従うことを条件に、裁判所の決定は登記簿に記録される。

4. 主任判事は、和解の条件に従い、それが無い場合は自身の裁量によって、費用に関して決定する。

協定との関係：第 79 条

### 第 6 部 – 手数料及び法的扶助

#### 裁判所手数料

#### 規則 370 – 裁判所手数料

1. これらの規則に規定する裁判所手数料は裁判所に支払う。それらはこの部に含まれる規定に従って徴収される。

2. 裁判所に支払われる訴訟費用は下記の通りである：

(a) 定額手数料 [EUR\*\*]

#### 第一審裁判所

適用除外のための手数料

適用除外の取下のための手数料

侵害訴訟のための手数料

取消のための反訴についての手数料

取消訴訟の手数料

侵害の反訴についての手数料

非侵害の確認のための手数料

ライセンス・オブ・ライトの補償についての訴訟の手数料

欧州特許庁の決定に対する訴訟の手数料

訴訟管理の命令の再審理の申請の手数料

証拠保全の申請についての手数料

仮処分の申請のための手数料

損害を決定するための申請についての手数料

規則 125 に従う補償を決定するための申請についての手数料

権利の回復のための申請についての手数料

プロテクティブ・レターの提出、又は登記簿に記録される期間の延長を申請する手数料

欠席による決定を破棄にするための申請についての手数料

控訴裁判所

規則 220.1(a)及び(b)に規定する控訴のための手数料

規則 220.1(c)及び.2に規定する控訴のための手数料

プロテクティブ・レターを提出するための手数料：

再審理のための手数料：

(b) 価額に基づく手数料 [EUR\*\*\*]

紛争における価額 (EUR)                      手数料

規則 371 — 裁判所手数料の支払い期限

1. 定額手数料 [ (規則 5、15.1、26、47、53、68、132、192.5、206.4、207.3、228) ]

は、関連する訴答書面又は申請書の提出時に支払う。支払いは、裁判所が示す銀行預金口

座の1つになされ、関与する特許の番号と共に支払う当事者又は代理人を表示する。

2. 支払いの証拠は、関連する訴答書面又は申請書と共に提供する。

3. 緊急で、事前の支払いが不可能である場合、問題となる当事者の代理人は裁判所に示された期間内に定額手数料を支払う。定額手数料の支払いがこのような期間内になされた場合、裁判所は、関連する訴答書面又は申請書が登記部に提出されたとみなされ有効であると命令することができる。

4. 価額に基づく手数料は、規則 22、31、57、58、69、104(i)及び 133 に従う紛争の価額を決定する命令の送達から 10 営業日以内に支払う。

5. 法的扶助のための申請が規則 377 に従って提出された場合、規則 371.1 のもとで定額手数料を支払う場合の時間に関する義務は適用しない。

協定との関係：第 70 条

法的支援

規則 375 — 目的及び範囲

1. 司法への効果的なアクセスを確保するために、裁判所は、自然人である当事者に法的扶助を与えることができる。

2. 法的扶助は、裁判所におけるあらゆる手続きについて与えることができる。

規則 376 — 法的扶助の対象となる費用

1. 協定第 71 条(3)に従い、法的扶助は、以下の費用の全て又は一部を対象とすることができる：

(a) 裁判所手数料；

(b) 法的支援の費用及び以下に関する代理人費用

(i) 法的手続開始前に和解に達することを目的とした訴訟前アドバイス、

(ii) 裁判所での訴訟の開始及び維持、

(iii) 法的扶助の申請を含む、訴訟に関する全ての費用、

(c) 当事者が負担する訴訟に関する他の必要な費用（証人、鑑定人、通訳者及び翻訳者の費用、並びに申請者及び代理人の必要な旅費、宿泊費及び生活費を含む）、

2. 協定第 71 条(3)に従うことを条件に、法的扶助は、申請者が敗訴した場合には、勝訴

当事者に対して負担する費用を対象とすることができる。

#### 規則 377 — 法的扶助が供与される条件

1. 全ての自然人は、以下の場合、法的扶助を申請する権利を有する：

(a) 経済状態により、規則 376 に規定する費用の全て又は一部について負担することができず；

(b) 法的扶助の申請がなされる訴訟が、合理的な成功の見通しを有している。

2. 管理委員会は、法的支援の申請者が規則 376 に規定する訴訟費用を負担することが全体的又は部分的にできると認められるしきい値を設定する。

これらのしきい値は、申請者の住所又は常居所のある締約国の高いレベルの生活コストの結果として、規則 376 で規定する訴訟費用を実際に支払うことができないことが証明される場合には、経済状況がしきい値を超えている申請者が法的扶助を申請することを妨げない。

3. 法的扶助の決定を行う場合、裁判所は、申請者に対する訴訟の重要性、及び、申請が申請者の職業又は自営の専門的職業に直接起因する主張に関連する場合には訴訟の本質を含み、関連のある全ての事情を考慮する。ただし、第 1 項 (a) の適用を妨げない。

#### 規則 378 — 法的扶助の申請

1. 法的扶助のための申請書は、裁判所での訴訟が開始する前でも後でも提出することができる。

2. 法的扶助のための申請書は、締約国の言語で下記を含むものとする；

(a) 申請者の氏名；

(b) 申請者の送達のための住所及び電子メールアドレス、並びに送達を受領する権限を有する人の氏名；

(c) 他の当事者の氏名、及び可能な場合は他の当事者の送達のための住所及び電子メールアドレス、並びに、知っている場合には、送達を受領する権限を有する者の氏名；

(d) 申請がなされる訴訟の訴訟番号、又は訴訟が提起される前に申請書が提出される場合には、訴訟の簡単な説明；

(e) 訴訟の価額の表示、及び法的扶助によりカバーされるべき費用；

(f) 法定扶助が、法定援助及び代理人のために請求される場合、提案される代理人の氏名；

(g) 申請者の財源の表示、例えば、収入、資産及び資本、申請者に金銭的に依存している者の財源の評価を含む、申請者の家族の状況の表示、

(h) 適切な場合、理由を記載した、遵守しなければならない期限を法的扶助の決定の命令の通知の日まで延期する請求。

3. 法的扶助のための申請書は、

(a) 申請者が支援を必要とする証拠、例えば収入、資産及び家族の状況を証明する証明書；及び

(b) 訴訟が提起される前に申請書を提出する場合、訴訟を裏付ける証拠の表示により裏付けられている必要がある。

4. 控訴の場合、新たな申請書を提出する。

5. 規則 8 は適用されない。

#### 規則 379 — 審査及び決定

1. 登記部は、法的扶助の申請書の形式的要件について審査する。

2. 規則 378 に規定する要件が満たされていない場合、申請者は、可及的速やかに、14 日以内に不備を補正するよう要請される。

3. 規則 378 に規定する要件が満たされている場合、主任判事による命令により、又は訴訟が提起される前に申請書が提出された場合は常設判事による命令により、この申請に関する決定がなされる。

4. 法的扶助の申請の決定についての前に、規則 377 に規定する条件が満たされていないことが提出された情報からすでに明らかである場合を除き、裁判所は他の当事者に書面による見解を提出するよう要請する。

5. 法的扶助を却下する命令は、それが基礎とする理由を示す。

6. 法的扶助を与える命令は、

(a) 裁判所手数料の全て又は一部の免除；

(b) 最終的な命令の前に主任判事又は単独の判事の請求を申請者及び／又は申請者の代理人が満たすことを可能にする、暫定的な支払金額；

(c)申請者の代理人に支払うべき金額，又は代理人の支払い及び料金が超えてはいけない限度；

(d)規則 376.1(c)に規定する費用に対し申請者によってなされる寄与を含むことができる。

7. 法定扶助が、全て又は一部において法的援助及び代理人の費用をカバーする場合、法的扶助を与える命令は、申請者の代理人を指名する。

8. 指名された代理人の要請により、裁判所は、総額を前払いによって支払うよう命令することができる。

9. 規則 378.2(g)に従って申請者によって請求された場合、裁判所はあらゆる期限の停止を決定する。

#### 規則 380 — 法的扶助の取下

1. 規則 377.1(a)に従って法的扶助が与えられた申請者の経済状態が、訴訟の間が変わった場合、裁判所は、自らの発議で又は他の当事者の理由を付した請求により、申請者の聴聞の後、いつでも法的扶助の全て又は一部を取り下げることができる。

2. 法的扶助を取り下げる命令は、それが基礎とする理由を示す。

#### 規則 381 — 控訴

全て又は一部の法的扶助を却下又は取り下げる命令については、第一審裁判所が控訴を許可した場合、控訴裁判所に控訴することができる。このような控訴が許可される場合、裁判所は、控訴の実施について法的扶助を与えることができる。

#### 規則 382 — 回復

1. 裁判所が、他の当事者に法的扶助の申請費用を支払うよう命じる場合、他の当事者は法的扶助により前払いされたあらゆる金額を裁判所に返金するよう要求される。命令された費用と法的扶助により前払いされた金額との間に不足がある場合、申請者は、裁判所によって与えられたあらゆる損害賠償又は補償から、又は和解により得られたあらゆる金額から、このような不足を満たすよう要求される可能性がある。

2. 規則 380 による法的扶助の取下の場合、申請者は、法的扶助により前払いされたあらゆる

ゆる金額を返金するよう要求される場合がある。

## 手続き規則案

### EU 法との整合性の問題

#### 1. CJEU に対する予備的付託（規則 266）

規則 266 の第 5 項の文言は、統一特許裁判所は、CJEU に予備的質問を送った場合には常にその手続きを中断すべきであり、予備的判決がなされる前に最終判決が言い渡されないことを明確にするために、採択する必要がある。

#### 2. 書類の送達－規則 1393/2007

2011 年 9 月 20 日の欧州連合法への統一特許裁判所協定案の適合性についての委員会部局からのノン・ペーパー（doc 14191/11）に示されたように、書類の送達についての規則 (EC)No 1393/2007 は、原則として UPC の手続との関連で送達されるべき書類の加盟国間の送達に適用されるであろう。しかし、この規則の第 20 条(2)により加盟国は、この規則（書類の受領の拒否についての第 8 条、送達の日についての第 9 条、及び欠席した被告の権利の保護についての第 19 条を含む）と適合性があることを条件として、書類の送信を更に効率化又は簡素化する手配を締結することができる。

手続規則についての現在の青写真は、書類の送達についての規則との関係が明確でなく、この規則で付与された全ての権利を尊重していないと思われる。例えば、規則 14(3)において、原告が主張の陳述書の翻訳文を提出することが「できる」と予定されており、書類の送達についての規則第 8 条で被告に付与された、規定されている言語の 1 つでない書類の送達を拒否する権利を尊重しないように思われる。

結果として、書類の送達に関する規則が、UPC の文脈で適用される範囲を明確にすることが望ましいであろう。手続規則中で提供された規則が、書類の送達についての規則からそれる場合、書類の送信を更に効率化するか単純化するだけであり、書類の送達についての規則によって与えられた権利をどんな場合も尊重することを保障することが、どんな場合でも必要である。

#### 3. 証拠調べ－規則 1206/2001

同様に、委員会部局からの上記ノン・ペーパーは、民事及び商事問題における証拠調べ

における加盟国の裁判所間の協調についての規則 (EC)1206/2001 が、UPC の部が、特定の部が置かれている国以外の加盟国の領土内で証拠を求める必要がある場合に、原則として適用されることを示した。しかし、書類の送達についての規則と同様、規則の第 21 条(2)により、規則と適合するという条件で、加盟国が証拠調べを更に促進する協定を結ぶことが可能である。

手続規則の草案から、外国でどのように証拠調べがなされるかは十分に明らかではない。従って、外国でどのように証拠調べがなされるか、UPC の文脈内で証拠調べ規則がどの程度採用されるか明らかにすることが望ましいと思われる。証拠調べ規則が、規則からそれる場合、それらは証拠調べを更に促進するもので、この規則に適合するものでなければならない。

#### 4. 欠席した被告

欠席した被告の保護は、欧州連合法の抗弁の権利の保護の極めて重大な要素であり、民事司法のありとあらゆる手段において取り込まれている（例えば、送達規則第 19 条、規則 44/2001 第 26 条（規則 1215/2012 第 28 条）、規則 44/2001 第 34 条(2)（規則 1215/2012 第 45 条(1) (b)）。手続規則の現在の草案は、この保護に対して十分でないと思われる。例えば、規則 245 は、基本的な手続の不備の場合に再審理の申請書を提出する被告の権利を、決定の送達又は基本的な不備の発見から 2 ヶ月の機関に制限している。これは、被告が判決について知ってから合理的な期間内に行動することを可能にする欧州連合法との適合性がない。更に、具体的に被告の欠席に対処している規則 277 は、送達規則第 19 条に従う被告の保護のレベルを保障していない（特に、規則 277 にはない、第 19 条(1)の最後の文章を参照されたい）。

#### 5. 執行（規則 354）

規則 354 は、それが起草されている通り、欧州連合法と一致していないように思われる。欧州連合法では、判決の執行可能性は、判決が言い渡される加盟国の国内法に依存し、許可状が必要であれば、欧州連合法に依存する（例えば、規則 (EC)44/2001 第 38 条）。一方、実際の執行は、執行が求められる加盟国の法律に依存する。従って、執行可能性が、強制執行が行われる加盟国の法律に依存しないことを明らかにすべきである。おそらく、規則

は下記のように起草されるべきである：

「・・・に従うことを条件に、裁判所の判決及び命令は、配達の日から直接執行できる。執行は、執行が行われる特定の締約国の法律に従う執行手続及び条件に従って行われる。」

#### 6. 訴訟の中止（規則 295）

排他的であるとの印象を与える規則 295 は、UPC が、規則 1215/2012 及びルガーノ条約に基づいてだけでなく、欧州連合法一般に基づいて訴訟を中止しなければならないことがあることを示すべきである。訴訟を中止する必要は、破産規則（又は他の欧州連合法）に基づいて発生する場合もある。